



Title	近代青島における売春統制——国家統治の要請に応じた性管理の諸機能
Author(s)	Tai, Yingfeng
Citation	大阪大学, 2026, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/105390
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

博　　士　　論　　文

近代青島における売春統制 ——国家統治の要請に応じた性管理の諸機能

台澄豊

2026 年 3 月

大阪大学大学院人間科学研究科

人間科学専攻未来共生学講座共生の人間学分野

概要

本研究は、1898年から1949年までの近代青島を対象とし、複数の政権交替の下で繰り返し導入された売春統制を分析することで、売春統制がいかなる機能を担っていたのかを明らかにすることを目的とする。近代の青島はドイツ租借期以降、第一次日本占領期、北洋政府統治期、南京国民政府統治期、第二次日本占領期、戦後国民政府統治期と、六度の政権交替を経験した都市である。統治者が変化したにもかかわらず、売春統制は常に導入され続けた。本研究は、売春統制の持続性と変容に着目し、それが単なる売春業の管理制度ではなく、各政権が直面した統治課題に応じて再文脈化される統治装置であったことを論証する。

売春統制は一般に、娼妓登録、売春税の徴収、性病検査、指定地の設定、私娼取締など、共通の施策によって構成される制度として理解されてきた。しかし、青島の事例を検討すると、これらの施策の目的や重点、運用形態は時期ごとに大きく異なっていた。ドイツ占領期においては、駐屯軍の性病感染防止が統制の中心に据えられ、衛生管理と人種的隔離が結びついた制度が構築された。第一次日本占領期には、帝国日本の移民社会の秩序維持や都市建設政策と連動し、売春統制は都市空間の形成と経済活動を支える手段として運用された。北洋政府統治期には、政権の不安定と行政力の不足により統制は形骸化し、主として売春税徴収による財政補填の手段として機能した。南京国民政府統治期には、売春統制は娼妓の救済・教化と結びつけられるとともに、その対象はダンサーや接客女性へと拡張され、国家の統治能力を可視化し、国民国家建設に資するものとして機能した。第二次日本占領期には、売春統制は戦時体制の下で一層強化され、さらに「慰安婦」制度へと変形し、女性の身体を軍需と占領秩序に組み込む装置として機能した。以上の分析から、本研究は、近代青島における売春統制の歴史的展開を通じて、売春統制が政権交替のたびに新たな意味を付与されつつ継続してきた過程を明らかにし、売春統制を近代国家の統治技術として位置づけ直すものである。売春統制は各政権に共通して用いられながら、国家が社会へ介入し、衛生管理、財政確保、国家像の提示、戦時動員といった多様な統治目的に応じて運用された。したがって、売春統制は近代国家が社会を統治可能な対象として再編していく方法の共通性に根ざしており、本研究はこうした観点から、売春統制に対して技術的側面を超えた統治論的視点を提示する。

目次

序章	1
第一節：本研究の問題意識	1
第二節：先行研究と問題点	3
第三節：論文の構成	7
第一章：ドイツ占領期における売春統制	10
第一節：ドイツの青島占領と売春業の開始	10
第二節：売春統制の導入論理	15
第三節：売春統制の展開と不可視性	23
第二章：第一次日本占領期の青島における売春統制	29
第一節：日本占領下の青島における日本人売春業	29
第二節：青島における日本式売春統制の導入と隠蔽性	34
第三節：売春指定地制度	39
第四節：性病検査制度	45
第三章：北洋政府統治期における売春統制	52
第一節：中国における売春統制の成立と青島への導入背景	52
第二節：膠澳商埠督弁公署時代の売春統制	59
第三節：膠澳商埠局時代の妓捐徴収	67
第四章：南京国民政府統治期における売春統制	75
第一節：南京国民政府統治下の売春統制と青島の政治地理	75
第二節：売春統制の展開	80
第三節：娼妓の救済と教化	89
第五章：第二次日本占領期における傀儡政権下の売春統制	103
第一節：日本の再占領と青島における傀儡政権の確立	103
第二節：社会・経済統制下の青島における売春統制の再編	106
第三節：国家の協力者として再編される娼妓	114
第四節：占領末期における売春統制の極端化と崩壊	120
第六章：売春統制の延長線上における「慰安婦」制度と接客業管理	124
第一節：売春統制の文脈上の「慰安婦」制度と接客業管理	124
第二節：第二次日本占領期の「慰安婦」制度	124
第三節：南京国民政府統治期の接客業管理	135
終章	144
第一節：繰り返し青島に導入された売春統制	144
第二節：現代中国の売春統制の変容	149
参考文献	154
謝辞	161

序章

第一節：本研究の問題意識

売春統制とは何か

売春統制とは、近代国家が売春業を制度的に管理、規制するために導入した統治体系を指す。具体的な措置としては主に、第一に、娼妓の登録や営業許可証の取得を義務づけ、さらに売春税を課すことで国家財政に組み込むことである。その際、登録を経て営業資格を獲得した者は「公娼」とされた。登録を行わずに営業する者は「私娼」として位置づけられ、禁止の対象となった。第二に、性病検査の実施といった衛生上の規制を行うこと。第三に、売春区域の指定や遊廓への居住強制によって娼妓を空間的に隔離し、彼女たちの外出や行動に制限を加えること、などが挙げられる。このような売春統制は「公娼制度」とも呼ばれ、その起源は1802年のフランスにさかのぼる。ナポレオン戦争期に軍隊を通じて性病がヨーロッパ各地に広がり、軍の戦闘力を深刻に脅かしたという事情があった。軍隊が娼妓との接触を全面的に禁じることは現実的ではなかったため、フランス政府はむしろ売春を公的に統制し、性病を防止する方向へと舵を切った。このように、娼妓は、営業許可の取得と性病検診の受診を義務付けられた。この制度化された売春統制システムはやがてヨーロッパ各国に広まり、多くの都市で公娼登録と性病検診を強制する同様の制度が採用された。その後、この仕組みは日本を含む非ヨーロッパ地域、さらにその植民地や中国にも波及していった。

青島における売春統制とは何か

本研究の対象は、近代青島において各政権が実施した売春統制である。青島は中国山東省に位置する港湾都市であり、1898年にドイツに占領されて以降、いわゆる都市の近代化の始まりとともに、売春業に対する統制が継続的に行われてきた。本研究が青島を分析対象とするのは、この都市が特異な歴史を辿ってきたからである。青島は、1898年にドイツが清朝から租借したことを契機に近代化が始まり、その後1949年に中華人民共和国が成立するまでのあいだに、六度の政権交替を経験した。具体的には、1898～1914年のドイツ租借期、1914～1922年の第一次日本占領期、1922～1929年の北洋政府統治期、1929～1938年の南京国民政府統治期、1938～1945年の第二次日本占領期、そして1945～1949年の第二次南京国民政府統治期である。

このように複数の政権交替を経験した青島において、売春統制は常に異なる統治者に新たな形で導入されてきた。ただし、その内容や強調点は政権ごとに異なり、そこには共通点と相違点、連続性と断絶性が併存していた。つまり、各政権が実施した売春統制は、一見するといずれも、売春業が社会風紀の紊乱、性病の蔓延、市民の道德の破壊をもたらすという「社会の悪」を抑制するために導入され、そのため売春統制の施策はおおむね娼妓の登録、売春税の徴収、性病検査、売春指定地の設置と娼妓の隔離、私娼の取締といった共通要素を含んでいたかのように見える。こうした点からすれば、売春統制は単に売春業そのものを管理・抑制する装置のように理解されがちである。しかし実際には、近代の青島において、異なる占領期ごとに売春統制の目的や強調点は大きく異なっていた。簡単に本研究で導きうる結論を先取りして述べるならば、青島における売春統制は各時期の政権によって異なる目的に結びつけられていた。ドイツ占領期において、売春統制は軍隊の性病防止のために導入され、娼妓に対する衛生管理が徹底された。しかし、こうした統制を支えていたのは衛生上の配慮だけではなかった。ドイツ占領期の売春統制には、ドイツ人が中国人をはじめとする有色人種との接触によって「汚染」されることを警戒する当時の人種観が反映されており、衛生管理の名目の下で人種的隔離の論理も強く働いていた。日本第一次占領期の売春統制は、依然として性病対策を重視しつつも、同時に青島の都市建設政策や経済繁栄の追求と結びつけられていた。その後の北洋政府統治期の売春統制は、実際には政策の発布こそ行われたものの、その運用はほとんど名目的な水準にとどまり、統制としての実効性は乏しかった。他方で、事実上の統制重点は娼妓への課税を通じて財政収入を確保することに置かれていた。続く南京国民政府統治期には、売春統制は従来のように娼妓を殖民地経営や財政収入の資源として利用する枠組みを超え、彼女たちを単に管理・規制するだけでなく、救済や教化を通じて市民社会に再編することによって、自らの統治を文明化し、正当化しようとする試みが見られた。第二次日本占領期の売春統制は戦時体制の下で社会統制の一環としていっそう強化された。娼妓たちは身体的にも経済的にも従来以上に統制・搾取されると同時に、彼女たちは忠誠的な国民像として演出される存在へと変貌した。さらに、慰安婦制度の導入によって、売春統制は戦時体制の中で一層極端な形へと押し広げられることになり、女性が軍需資源として組織的に利用

されるようになった。最後に、南京国民政府統治期には、売春統制はバーやダンスホールで働く女性従業員にまで拡張された。その狙いは、都市秩序の維持というよりも、道徳的統制を通じて自らの統治の正当性を強調することにあった。同時に、進駐していたアメリカ海軍への接待需要を満たすという現実的な役割も付与されていた。

このように、売春統制は単なる売春業を規制するものではなく、むしろそれぞれの政権が直面する統治上の諸課題——社会問題、経済問題、軍事問題、財政問題——に取り組むために売春業を利用し、統治手段として活用するための制度であったことが見えてくる。したがって、複数の政権が交替した近代青島において、売春統制は必然的に多様な姿を示していた。本研究は、各政権による売春統制の重点と差異を明らかにすることで、その制度が単なる売春業を管理する制度であるにとどまらず、政権の異なる統治目標を達成するための統治手段であったことを論証する。言い換えれば、売春統制は政権交替のたびに再文脈化され、その都度新しい意味を付与されつつ機能したのである。以上の理由から、本研究は単に売春統制の技術的側面を記述するだけでなく、同一の制度がいかに変容し、異なる政権によってどのように統治手段として活用され、さまざまな統治目的を満たしていったのかを明らかにする。最終的には、なぜ異なる政権がいずれも売春統制を導入したのか、その背後にどのような共通の統治論理が働いていたのかを検討する。そして、売春女性がなぜ各政権にとって多様な統治目的を実現するための対象として選び取られ、管理の切り口とされてきたのか、その理由を究明することを本研究の目的とする。

第二節：先行研究と問題点

売春統制に関する研究は、しばしば女性史あるいは売春史研究の一部として位置づけられてきた。中国の歴史学界においては、20 世紀末から 21 世紀初頭にかけて近代売春史研究が徐々に行われるようになった。それらの研究では通史的な枠組みに依拠した概括的叙述が主流であった。すなわち、この時期の研究は、近代娼妓史を長期的な時間軸の中で総合的に把握して論じることに重点が置かれた。たとえば、武舟の『中国妓女生活史』（1990）¹及び『中国妓女文化史』（2006）²は、この時期の売春史研究の代表的著作であり、古代から現代にいたるまでの娼妓制度の起源、変

¹ 武舟『中国妓女生活史』湖南文芸出版社、1990 年。

² 武舟『中国妓女文化史』東方出版中心、2006 年。

遷、消滅の過程を体系的に叙述している。その中で近代以降の中国の公娼制度や禁娼・廢娼運動も扱っているものの、叙述の焦点は主として娼妓の生活風俗や文化的側面に置かれていた。また、邵雍の『中国近代妓女史』³は、中国近現代の娼妓問題を時系列に沿って整理した初の体系的研究であり、清朝末期から中華人民共和国建国初期に至るまでの各時期と各地における娼妓の分布や生活状況、政府の対応策、娼妓救済の実態などを詳細に描いている。しかしながら、これらの研究はいずれも、叙述の中心が文化史や社会史的側面に偏っており、社会風俗史の視点から売春統制を娼妓の生活状況を理解するための一要素としてのみ捉える傾向が見られる。その結果、国家による売春統制がどのような意図や目的のもとに行われ、その目的の実現に向けてどのような売春統制の措置が行われてきたのか、実際にどのような効果や変化を生んだのかという点は十分に論じられていない。

近年、都市管理の視点から国家による売春統制の目的や機能を捉えようとする研究が現れている。これらの研究は常に、売春業を社会秩序や風紀、衛生、道徳を乱す要素として位置づけ、売春統制をそれらの問題を是正するための行政的手段として捉えている。つまり、売春統制を近代都市が抱える衛生や社会秩序の課題を解決するための、合理的な社会管理政策として肯定的に描く傾向がある。しかしながら、こうした研究の多くは、売春統制を公共の福祉を目的とした中立的かつ合理的な都市政策として肯定的に捉える傾向にある。さらに、国家の近代化を自明の社会的進歩と見なす傾向が強く、売春統制に対する批判的な視点を欠いている。青島における売春統制研究の一部もこうした枠組みを踏襲している。たとえば秦曉梅（2007）⁴、郭謙（2021）⁵、夏嫣然（2022）⁶などの研究が挙げられる。これらの研究において、国家を社会問題の解決を担う「公的な管理者」として描く一方で、国家が売春統制を通じていかなる政治的・経済的な利益を追求してきたかという側面は、ほとんど顧みられていない。

中国学界における機能主義的アプローチ、すなわち売春統制を「衛生管理」や「風俗統制」「娼妓という社会の悪弊の一掃」といった行政的措置として無批判に受け入れる立場と対照的に、日本における公娼制度研究は、売春統制を国家の利益、

³ 邵雍『中国近代妓女史』上海人民出版社、2005年。

⁴ 秦曉梅『近代山東娼妓業の興衰』『中華女子学院山東分院学報』2007年第2期。

⁵ 郭謙『転型期城市社会治理研究：民国山東城市下層社会調控透視』江蘇人民出版社、2021年。

⁶ 夏嫣然『近代青島娼妓業研究』青島大学大学院修士論文、2022年。

特に軍事上の利益や植民地経営上の利益を実現するために設けられた統治装置として位置づける傾向が強い。たとえば藤目ゆき（1997）⁷は、近代公娼制度の中核的特質として娼妓に対する性病検査の義務化を取り上げ、近代の公娼制度は軍隊慰安と性病管理を軸とした国家管理売春の体系であり、近代国家の建設——とりわけ強力な軍隊の建設——の利益と結合して誕生した制度であると論じている。その議論を引き継ぐかたちで、藤野豊（2001）⁸、また林葉子（2017）⁹なども、国家がいかに女性の身体に対する統制を国家建設に取り組み、社会秩序の安定化や、軍内の衛生維持を図ったのかを追及している。さらに、公娼制度がどのように日本の植民地へと移植され、日本の植民地経営においてどのような役割を果たしたのか、またその制度はどのように第二次世界大戦期の軍隊慰安婦制度へと連続的に展開されてきたのかを検討する研究も多い。金富子・金栄（2018）¹⁰、吉見義明（2019）¹¹、宋連玉（2023）¹²などが代表例である。一方、日本の学界においては、日本の公娼制度に対する検討にとどまらず、イギリス、フランス、ドイツなど欧米諸国の公娼制度にも視野を広げており、同様に公娼制度を軍事的利益と植民地支配という文脈から捉えようとしている傾向がある、近代植民地期の青島を対象とした日本学者の研究においても同様の論理が見られる。たとえば、浅田進史（2012）¹³は、ドイツが青島で売春統制を導入した要因を軍隊内部に蔓延する性病に求め、売春統制の核心を軍隊内部の衛生管理に見出している。総じて言えば、日本の公娼制度研究は、中国のように公娼制度を都市管理政策や近代化の一部として肯定的に捉えるのではなく、むしろ国家が下層女性の身体を支配、利用し、軍事的・政治的・植民地支配的利益に従属する制度として捉えている。これらの研究は、国家による性の管理とその搾取性と暴力性を明らかにしたという点で、より批判的かつ政治的な性格を持ち、売春統制の本質は、単なる売春業に対する行政的管理ではなく、各政権がそれぞれの統治目的を実現するために用いた統治手段として捉える本研究にとって、重要な理論的

⁷ 藤目ゆき『性の歴史学：公娼制度・堕胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版、1997年。

⁸ 藤野豊『性の国家管理：買売春の近現代史』不二出版、2001年。

⁹ 林葉子『性を管理する帝国：公娼制度下の「衛生」問題と廃娼運動』大阪大学出版会、2017年。

¹⁰ 金富子・金栄『植民地遊郭：日本の軍隊と朝鮮半島』吉川弘文館、2018年。

¹¹ 吉見義明『買春する帝国：日本軍「慰安婦」問題の基底』岩波書店、2019年。

¹² 宋連玉『植民地「公娼制」に帝国の性政治をみる：釜山から上海まで』有志舎、2023年。

¹³ 浅田進史「植民地権力と越境のポリティクス：膠州湾租借地におけるドイツ統治を再考する」『境界研究』3号、2012年。

示唆を与えている。

しかしながら、娼妓に対する統制そのものが、もともと 19 世紀初頭にフランスで導入された娼妓に対する性病検査に由来し、のちに欧米諸国や日本、及びそれらの帝国の植民地において広く適用された経緯をもつことから、日本側の先行研究の中にはしばしば売春統制がもつ性病防止の機能や軍事管理の側面を過度に強調するあまり、売春統制が異なる歴史的文脈において再定義され、転用されてきた複雑さを捉えきれていない傾向も見られる。とりわけ中国政府によって実施された売春統制は、確かに西洋や日本の公娼制度を参照したものであったが、その導入目的や制度運用の重点は異なっており、軍隊の性病管理を主目的とするものではなく、むしろ売春税の徴収による財政の補填、および「近代国家の建設」を象徴する社会改革として展開された。例えば、清末民初の北京の公娼制度を研究した齊小林（2017）¹⁴は、売春税の徴収が公娼制度において重視されており、財政危機の緩和に寄与しただけでなく、西洋や日本の都市統治モデルを模倣し、近代化の道を模索しようとする試みでもあったことを指摘している。また、陳蘊茜・劉煒（2006）¹⁵は、民国期南京の廢娼運動を、国家が都市空間を再編し、社会秩序を再構築する政治的運動として捉えている。李常宝（2010）¹⁶なども同様の視点を示し、売春統制が地方社会の秩序形成と公共空間の再定義に深く関わっていたことを明らかにした。日本占領下の中国の都市において行われた売春統制も、慰安婦研究を除けば、性病管理や軍隊慰安との関連性を強調する研究は極めて珍しい。たとえば葉揚兵（2010）¹⁷は、日中戦争の時、日本軍が南京を占領した後、「市場の繁栄」という名の下に南京国民政府の「廢娼令」を解き、公娼制度を復活させ、売春税を徴収するとともに日本人向けの性サービスを提供させた事例を取り上げて議論したが、それと軍隊慰安との関係性を言及していなかった。つまり、中国側の売春統制に関する研究は必ずしも軍事的需要を中心に据えているわけではなく、むしろ国家財政危機の解決、近代都市統治の理念、都市空間の再編などと密接に関わっている。したがって、売春統制の意味はきわめて多面的であり、国家が置かれた歴史的な文脈に応じて再定義され、転用されて

¹⁴ 齊小林「昔日的進歩：清末北京公娼制度緣起考略」『“性・性別与社会”跨学科学術研討会論文集』2017 年。

¹⁵ 陳蘊茜・劉煒「秦淮空間重構中的国家權力与大衆文化」『史林』2006 年第 6 期。

¹⁶ 李常宝「秩序的騷動与都市公共空間被侵害後的社會回應」『福建論壇』2010 年第 7 期。

¹⁷ 葉揚兵「日偽統治時期南京的娼妓業」『学海』2010 年第 6 期。

きた統治技術であったと言える。言い換えれば、異なる政権はそれぞれの統治目的に応じて売春統制を利用し、その目的に即して売春統制の性格が変化していったのである。

最後に補足として取り上げたい先行研究は、アメリカの歴史学者ゲイル・ハーシャッター (Gail Hershatte) の著書『危険な快楽 (Dangerous Pleasures)』¹⁸である。彼女は近代上海における娼妓問題を分析し、娼妓をめぐる言説やイメージが、時代ごとに異なるエリート層によってどのように作り出されてきたのかを論じている。ハーシャッターによれば、「娼妓問題」とは、支配層の知識人や権力者が自らの価値観や理念を表現するための言説的な道具であり、娼妓は常に議論の中心に置かれながらも、そのたびに政治的、文化的、社会的課題に巻き込まれて再定義されてきた。この視点は本研究にとっても示唆的である。青島の事例において明らかにしたいのは、売春統制が繰り返し導入されたのは、娼妓そのものが統治の中心課題であったからではなく、むしろ各政権が直面した統治上の政治的、経済的、社会的、軍事的課題を解決するための手段として利用されてきたからである。つまり、売春統制は常に「国家の統治目的」と結びついており、その内実は時代や政権によって大きく変化し、共通性と差異性を併せ持つ複雑な様相を示したのである。

第三節：論文の構成

本研究は、基本的に近代青島を統治した各政権の時期区分に従い、それぞれの時期における売春統制の特質と目的を検討する。

第一章では、1898 年から 1914 年までのドイツ占領期における青島の売春統制を取り上げる。まず、ドイツ占領以前の青島の社会状況を確認し、売春業が導入されていなかったことを明らかにする。そのうえで、ドイツによる占領後、軍事拠点としての性格が強まった青島で売春市場が形成された経緯を示す。次に、ドイツ本国の売春統制がいかなる理由とどのように青島に移植されたのかを検討する。青島で導入された売春統制は、基本的に軍内の性病の蔓延を防ぐという衛生上の目的に基づいていたが、その背後には衛生観と結びついた人種観念が存在していた点にも注目する。最後に、性病検査や人種的分離という売春統制の措置を検討し、ドイツ式の売春統制が青島でどのように構築されたのかを明らかにする。

¹⁸ Gail Hershatte 『危険な愉悦：20 世紀上海的娼妓問題と現代性』韓敏中・盛宁訳、江蘇人民出版社、2003 年。

第二章では、1914 年から 1922 年までの日本統治期における青島の売春統制を扱う。まず、青島が帝国日本の勢力圏に組み込まれたことによって、日本人および朝鮮人の売春業従事者が急増し、青島の売春市場は、この帝國的な人口移動と性売買のネットワークの一部として位置づけられるようになった形成点を確認する。次に、日本植民当局が本国の公娼制度に類似した売春統制を青島に導入したことを検討する。この統制は、行政機関によって行われたものだけではなく、民間の同業組合が管理に協力する仕組みが含まれ、官民の協働によって統制が維持された。さらに、指定地制度を取り上げ、売春空間の設定は、都市計画の方針に合わせて配置したことを検証する。最後に、性病検査は青島における日本人社会の衛生維持を支える重要な手段であったことを明らかにする。

第三章では、1922 年から 1929 年までの北洋政府統治期における青島の売春統制を検討する。まず、近代中国における売春統制の出発点とその特徴を確認し、とくに売春税の徴収が統制の中心に位置づけられていた点を明らかにする。さらに、北洋政府統治期の政治状況を背景として示し、こうした政治的枠組みが青島の売春統制にどのような影響を与えたのかを明らかにする。続いて、直隸系軍閥期と奉系軍閥期に分けて売春統制の特質を検討する。直隸系軍閥の統治期については、売春に関する布告や文書は一定数発出されたものの、実際の行政力が弱く、売春統制はほとんど放置に近い状態であったことを指摘する。他方、奉系軍閥期については、売春税の徴収をめぐる軍隊と警察の間で対立が生じていた点に注目し、この時期の売春統制が主として税収の確保を目的として行われていたことを明らかにする。

第四章では、1929 年から 1938 年までの南京国民政府統治期における青島の売春統制を検討する。まず、南京国民政府の売春統制が、国民国家の建設という目標と密接に結びついていた点を確認する。続いて、青島接収の初期には、政治情勢の不安定が売春統制にどのような影響を及ぼしたのかを考察する。その後、政情が安定した時期に焦点を当て、売春統制が徐々に整備されていった過程を検討する。こうした売春統制の充実、国家が社会に介入する能力の向上を示すとともに、国家の統治能力を可視化する手段として売春統制を利用していたことを明らかにする。最後に、娼妓の救済や教化を取り上げ、救済や教化も売春統制を構成する重要な要素であったことを示している。

第五章では、1938 年から 1945 年までの日本による再占領期における、傀儡政権の下での売春統制を検討する。まず、日本の再占領と青島における傀儡政権の成立を確認し、当時の売春統制が置かれていた背景を明らかにする。ついで、この時期の売春統制が日本側の「指導」に大きく左右され、戦時体制の下で強化され、その中心が占領秩序の維持及び軍需の確保にあった点を指摘する。さらに、娼妓が単に統制の対象とされたわけではなく、中日友好を強調する行事への参加や慈善活動への動員など、宣伝や社会動員の場にも組み込まれていたことを明らかにする。最後に、戦争末期において、戦局の悪化とともに売春統制の急速な強化とその崩壊過程を検討する。

第六章では、売春統制の延長線上に位置づけられる「慰安婦」制度と接客業管理を検討する。まず、両者が売春統制とどのような連続性を持つのかを概観したうえで、青島を中心に分析を進める。「慰安婦」制度について、第二次日本占領期の事例を取り上げ、国家が売春女性を軍需上の資源として扱い、売春統制を極端な形で押し進めていた点を明らかにする。接客業管理について、南京国民政府期（1929～1938／1945～1949）の事例を取り上げて、接客業管理は売春統制の膨張した形態として位置づけられて検討する。

第一章：ドイツ占領期における売春統制

第一節：ドイツの青島占領と売春業の開始

1、ドイツ占領前の青島の様相

青島は中国山東省東部に位置し、膠州湾の沿岸に面している。膠州湾地域は、古くから沿岸交易、とりわけ浙江省方面から運ばれる商品の寄港地として機能し、9世紀頃には、中国南部から朝鮮半島の新羅や日本へ向かうアラビア商人にとっての中継港でもあった¹。しかし、明代中期以降に実施された海禁政策により、この地域の商業活動は次第に衰退していった。清代に入ると、一時的に海禁が緩和されたため、膠州湾地域の商業貿易は再び活発化した。とはいえ、山東省西部における大運河の建設や、太平天国の乱による社会的混乱、さらに膠州湾への砂の堆積といった地理的变化に加え、1860年には青島北方の芝罘（現在の煙台）が条約港として外国に開かれ、多くの商業活動が芝罘に移行した。その結果、膠州湾地域の港湾としての重要性は次第に失われていった。

19世紀末になると、膠州湾地域は新たな転機を迎える。1891年、清政府は膠州湾の防備を正式に許可し、漁業、農耕経済を基盤としていた青島は、次第に国家主導の軍事都市へと変化していった。ただし、当時、芝罘は北洋艦隊の威海衛基地を防衛する位置にあり、渤海湾の安全保障と密接に関連していた。さらに芝罘は交通の便がよく、既に通商港として発展していたため、漁村に過ぎない青島よりも防備上優先されていた。この状況について、1894年4月、李鴻章は奏文において「十七年後から芝罘、胶州の国境警備を取り扱うことが協議され、現在威海と大連には軍事の要衝が形成されているが、芝罘と膠澳の両地には八營しかなく、分布兵力はやや貧弱である」²と述べ、膠州湾の防備が依然として初期段階にあり、兵力が十分ではないことを指摘している。

日本側の史料にも、ドイツによる青島占領以前の状況が記録されている。1897年9月21日から11月25日にかけて、陸軍中尉橋本仙作は膠州湾を旅行し、当地における軍事防備の実情を報告している。その中で「戦時五百人平時二百五十人ヲ定員トスト云ヘドモ予カ目撃シタル処テ概算スルト一營ノ実員二百人ヲ越ヘサル如シ」³

¹ ヴォルフガング・パウワー『植民都市・青島 1914-1931：日・独・中政治経済の結節点』大津留厚監訳、昭和堂、2007年、14頁。

² 青島市档案馆・中国第一歴史档案馆編『膠州湾事件档案史料彙編』青島出版社、2011年、14頁。

³ 「膠州湾海岸旅行報告送達の件」アジア歴史資料センター、C10061654000。

と記し、「膠州湾ノ防備ハ極メテ脆弱」と結論づけている。また、1896 年 1 月 29 日から 2 月 3 日にかけて、駐芝罘日本領事館から派遣されたスパイが、ロシア艦隊の越冬状況を探る目的で膠州湾周辺を調査しており、その報告書には次のような記述が見られる。「同地ハ人家五十餘戸、人家ノ東南三カ所ニ山抛リ嵩武軍中營砲兵海防營ノ三營ヲ置ク、其人家ノ過半ハ營兵ノ妻子ヲ以テ埋メ、人家モ皆貧困ノ色ヲ顯ハモ、一ノ富豪アルヲ見ス」⁴。この報告書から、当時の青島村の住民は、半数以上が兵士の家族であり、単身の兵士はむしろ少なく、村全体が困窮していたことが分かる。

一方で、軍事施設の建設と駐屯兵の存在は、周辺地域の住民に一定の経済的利益をもたらした。このころになると、多くの手工業者や商人が家族とともに青島へ移住し始めた。ドイツによる占領直前の 1897 年には、青島の人口は 229 戸、約 1300 人に達していた⁵。当時の商業活動の実態については、主として青島の胡存約が記した『海雲堂随記』に依拠することができる。同書によれば、1896 年 10 月の時点で青島には 49 軒の商店があり、翌 1897 年にはその数が 60 軒に増加したという。また、その内訳として、即墨、平度、金口、海陽など周辺地域から新たに 6 軒が進出し、車馬店、旅館 7 軒、炉店 1 軒、衣料店、古着屋、理髪店 3 軒、油坊、水車場、染坊 6 軒、雑貨店、竹簀子店、磁器店 5 軒、薬店 2 軒、質屋 1 軒、漁網店、麻草店、ざる店、木材店 8 軒、肉魚塩店 6 軒、靴店、帽子店、毛皮店各一軒、布店、洋雑貨店 3 軒、飲料店、飲食店 9 軒、漬物屋、豆腐屋各 1 軒、茶屋 3 軒が存在し、総計 65 軒に達していたと記されている⁶。このような記録は、多くの研究者によって青島の商業的發展を示す根拠として用いられてきたが、店舗の種類を検討すると、その多くは生活必需品や日常サービスを提供する業種であり、生産や貿易に直接関わる店舗はほとんど存在せず、金融機関も全く見られなかった。すなわち、青島村一帯における商品経済はまだ発達段階にあり、商業活動の中心はあくまで駐屯軍やその家族、あるいは地元住民に対する生活支援にとどまっていたといえる。

このように、『海雲堂随記』に描かれた 1897 年の青島の姿は、「膠州湾は荒れている島として何もなく、すべてが外部に依存している」⁷と記された 1894 年当時の様子

⁴ 「海参 59 号 芝罘港視察報告」アジア歴史資料センター、C06061779000。

⁵ Klaus Mühlhahn『在「模範殖民地」膠州湾の統治与抵抗』孫立新編訳、山東大学出版社、2005 年、57—58 頁。

⁶ 胡存約『海雲堂随記』青島市博物館・中国第一歴史档案館・青島市社会科学院編『德国侵占胶州湾史料選編（1897—1898）』山東人民出版社、1986 年。

⁷ 「清国の海岸防禦」アジア歴史資料センター、C08040476500。

とは明らかに異なっている。住民の構成や生活様式、商業形態に顕著な変化が生じ、青島は防備都市として軍事経済を基盤とする新たな都市段階に入りつつあったといえる。ただし、当時の青島においては単身兵士の数が少なく、社会構造的には典型的な軍都とはいえず、商業もまだ初期的段階にとどまっていたため、娯楽業や遊興施設、そしてそれに付随する売春業は、成立していなかった。

2、ドイツ占領下の青島における国際的売春市場の形成

1897 年 11 月 1 日、山東省曹州府鉅野県においてドイツ人宣教師が殺害される事件、いわゆる鉅野事件が発生した。清末の民間武装組織で、外国勢力や官憲に対抗した義和団系の集団である大刀会が犯行に組織的かつ計画的に関与したと主張したドイツは、この事件を口実として東洋艦隊を派遣し、同年 11 月 14 日に膠州湾に上陸して青島を占領した。1898 年 3 月 6 日にドイツと清の間で膠州湾租借条約が締結され、同地は正式にドイツの租借地となった。同年 4 月 27 日、ドイツ皇帝ヴィルヘルム 2 世は膠州湾租借地を他のドイツ植民地と同等の法的地位に置く勅令を公布し、これを受けて膠州湾総督府が設置された。

膠州湾総督府は、ドイツ外務省が管轄する他のドイツ植民地と異なり、海軍省の直轄下に置かれた点に特徴がある。海軍省長官アルフレート・フォン・ティルピッツは、青島を単なる東アジア艦隊の軍港としてのみならず、海軍が主導する「模範的植民都市」として建設する構想を描き、膠州湾をドイツ海軍の統治能力を象徴的に示す拠点とし、海軍の威信を高める手段としても利用しようとしたのである。こうした構想のもと、海軍陸戦隊第三大隊および海軍砲兵第五大隊が長期に渡り駐屯し、青島は占領当初から強い軍事色を帯びた植民都市として整備されていった。駐屯軍の人数は、1897 年 11 月の時点では、兵員約 700 名に過ぎなかったが、1898 年 1 月 26 日には第一陣として兵士 1458 名が到着し、その後も継続的に兵員の補充と交代が行われた。兵士の人数は、1900 年から 1903 年にかけて約 2500 名、1904 年から 1907 年にかけて約 3400 名に達し、その後も 2500 名前後の兵力が維持された⁸。1913 年の統計では、欧米人居住者 2069 名（うち女性 883 名）、さらにドイツ兵 2000 名以上が青島に常駐していた⁹。この数字からも明らかなように、ドイツ占領下の青島は、

⁸ 袁瑋蔓「19—20 世紀初期徳帝国拡張与医学研究：以德国膠澳軍医医学報告為中心的探討」『自然弁証法通信』第 43 卷第 9 期、2021 年、1—10 頁。

⁹ 浅田進史「植民地権力と越境のポリティクス：膠州湾租借地におけるドイツ統治を再考する」『境界研究』第 3 号、2012 年、117—134 頁。

軍事的かつ男性的な性格を帯びた都市であった。

多数のドイツ駐屯軍の存在は、当地において性的暴力事件や買春行為を招いた。占領初期の青島およびその周辺地域において、ドイツ兵士による中国人女性への性的暴行事件が頻発しており、青島市区のみならず、濰坊といった青島の周辺都市においても婦女に対する強姦事件が常に報告されている¹⁰。1901 年 8 月の報告によれば、台東鎮の長老や商人層が軍の暴行、特に女性への性暴力に抗議し、保護を求める請願書を提出した¹¹。一方、1898 年当時、膠州湾租借地内ではまだ売春業が十分に発達していなかったにもかかわらず、ドイツ兵士たちは娼妓を求めて租借地周辺の村を頻繁に訪れていたと報告されている¹²。わずか半年ほどのうちに青島市内でも売春業が次第に形成され、ドイツ軍医は「青島でもすでに売春が行われている」¹³と記録している。これらが示唆しているように、駐屯軍による性的サービスへの需要の高まりが、初期の青島における売春業成立の直接的契機となったと考えられる。

他方、ドイツ占領下で進められた都市開発とインフラ整備もまた、売春業発生の社会的基盤を形づくった。ドイツ海軍省は青島を極東における重要な軍港と位置づける一方で、山東省を世界市場に接続する「商業植民地」として位置付けていた。商業植民地を建設するため、1899 年には、青島港の建設および山東鉄道会社の設立が進められ、済南と青島を結ぶ膠済鉄道の建設が始まった。これに伴い、租借地周辺から多数の中国人男性労働者が募集された¹⁴。こうした労働力の大量流入により、青島の人口構成は急速に歪み、1913 年時点では、中国人住民のうち 10 歳以上の男性が 4 万人を超えるのに対し、女性はわずか 8573 人とどまっていた¹⁵。ドイツ軍医ウサマンは「多くの未婚の男性労働力の流入と比較的高い収入は、必然的に中国人

¹⁰ ドイツ兵士によって行われた性暴力については、主に青島档案馆の資料に参照する：「關於德国士兵在山東強姦中国婦女一事致中国駐柏林大使館的函」青島档案馆、B0001-007-00005-0247。「關於呈遞『芝罘日報』中有關德国士兵在茶山強姦中国婦女的文章致德国駐北京大使館的函」青島档案馆、B0001-002-00006-0158。「將若干中国新聞刊登的『德国士兵在崂山強姦中国婦女』報道呈送公使館」青島档案馆、B0001-004-00231-0054。

¹¹ 前掲浅田進史「植民地権力と越境のポリティクス」。

¹² Daniel J. Walther, *Sex and Control: Venereal Disease, Colonial Physicians, and Indigenous Agency in German Colonialism, 1884-1914*, Berghahn Books, 2015, pp. 35-49.

¹³ Klaus Mühlhahn, "Prostitution in der Musterkolonie Kiautschou," Bechhaus-Gerst, Marianne and Leutner, Mechthild, *Frauen in den deutschen Kolonien*, Links Druck Verl, 2009, pp. 96-101.

¹⁴ 前掲 Klaus Mühlhahn『在「模範植民地」膠州湾の統治与抵抗』159 頁。

¹⁵ 浅田進史「ドイツ植民地に模範的労働者階級を創造する——青島の事例を中心に」浅田進史・榎一江・竹田泉編『グローバル経済史にジェンダー視点を接続する』日本経済評論社、2020 年。

社会における最も危険な形態の売春業の出現をもたらした」¹⁶と述べている。この記述は、中国人社会に対する偏見が含まれているものの、当時の青島社会が極度に男性化していた現実を反映している。男性中心の社会構造は、性的サービスへの需要を拡大させ、売春業を受け入れる都市的土壌を生み出した。

こうした需要に応じて、青島には次第に国際的な売春市場が形成されていった。中国人側は、山東省各地からのみならず、遠く広東省などからも多くの女性が流入し、娼妓として働くようになった。例えば、1900 年、ある広東人商人が広東と香港から売春婦数人を連れて青島に来て妓楼を経営した。妓楼は海泊路北の黄楼に位置し、鮮やかな旗を張って外国人を招き入れた¹⁷。中国人娼妓のほか、ドイツ人、ロシア人、ポーランド人、ルーマニア人、モンテネグロ人など、多様なヨーロッパ人女性が娼妓として活動していた。彼女たちが青島にきた背景として、当時のドイツ帝国領内の売春宿において、ロシア、ガリツィア、ルーマニア、ポーランド、ハンガリーなど東欧地域出身のユダヤ人女性が多く従事していたことが考えられる¹⁸。ドイツによる青島占領に伴い、彼女たちも商業活動のネットワークを通じて青島に渡航した可能性が高い。また、1896 年の「露清密約」の締結および東清鉄道の建設を契機として、多くのロシア人が中国東北地方に移住し、その中の一部女性は売春に従事した¹⁹。特に日露戦争後、日本の東北支配が進むにつれ、ロシア人は居住地を失い、天津や大連、青島などに流入する例が相次いだ²⁰。その他、日本人娼妓もドイツ占領期の青島に進出しており、当時の青島の日本人社会の中でも無視できない割合を占める存在となっていた。ドイツ占領期の在青島日本人の人口構成を見ると、1901 年の時点で、青島の在留日本人は 50～60 人に過ぎず、「内 2 名は神戸シーメンス商会の手代、他は出稼ぎ労働者にして、その多くは醜業婦（売春婦）」²¹であった。1906 年になって、青島在住日本人の戸数は 33 戸、男性 76 名、女性 121 名、そのうち貸座敷

¹⁶ Walther Uthemann & Ernst Fürth, *Tsingtau. Ein kolonialhygienischer Rückblick auf die Entwicklung des Deutschen Kiautschougebeites*, Beihefte zum Archiv für Schiffs und Tropenhygiene, 1911, p. 25.

¹⁷ 「本市娼妓之遞嬗（一・二）」『青島時報』1936 年 2 月 5～6 日。

¹⁸ 田村雲供「女性人身売買問題と東・西ユダヤ女性——19・20 世紀転換期における『性』・『人種』・『階級』」『社会科学』第 48 号、1992 年、85—132 頁。

¹⁹ 王允雪「20 世紀上半叶哈爾濱犹太婦女研究」西北大学大学院修士論文、2016 年、27—35 頁。

²⁰ 齊冬冬・劉夢奇「近代犹太人在青島生活狀況研究」『現代教育論壇』第 2 卷第 8 期、2019 年、23—27 頁。

²¹ 田原天南『膠州湾』満州日日新聞社、1914 年、539—540 頁。

業 4 戸に女性が 53 名であった²²。彼女の出身経路も多様で、一方では「上海を経由して、所謂上海より北進し来るものが多数であった」²³とされ、他方では東北地方から芝罘を経由して青島へと渡航する者も少なくなかった²⁴。こうした移動経路は、当時の日本人娼妓、いわゆる「からゆきさん」がアジア各地で展開していた広域的な移動ネットワークの一環として理解することができる。

以上からわかるように、ドイツによる青島占領を契機に、青島は急速な都市化を遂げ、その過程において軍事都市としての性格や著しい性別構成の偏りが、売春業の発生と定着を促す社会的基盤となった。このような背景のもとで、青島には多国籍の女性が集まり、国際的な性労働市場が形成されていった。

第二節：売春統制の導入論理

1、青島における売春統制の導入

ドイツ総督府が青島において売春統制に乗り出したのは、1899 年 1 月 19 日に公布された警察規則によってであった。この規則によって、娼妓の登録、性病検査の詳細、そして罰則が定められた。この売春統制規則は青島現地で新たに創出されたものではなく、本国ドイツで 19 世紀末に確立された公娼制度を、植民地的文脈に転用したものであった。つまり、青島における売春統制の基盤は、ドイツ本国の売春統制の展開に深く根ざしていたのである。

19 世紀後半のドイツでは、工業化と都市化の進展に伴い、売春業の拡大と性病の蔓延が深刻な社会問題となっていたが、当時のドイツにおける支配的な社会観によれば、売春は男性の性欲を社会的に調整するために「必要な悪」とみなされ、完全に禁止されることはなかった。つまり、理性による性欲の抑制が理想とされながらも、現実的には性欲の発散は不可避とされ、自慰や同性愛に比べて娼妓との性交が健康的かつ社会的に容認されると考えられていた。こうした観念は、ブルジョワ的な「健全な家庭」や「男性性」などの価値を支える装置として機能した。

娼妓はその社会的必要性を認められながらも、医学的には性病の主要な感染源として扱われていた。つまり、売春業の拡大に伴って性病が急速に蔓延するに伴い、娼妓はドイツ民族の身体的活力を蝕み、国家の軍事力、生産力、生殖力を脅かす危

²² 同上書、539—540 頁。

²³ 「青島と日本人」『大阪朝日新聞』1914 年 2 月 28 日。

²⁴ 単荷君「ドイツ統治下の青島における日本人の進出（1897～1914）——経済活動と情報収集活動を中心に」『総研大文化科学研究』14 号、2018 年、127—144 頁。

険として認識されるようになったのである。さらに、コッホらによる細菌理論の確立により、疾病の原因を科学的に可視化するという確信が生まれた。こうした状況の下で、国家は衛生行政の整備を進め、医師を中心とする専門職を動員して娼妓の身体を管理下に置き、公共衛生の名のもとに検査と監視を制度化していった。1870年代には刑法第361条に基づき、ドイツの風紀警察が売春を事実上合法的に管理し、娼妓の身元登録、健康検査、居住区との分離を組み合わせた厳格な売春統制制度が整備された²⁵。この制度的枠組みが、後に青島を含むドイツの各植民地においても移植されることとなったのである。

もっとも、植民地における売春統制制度の適用は、本国の制度を単純に移植したものではなく、異なる論理の下で再編された。統制の焦点は、売春によって生じる衛生上の危険を抑制するという目的にとどまらず、同時に植民地社会における人種秩序的秩序を維持するという目的をも含んでいたのである²⁶。青島においても、この二重の目的に基づく売春統制の枠組みが適用され、衛生管理と人種境界の維持が売春統制の中心に据えられた。

衛生面においては、とりわけ性病の蔓延防止は、植民地軍隊の戦闘力維持に直結する課題であった。膠州湾租借地はドイツ海軍の戦略拠点であり、圧倒的に男性人口の多い軍事都市であったため、売春業の発生は不可避でありながら、性病の拡大は深刻な軍事的、衛生的懸念事項であった。実際、1900年当時の青島駐屯軍の性病罹患率は26.06%に達し、同時期の全ドイツ海軍における罹患率が10.54%であったことを考えると、全ドイツ海軍平均の約2.5倍に相当した²⁷。こうした状況の下、総督府は「保護領の接收の当初から売春婦とそれに伴う駐留軍内の性病感染の増加が見られるので、売春を行う女性たちの管理と医師による監視が必要であることは明らかであった」²⁸と認識し、売春統制を開始した。娼妓の登録制度や定期検査は、ドイツ軍の衛生管理政策の一環として軍の健康維持を目的としたのである。

²⁵ 水戸部由枝『近代ドイツ史にみるセクシュアリティと政治：性道徳をめぐる葛藤と挑戦』昭和堂、2022年。

²⁶ 前掲 Daniel J. Walther, *Sex and Control*。

²⁷ Hans Podesti, "Entwicklung und Gestaltung der gesundheitlichen Verhältnisse bei den Besatzungstruppen des Kiautschou-Gebietes...", *Deutsche Militärische Zeitung* 38, no. 4, 1909, pp. 580-581.

²⁸ 「膠澳総督府就為什麼實施与妓女監管一事的規定的意義的德国海軍部國務秘書做的解釈（附規範條款）」青島档案馆、B0001-001-00114-0178。

一方、植民地における有色娼妓は、単なる衛生上の管理対象として把握されただけでなく、支配者側にとっては白人種の純潔を脅かす人種的危険を象徴する者として位置づけられた。医者のオットー＝クロネックは 1913 年の論文において、「ソドミ、児童姦、児童の性乱用及びおぞましい強姦行為は中国各地でほとんど日常茶飯事で、中国当局は全く処罰していない」²⁹と記し、中国の現地社会を衛生的かつ道徳的に退廃したものとして描写している。この種の言説は、現地女性を土着社会全体の道徳的墮落を体現する存在として理解させる役割を果たした。このように、植民地における売春統制は、娼妓の個々の行為を取り締まるための制度にとどまらず、人種の境界を維持するための制度的手段として用いられたのである。具体的には、白人男性に性的サービスを提供することを可能とする女性を選別し、彼女たちを相対的に「安全な存在」として位置づける一方で、より危険と判断された女性と明確に区別する措置がなされた。これにより、白人男性と危険な女性集団との性交渉を禁止し、白人男性の衛生的安全と人種的「純潔」を維持することが目指された。売春統制と並行して、異人種間の婚姻や同居を抑止する具体的施策が講じられた。ドイツ植民協会（DKG）やその女性附属組織ドイツ植民婦人援助会（FB）が推進した、本国からの未婚女性の派遣や、青島におけるドイツ人男性と本国女性の結婚奨励策は、その典型例である³⁰。この取り組みは、現地女性との自由な関係を回避し、混血児の誕生や風紀の乱れを防止する目的を有していた³¹。したがって、青島における売春統制は、単に駐屯したドイツ軍隊の健康を維持するための衛生政策であったのみならず、同時に植民地社会における人種的秩序を維持、強化する統治手段としても機能していたと考えられる。

2、衛生観と人種間に規定された娼妓選別

青島において、総督府によって制定された売春統制規則は、娼妓の身分登録と性病検査を中心としていた。政策の文面上から見れば、売春統制は公衆衛生上の措置として位置づけられ、娼妓の登録と検査によって性病の拡大を防ぎ、駐屯軍および市民の健康を守ることが目的とされた。そのため、この制度は一見すると、中立的で技術的な衛生行政のように見える。しかし、現実の運用に目を向けると、この売

²⁹ 前掲 Klaus Mühlhahn『在「模範植民地」膠州湾の統治と抵抗』306 頁。

³⁰ 前掲 Daniel J. Walther, *Sex and Control*。

³¹ 前掲浅田進史「ドイツ植民地に模範的労働者階級を創造する」。

売春統制を支えていたのは、単なる医学的な考え方ではなかった。なぜなら、制度が運用される際に、どの女性を「清潔」とみなし、統制の対象に含み、どの女性を白人男性の健康や人種的「純潔」を脅かす可能性があることを理由に、売春統制の枠組みから排除するかという選別が行われていたからである。このような選別の判断の背景には種族的な視点が存在していた。これらの判断は売春統制規則の条文に明記されることも、公の場で語られることもなかった。しかし、実際にはこの隠れた娼妓選別の基準が、売春統制の運用を方向づける決定的な要素となっていたのである。そして、この点は売春業の従事者の国籍構成から読み取ることができる。

ドイツ占領期の青島において、当局により公式に許可された妓楼の数は合計 5 か所あり、その内訳はドイツ人経営の妓楼が 1 軒、日本人経営の妓楼が 2 軒、中国人経営の妓楼が 2 軒であった³²。記録された娼妓の数については、日本側の記録によれば、「日本人約三十名、欧米人約二十名、支那人約二十五名」がいた。

まず、ドイツ人妓楼の状況について見ると、複数の史料を参照する限り、ドイツ人経営の妓楼において実際に働いていた娼妓が全員ドイツ本国出身であったかどうかは疑問が残る。ドイツ軍医の記録によれば、青島における娼妓は主に中国人、日本人、ロシア人であったとされる³³。一方、日本側の記録によると、1913年に日本軍医団が実施した青島衛生調査では、ユダヤ人が経営する公認妓楼の存在が報告されており³⁴、さらに当時の日本側関係者は「青島にては独逸国人の売春を許しません」³⁵と述べていた。また、日本がドイツに代わって青島を占領した後に、当時の行政機関であった青島軍政署は、ドイツ占領期の売春統制の実施状況について「花柳病予防法として滄口街及李村街に散在居住せし支那人、日本人、露国人、独逸人、波蘭人、羅馬尼亞人及びモンテネグロ人等約七十名の売笑婦に対し毎週一回海泊町婦人病院に於て強制的検梅を執行し」³⁶ていたことを記録している。これらの史料を総合的にみると、表面的には「ドイツ人経営の妓楼」とされていても、実際にそこで売春に従事していた女性の大多数はロシアや東ヨーロッパ地域出身の女性であった。そのなかにユダヤ人女性が含まれていたことは十分にあり得る。それに対して、ド

³² 前掲 Walther Uthemann & Ernst Fürth, *Tsingtau*, p. 25. 前掲田原天南『膠州湾』274—275 頁。

³³ 前掲 Daniel J. Walther, *Sex and Control*, pp. 35-49.

³⁴ 陸軍軍醫團『軍医団雑誌』第 47 号、1913 年、54 頁。

³⁵ 上仲尚明『膠州湾詳誌』1914 年、60 頁。

³⁶ 陸軍省『青島軍政史』第 2 卷、1927 年、267 頁。

ドイツ人女性が売春業に従事することを許可を得る可能性は低い。その背景には、ドイツの植民地支配において、ドイツ人男性の性的需要に応じて制度的に売春を認める一方で、本国女性を売春業に従事させることは、民族的尊厳や性別規範の維持といった観点から強い社会的、道徳的抵抗感が存在していたと考えられる。それに対し、ロシアといった東ヨーロッパ出身の女性たちは、「ドイツ人ではないが白人である」という位置づけにあり、文化的、人種的に一定の近接性を持ちながらも周縁化された存在として認識されていたため、ドイツ人女性の代替的性対象として売春統制に制度的に受容されやすい。

ここで問題となるのは、上述の記録の中に見られる「ユダヤ人」や「ロシア人」「波蘭人」「羅馬尼亞人」「モンテネグロ人」といった呼称が、必ずしも正確な人種や国籍を指しているわけではないという点である。むしろ当時の統計や行政記録の限界を考慮すれば、これらの分類は、出身地域、言語、外見などに基づく便宜的な分類であったと考えられる。とくに 19 世紀末期以降、ドイツ本国においては、ロシア帝国のボグロムなど政治的混乱を逃れた、ロシアを含む東ヨーロッパ出身のユダヤ人が一定数存在していた³⁷。当時の国際的な人口統計では、移民を出身帝国によって把握する方法が一般的であったため、ロシア帝国領からの移民は民族に関わらず「ロシア人」と記載されることが多かった。他方で、ユダヤ人は宗教・民族集団として独立した項目を設ける例も多く、この二つの分類基準が併存した結果、統計表には「ロシア人」と「ユダヤ人」が並列的に用いられる傾向がみられた。以上のことを踏まえると、ドイツ人経営の妓楼であっても、実際に売春業に従事していたドイツ国籍の女性ほんの一部で、主として東ヨーロッパ出身の女性が多かったと推測される。

これに対して、日本人経営の妓楼は外来的存在でありながら、許可された売春婦の数も青島において最も多数を占め、きわめて重要な位置を占めていたといえる。日本人が経営する二軒の妓楼とは、高橋徳夫と今村徳重が共同経営する「石川号」と、杉本安太郎が経営する「杉本号」のことであり、そのうち、「石川号」はドイツ人に「東洋第一青楼」³⁸と呼ばれるほどであった。日本人売春業者は単に娼妓を抱くだけでなく、ドイツ軍と密接な関係を築くことで経営基盤を確保していた。例え

³⁷ 前掲田村雲供「女性人身売買問題と東・西ユダヤ女性」。

³⁸ 『読売新聞』1902 年 3 月 4 日。

ば、高橋は「ドイツ側の勧誘に従い、酒楼を開き、日本の美姫を蓄ふ、頗る繁栄して巨利を博す」³⁹。日本人経営の妓楼は、実質的にはドイツ側の性的サービスの供給体制に組み込まれ、重要な役割を果たしていたと言える。

日本人妓楼がドイツ側にとって重要な存在となりえた背景には、日本人娼妓の文化的適応性や衛生状態に対する信頼、そして当時の人種観による位置づけが関係していたと考えられる。日本人娼妓は、「日本語を話すより、ドイツ語の片言のほうがよく聞こえた。日本人に対して恋はなく、ドイツ人をよく理解した」⁴⁰と記録されているように、言語の運用や接客の態度という面において扱いやすい存在として認識されていたことがうかがえる。ただし、より本質的には、ドイツ人にとって日本人娼妓は「衛生的で比較的安全である」という認識に加え、人種的な評価において他の有色人種よりも優れた存在と受け取られていたことが、彼女たちがドイツ側に認められた「公娼」として統制の枠内に組み込まれた大きな要因となったと考えられる。

特に注目されるのは、当時のドイツにおける人種観において、日本人がいわゆる「準白人」として扱われていた点である。浅田進史（2007）によれば、ドイツ植民地法の規定により、ドイツ植民地の住民は、「ドイツ帝国籍民」、「ドイツ人以外の白人」、「原住民あるいは有色人」との3つに区分されている。しかしこの3つの区分は、法律上絶対的なものではなく、ある者の法的区分が「原住民あるいは有色人」から「ドイツ人以外の白人」、あるいは「原住民あるいは有色人」から「ドイツ帝国籍民」、さらには「ドイツ帝国籍民」から「原住民あるいは有色人」へと変わることがあり得た。その可能性の一つとして、1900年保護領令第2条の「有色種族」についての規定は「日本人」を除外していた。その理由は「日本人」がヨーロッパの法に基づく国際体制に加入しうるほどにヨーロッパの法文化に適応したからというものである。つまり、もし「原住民」がヨーロッパの法文化に完全に適応しうるのなら、「皮膚の色」を指標とした人種間の優劣に基づいた法の差別化はその論拠を失うことになる⁴¹。ドイツ領ニューギニアでは、日本人がヨーロッパ人に準じる存在とし

³⁹ 前掲田原天南『膠州湾』539-540頁。

⁴⁰ 支那研究会『山東の富源』活人社、1914年、166頁。

⁴¹ 浅田進史『膠州湾租借地におけるドイツ植民地統治と社会秩序（1897-1914）』千葉大学大学院博士論文、2007年。

て位置づけられていた事例もあり⁴²、このような認識が青島におけるドイツ人社会にも共有されていた可能性は十分にあり得る。

一方、衛生面においても、日本人娼妓はドイツ人によって「安全かつ管理可能な存在」として受け止められていた背景には、日本がドイツと同様の近代的公娼制度の枠組みを有していたことが考えられる。日本は明治期以降、ヨーロッパ発祥の公娼制度を参照して自国に移植してきた。その後も、日本帝国の勢力拡張とともに朝鮮や台湾をはじめ、世界各地における日本人社会へと同様の管理体制を移植し、日本人娼妓に対しては、本国と同様の身分登録と性病検査体制を適用して、彼女たちを「衛生的に管理された存在」として位置づけてきた⁴³。このような背景のもと、ドイツ当局が、日本人娼妓を、衛生上のリスクを比較的低く抑えられる対象とみなしていた可能性が高い。言い換えれば、日本人娼妓に対する「衛生的信頼」は、両国の近代的公娼制度の親和性、すなわち制度設計の共有に根ざした認識であったと考えられる。しかしながら、当時の性病感染率に関する統計をみると、日本人娼妓の衛生状態が必ずしも他人種に比して明確に優れていたとは言いがたいことが分かる。1903 年から 1904 年の青島における性病新規感染率では、ヨーロッパ人娼妓が 5.8%、中国人娼妓が 5.3%、日本人娼妓は 5.4%であり、大きな差異は認められなかった⁴⁴。したがって、日本人娼妓が「衛生的」として認識されていた背景には、実際の統計データよりも、当時の人種的な観念や文化的ステレオタイプが大きく影響していた可能性が高い。

中国人娼妓に対するドイツ側の対応もまた、当時のドイツの衛生観念と人種的観念といった複数の観念の絡み合いによって方向づけられていた。ドイツ当局に公式に認められた中国人妓楼は 2 か所存在したものの、「淫売婦には西洋人、日本人、広東人の三種類の女しか許して無い、広東以外の支那人婦人は一体不潔で衛生的観念がなく病毒の伝染を屁とも思はぬ」⁴⁵とされた。こうした記述から、ドイツ当局が売春統制の枠内に広東人娼妓のみを含め、その他の中国人女性を統制の対象から排除していたことが分かる。広東人娼妓がドイツ当局に認められていた背景には、彼女

⁴² 前掲 Daniel J. Walther, *Sex and Control*, p. 76。

⁴³ 藤永壮「植民地公娼制度と日本軍『慰安婦』制度」早川紀代編『植民地と戦争責任』吉川弘文館、2005 年。

⁴⁴ 前掲 Daniel J. Walther, *Sex and Control*, p. 68。

⁴⁵ 城西隠士『新聞社の屑籠』八木沢由次郎、1914 年、197 頁。

たちが属していた地域が長年にわたりイギリスの統治下にあり、売春制度の管理に関する実務的経験を有していた点があると考えられる。アヘン戦争後、英国が香港を割譲した後、当地に公娼制度を導入し、娼妓の身分登録と定期的性病検査が義務化された⁴⁶。このような売春統制は、香港にとどまらず、上海など他の沿岸都市にも広がっていった。例えば、1877 年にはイギリス軍が同地に性病病院を設置し、広東人娼妓に対して身分登録と定期的な検査といった統制を行った⁴⁷。このような制度下における実務経験の蓄積が、広東人娼妓を「すでに一定の管理慣行に馴染んだ存在」として、例外的にドイツ側の統制下に包摂する根拠となったと考えられる。

それとは対照的に、広東人以外の中国人女性については、ドイツ側は彼女たちの居住環境の不衛生さや、基本的な清潔観念の欠如を強く問題視し、「中国では児童姦や近親相姦といった性犯罪が日常的であり、当局は一切処罰しない」⁴⁸といった記述まで見られる。しかし、こうした言説は統計的な裏付けに乏しく、実際にはステレオタイプに基づいた一般化であり、当時の西洋におけるアジア人女性に対する偏見や蔑視を反映したものであると考えられる。結果として、ドイツ占領期の青島において、売春統制制度に実際に組み込まれていたのは、少数の広東人娼妓のみであり、「公娼の外支那人を顧客とする娼楼娼妓は大包島台東鎮に多きもこれ等は一切放任主義にして、花柳病に関して何等の取締を為さず」⁴⁹。このような対応は、単なるドイツ支配者の行政能力の限界によるものではなく、むしろ「植民地経営に資する価値を持たない存在」と見なされた女性たちに対しては、積極的な介入を行わず、制度の外部に留め置くという選択的な判断であったと解釈できる。

以上の検討から明らかなように、ドイツ占領期の青島において、総督府が実施した売春統制は、表向きには性病予防と公衆衛生を目的とする技術的な行政措置として説明されていた。ただし、実際には、その運用は医学的事実や中立的な行政合理性のみに基づいていたわけではない。売春統制制度の内部には、どの女性が登録と検査の対象として「管理可能な身体」とみなされ、逆にどの女性が「不潔」あるいは

⁴⁶ 可児弘明『近代中国の苦力と「猪花」』岩波書店、1979 年。

⁴⁷ Gail Hershtatter『危険の愉悅：20 世紀上海的娼妓問題と現代性』韓敏中・盛宇訳、江蘇人民出版社、2003 年、239 頁。

⁴⁸ 前掲 Klaus Mühlhahn『在「模範殖民地」膠州湾の統治と抵抗』306 頁。

⁴⁹ 前掲田原天南『膠州湾』274－275 頁。

は「危険」と判断され統制の外に置かれるのかという明確な選別が存在していた。こうした選別は、実際の性病への感染率の差に基づいたものではなく、むしろ植民地当局が抱いていた、各集団に対する管理の容易さ、文明化の程度、制度運用への適応可能性といった観念に支えられていたと考えられる。ヨーロッパ人娼妓、日本人娼妓や一部の広東人娼妓が統制の枠内に取り込まれた背景には、彼女たちが衛生的に優れていたからではなく、「管理しやすい」「ヨーロッパの秩序に適応しやすい存在」とみなされていたことが大きく影響していた。他方で、それ以外の中国人女性性は制度的に包摂する価値のない存在として扱われ、統制の外部に置かれた。

このように、青島の売春統制は一見すると衛生政策として中立的に見えるが、実際には植民地支配者による女性の身体に対する序列化と選別の論理によって方向づけられていた。衛生という名目は、この差別的な統治の正当化に用いられた表層的な言語にすぎず、その実質は、特定の女性を選び取り、他の女性を排除することで植民地社会の秩序と境界を維持する装置として機能していたのである。

第三節：売春統制の展開と不可視性

軍隊の健康を維持しと都市の秩序を安定化し、さらには白人種の人種の純潔を確保するうえで、非国民、とくに有色人種の娼妓の存在は深刻な脅威と見なされていた。したがって、売春統制制度の構築は、植民地政権にとって極めて重要な課題であった。1899 年に総督府に打ち出された売春統制規則の主な内容は以下の通りである。

- 1、性行為を営業する者は、当地の警察署に申請し、公印のある検査手帳を受け取ること。
- 2、どの売春婦も入居前に警察の承認を得ること。
- 3、どの売春婦も警察による登録後ただちに、そして以降は毎週土曜日午後 3 時に健康診断を受けること。
- 4、罹患が明らかになった者は、特別にこの目的で設置された部屋に泊まること。これが実行できない場合、この者たちは住居に泊まることができが、男性との性的交渉を控えること。
- 5、検査手帳は無料で交付される。毎回の診察ごとに、中国人女性からは 1 ドル、非中国人女性からは 3 ドルが徴収される。

6、此の警察規定に反した、青島非在住の中国人娼妓は警察によって租借地から退去される⁵⁰。

この規則は、娼妓の事前登録と強制的な性病検診を義務付けたが、全6条のうち、4条が性病対策に関する内容であり、性病検査の実施頻度や感染者の隔離措置、罰則などなどが明記されている。ことから、売春統制が衛生行政を中核としたことがわかる。娼妓に身体検査を実施するため、ドイツ海軍病院内に花柳病外来診療所が設けられた。ちなみに、ドイツは青島において中国人向けの医療インフラをほとんど整備しなかったが、この花柳病外来診療所は総督府の資金で設置された唯一の中国人向けの医療機関である⁵¹。このような措置は、性病対策が中国人一般市民の衛生を守るという視点からではなく、ドイツ軍と密接に接触する特定の集団である娼妓を対象とした限定的な対応であったことを示している。性病検査の詳細は次のようなものである。まず、売春業に従事する女性は、当地の警察署に申請し、身分登録して公印のある検査手帳を受け取り、毎週土曜日午後3時に健康診断を受ける。性病検査はドイツ海軍の軍医によって行われ、「毎週顕微鏡で健康検査をする。日本の医者のように肉眼検査のみではない。粘液や血液まで検査をさすのである。又検査の決定毒の有無につきては海軍病院付きの細菌学専攻の軍医の判断によりて決するのである。若し疑あるものは官費病院に収容」⁵²する。そして、性病検査は娼妓に限られず、「軍隊に月一回の性病検査を行ひ、兵士中若し病毒を発見せば手当の給止を差し止め、又は若干日間営倉に拘禁する事とせり」⁵³とする。性病検査を実施した成果として、ドイツ海軍の軍医ポデスタは、「青島の性病罹患率は、前年にはドイツ本国の平均の2.5倍に達していたが、1900～1901年以降、著しく低下し、それ以後は過去の水準を超えることはなかった」と評価した⁵⁴。ポデスタはこの改善の要因として、娼妓に対する監視、教育、予防措置、及び性病検診などが効果的に機能している点を挙げている。このように、性病検査制度は単に医療的措置にとどまらず、軍

⁵⁰ 前掲「膠澳総督府就為什麼実施与妓女監管一事の規定的意義的德国海軍部國務秘書做的解釈（附規範條款）」。

⁵¹ 前掲 Klaus Mühlhahn, “Prostitution in der Musterkolonie Kiautschou”。Wolfgang U. Eckhart, *Deutsche Ärzte in China 1897-1914*, Urban & Fischer, Mchn, 1989, pp. 52-53.

⁵² 「官営女郎屋・青島」『新聞集成大正編年史 大正3年度版 下』明治大正昭和新聞研究会、1980年、29頁。

⁵³ 前掲田原天南『膠州湾』274-275頁。

⁵⁴ 前掲袁瑋蔓「19—20世紀初期德帝国拡張与医学研究」。

の衛生管理と直結した衛生政策として捉えられており、売春業に従事する女性たちは、軍内の衛生を守る機能を担わされた存在として植民地当局の軍事的意図の中に組み込まれていたのである。

性病検査と並行して重要な統制措置は、娼妓に対する隔離である。植民地当局が娼妓を特定の空間に隔離することで、異人種間の接触を最小限に抑えようとしたのは、衛生上の考慮に加え、人種的な空間秩序の維持という思考が背景にあったのである。すなわち、娼妓の隔離はより広範な人種隔離措置の一環として位置づけられていたのである。

ドイツ占領期におけるもっとも典型的な人種隔離措置は、ヨーロッパ人と中国人の空間隔離である。前述したように、ドイツ占領期の青島は、ドイツ人、日本人、中国人、ロシア人などが共存する多民族社会である。このような多民族が混住する状況のなかで、植民地政権は常にドイツ民族と他民族間の接触を管理し、明確なヒエラルキーと空間的な境界線を設定していた。1900年6月14日、ドイツ総督府は「華人条例」を公布し、租借地を「青島区」「大鮑島区」⁵⁵「台東鎮」「台西鎮」の四つの区域に分割した。「青島区」は主にドイツ人が居住する地域、「大鮑島区」は中国人の富裕層や商人、一部の日本人、下層ドイツ人が混在する商業区、「台東鎮」「台西鎮」は中国人労働者階級が集中する区域とされた。



図1 膠州湾青島市街および附近図

⁵⁵ 日本側の記録には、「大鮑島」とも呼ぶ。

(出典：工藤 謙 1914『膠州湾事情』有斐閣より作成)

このような区分に応じて、公認の妓楼は主として大鮑島区に集中して設置された。一方で、売春統制の枠外に置かれた中国人私娼は、大鮑島区や台東鎮などにも散在し、公的監督を受けずに営業していた。ドイツ当局はこの状況を事実上黙認し、「支那人客の為め市中到る處に支那婦人の淫売の黙許をしてある…此淫売には検査も鑑札も何もない、営業税もない、○ける必要もない、まったく放任してある」⁵⁶という、いわば自由放任主義的な態度をとっていた。こうした中国人に対する放任策は一見寛容に見えるものの、実際には「人種的秩序の維持」を前提とした統制の一形態であった。ドイツ人居住区である青島区から一定の距離を保つ範囲でのみ私娼の営業を黙認する方針の根底には、1899～1900 年の『膠澳發展備忘録』に見られる「我々は、公共秩序や安全、または当事者の要請がない限り、中国人の私生活や共同体内部の指導には干渉しない」⁵⁷という統治の原則があった。売春区域が位置する大鮑島区を欧州人居住区である青島区から一定の距離を保つように配置し、空間的な隔離を図るとともに、ドイツ兵士と中国人妓楼との接触を禁止する措置も取られた。ヨーロッパ人向けの妓楼について、「支那人の登楼を厳禁し…支那人を登楼せしめたる場合は、直ちに妓楼の営業を停止し、若しくは重き罰金に処する等制裁厳なるを以て」⁵⁸。逆に、ドイツ兵が中国人妓楼を訪れることも禁じられていた。このような娼妓の隔離措置は、単なる衛生や風紀の維持する策としてではなく、異なる民族の境界の区分を可視化する装置として機能していた。つまり、娼妓の空間的隔離を通して、人種的境界を可視化し、ドイツ民族が代表する「文明」「衛生」と中国人をはじめとする他民族の娼妓が代表する「野蛮」「汚れ」を分ける象徴的な線引きを強調する機能を果たし、ドイツの青島支配の正当性と優越性を空間的で人種的に表現し、そしてそれを視覚的に再確認させる手段となった。

最後に注目すべきなのは、ドイツ占領期の青島において、売春統制の規則は総督府の法令として公布されることはなく、警察内部の「警察規則」として運用されたという点である。その理由について、ドイツ総督府は 1903 年に海軍省宛の書簡の中で明確な説明を行っている。その書簡によると、娼妓による性病の蔓延が軍隊内で

⁵⁶ 前掲『新聞集成大正編年史 大正 3 年度版 下』29 頁。

⁵⁷ 青島市档案馆編『青島開埠十七年——「膠澳發展備忘録」全訳』中国档案出版社、2007 年。

⁵⁸ 前掲田原天南『膠州湾』274—275 頁。

深刻化していたため、娼妓の管理と定期的身体検査を実施する必要があったが、「条例の公布による公娼制度の公的な整備は不適切に思われた。なぜなら、そのような総督府条例が公表されれば、植民地における公娼制度にあらぬ関心が寄せられ、新聞紙上で好ましからざる議論が引き起こされかねないからだ」⁵⁹。そのため、売春統制の規則は、刑法 361 条 6 項に基づく「警察規則」として密かに施行され、その内容は娼妓本人に口頭で伝えられるにとどまり、社会的にも法的にも制度の存在は明示されなかった。このように総督府が非公開で売春統制を行った背景には、単に行政上の便宜のみならず、当時のドイツ帝国が置かれていた国際的な立場と国内の状況との密接な結びつきがある。

実際、当時のドイツ海軍署は青島統治の報道を厳しく統制し、情報はあらかじめ検閲を経たうえで、同調的な報道機関にのみ提供された。特に売春や刑事犯罪に関する報道は、帝国の威信を損なうおそれがあるとして厳重に制限された。海軍大臣ティルピッツは、「もしこれらの記事が私の手元の原稿どおりに公表されれば、世論に深刻な悪影響を及ぼし、植民地行政のイメージを損なう結果となる」⁶⁰と述べている。こうした情報統制の背景には、帝国議会および国内世論に対し、青島統治を「模範植民地」として経営し、植民地経営の成功例として印象づけたいという政治的意図があった。また、外的要因として、20 世紀初頭のヨーロッパにおいて公娼制度廃止運動が高揚し、人身売買や女性の性的搾取に対する国際的関心が急速に高まっていたことも無視できない。こうした国際的風潮の中で、青島を「模範植民地」として帝国の文明性を誇示しようとしたドイツにとって、売春統制を法令として公式に打ち出すことは、国際的には帝国のイメージを損ねかねない危険を伴っていた。したがって、ドイツの売春統制は、衛生行政上の必要から実施されながらも、公的言説の中において不可視化された。このような「統制の不可視化」は、売春を植民地統治の秩序維持に不可欠な装置とみなしつつも、帝国の文明性を演出するためにその実態を覆い隠すという、ドイツ的植民地統治の実態を象徴している。

以上のことから、ドイツ占領下の青島では、売春業は衛生と社会秩序の維持のために国家の管理下に置かれていた。売春統制制度は、駐屯軍を含む当地の白人社会

⁵⁹ 前掲「膠澳総督府就為什麼実施与妓女監管一事的規定的意義的德国海軍部國務秘書做的解釈（附規範條款）」。

⁶⁰ 前掲 Klaus Mühlhahn『在「模範殖民地」膠州湾的統治与抵抗』237 頁。

の健康を守るための衛生政策として導入され、身分登録と性病検査によって性病拡大を抑制することが目的とされていたが、それを支えていたのは中立的で医学的観点だけではなく、どの女性が「清潔」で「管理可能」な存在であるかを区別する種族的な視点であった。つまり、衛生観と人種観の結びつきによって公認可能な娼妓たちは選別、隔離され、その上で性病検査が実施された。このように、売春統制は単なる衛生対策として機能するにとどまらず、青島における白人社会を守り、植民地支配下の種族秩序を維持するという側面も併せ持っていたのである。

第二章：第一次日本占領期の青島における売春統制

第一節：日本占領下の青島における日本人売春業

1、日本の青島占領と日本人社会の形成

1914年に第一次世界大戦が勃発すると、日本はイギリスと日英同盟を結成し、「日英同盟の誼と、東洋平和確保」¹を参戦理由とし、ドイツに対して宣戦を布告し、青島に出兵して攻撃を行った。同年11月7日、日英連合軍の攻撃を受けたドイツ軍は降伏し、イギリス軍は欧州戦線へと帰還し、日本は単独で青島を占領して山東におけるドイツの権益を接收した。しかし、日本の青島占領は国際法上、条約に基づく正式な領有ではなく、中国とドイツの間で締結されていた「膠州湾租借条約」および関連協定に基づく諸権益を、事実上継承する形で行われた。

日本軍が青島を占領した後の11月16日、独立第十八師団長である神尾光臣が部隊を率いて青島に入城した。11月19日には、神尾が軍政施行に関する師団軍令第一号およびその施行細則を公布し、青島と李村の二箇所を軍政署を最高行政機関として設置した²。11月26日には「軍政施行に関する師団軍令第八号」が公布され、占領地に青島守備軍司令官を置くことが規定された。独立第18師団長陸軍中将神尾光臣が青島守備軍司令官に任命され、12月1日よりその施政が開始された³。こうして、青島守備軍による青島の軍政統治が開始されたのである。軍政期の青島では、「警務ハ専ラ憲兵之ヲ担任シ青島、大包島、台東鎮二分隊ヲ置ク」⁴という規定が示すように、憲兵隊が軍政委員長の指揮を受けて行政と司法警察業務に関連する多くの普通行政事務に取り組む体制が取られ、いわば憲兵警察制度が施行された。

軍政体制は1917年9月に「青島守備軍民政部条例」が公布されるまで続き、その後は民政期へと移行した。従来の青島守備軍政署および同李村出張所が再編されて青島・李村各民政署となり、さらには新たに山東鉄道沿線の坊子にも民政署が設置された。ただし、青島守備軍は青島占領を「軍政」から「民政」へと改められたものの、憲兵は軍政委員長の指揮を受けて警察業務に関連する多くの普通行政事務に取り組み、民政期に入ると民政長官の指揮下となったがその業務内容は変わらず、

¹ 参謀本部編『大正三年日独戦史』上巻、東京偕行社、1916年、12頁。

² 1916年、李村軍政署を廃して青島軍政署の李村出張所とした。

³ 本庄比佐子「膠州湾租借地内外における日本の占領地統治」本庄比佐子編纂『日本の青島占領と山東の社会経済 1914-22年』東洋文庫、2006年、1-26頁。

⁴ 陸軍省『青島軍政史』第1巻、1927年、74頁。

軍隊の影響力が色濃く残っていた。

日本の統治下におかれた青島には、開城直後から多くの日本人が殺到した。1914年12月末にはその総数が3619人に、その後も増加を続け、1915年末には16000余人に達した⁵。この時期の青島には、「一攫千金」を夢見て徒手空拳で渡航した、いわゆる「一旗組」と呼ばれる人々が多数存在した。彼らは、かつて満州や朝鮮の各都市において各種の事業を経営しつつも、日露戦後の不況や植民地政策の変更などにより業績が悪化し、日独戦争後の青島に戦後好況を期待して青島に流入した者であった。青島の占領開始から1年を経た1915年の日本人居留民の職業構成を見ると、「其ノ他ノ職業」（24%）が最も多く、次いで商業（22%）、公務員（20%）、工業（16%）、自由業（7%）が上位を占めていた。「其ノ他ノ職業」のは、主に、料理店、飲食店、理髪などの接客業から成る⁶。このことから、占領初期に「一旗組」のように戦後好況を期待して青島に渡航した日本人日本人が圧倒的に多く、青島の日本人社会、特に下層社会の基層を形成していたといえる。このような資本力の乏しい移住者層にとって、接客・娯楽産業は比較的容易に参入できる生業であり、生計維持の手段として機能した。こうした経済的、社会的背景が、青島占領期における日本人売春業の急速な発展を下支えしたのである。

2、日本の売春ネットワークへの編入

日本による青島占領は、日本人移住者の急増を招き、軍人や労働者、商人など男性人口が偏って流入した結果、性的サービスへの需要が急速に拡大した。この需要の高まりを背景として、日本の売春業者が利益を見込んで青島へ進出していった。この動きの徴候は、日本が正式に青島を占領する以前、すなわち日独戦争の最中からすでに現れていた。戦時中、ドイツ軍は青島沿岸に機雷を敷設したため、日本軍は山東半島北側の龍口（芝罘）に上陸せざるを得なかった。この時点で、「わが軍が龍口に上陸した当初、わざわざ大連から壽亭といふ女郎屋の主人が数名の醜業婦を連れて龍口に來た、案外の大繁昌で数日のうちに主人は三千圓許りの金子儲けをしたさうだ」⁷という報道が示しているように、大連や旅順といった都市から、日本人楼主が売春婦を連れて龍口に移動していた。また、青島の戦争を避けて「一旦青島

⁵ 陸軍省『青島軍政史』第2巻、1927年、114—115頁

⁶ 郭琿「青島日本人居留民社会の形成と展開 1914～1945年——帝国主義下の社会変容と対外関係の分析を中心に」早稲田大学大学院博士論文、2020年。

⁷ 「持餘す娘子軍：日本の恥を曝す」『朝日新聞』1914年10月14日。

から逃げ出した日本の醜業婦十余名は一時芝罘にて客を呼んで居た」⁸。のちには日本軍の青島進軍に合わせ、「青島から来た芝罘に避難した日本人売春婦も再び青島に戻り、一隻のジャンクに乗り込んで風浪と闘ふこと十余日漸く十月二日に労山湾附近なる労山営に上陸し」⁹、兵站線の附近で開城の日を待っていたことが報道された。これらの報道から、第一次世界大戦の戦時期において拡大した日本軍による買春需要が、周辺地域の売春業者を青島へと誘引し、日本人業者はこの機会を捉えて機敏に行動し、戦局の推移に合わせて移動しながら利益を追求していた様子がうかがえる。

日本軍による青島占領後、売春業者の青島への出入りは一層活発になった。1914年11月20日の時点では、青島に財産を有しかつ身元が確実な者に許された。ただし、「青島入市を許可されないで、此村に滞留して居る五六百の日本人中には何時も新領土侵入の急先鋒である天草女も混つて居ると聞いて居たが、果然其幾人がすどけない姿を街道に晒して居た」¹⁰という報道もあり、いわゆる「娘子軍」の進出がすでに顕著であったことがうかがえる。また、「兵站司令部ヨリ許可証ヲ受クルコトナク窃ニ扶助ヲ同行潜入セントシ、甚タシキハ酒保商人又ハ是等ノ者ノ名義ヲ以テ得タル許可証ヲ携へ、婦女数名ヲ煙草、『ビール』等ノ空箱ニ潜入セシメ、恰モ用達品ノ如ク装ヒ一輪車ニ積み入市」¹¹しようとする売春女性の姿も記録されている。12月28日になると、青島の一般開放と共に、大勢の日本人が先を争って殺到した。開城当初、娼妓を抱える料理店は二十六、七戸にすぎなかったが、わずか十日後には34戸、約百名に達したと報じられている¹²。その後も娼妓の数は持続的に増加し、「陥落早々の際とて諸般の秩序も整はず、市中到る處に娼家が散在」¹³しているという状況であった。特に、港湾地区では「千代家」「蜻蛉館」など海軍御用達の料理屋が開業し¹⁴、「料理店や芸妓の如きも陸軍御用にあらざれば巾が利かぬ」¹⁵と言われたほど、軍需に応じた売春産業が急速に整えられていった。

⁸ 同上史料。

⁹ 同上史料。

¹⁰ 岡倉生「山東に来て」朝日新聞連載、1914年。

¹¹ 前掲陸軍省『青島軍政史』第2巻、103頁。

¹² 同上書、103頁。

¹³ 高橋源太郎『青島案内：附・山東鉄道沿線小記』久松閣、1921年、155頁。

¹⁴ 「一年廻った花柳界（下）」『青島新報』1916年1月18日。

¹⁵ 小野謙一『満蒙策論』1915年、134－135頁。

売春業の実態を示す統計として、技芸・娯楽に従事する女性業者、すなわち売春業に関わった女性は、1916年度に995人、1917年度に1103人、1918年度に1124人、1919年度に961人を記録しており、常に約一千人規模を維持していた¹⁶。とりわけ1920年の統計によれば、青島在住の日本人女性総数1689人のうち、技芸関係に従事した者は903人であったのに対し、商業従事者143人、工業従事者21人、その他職種344人とどまっており、売春関連従事者は商業や工業従事女性を大きく上回っていた¹⁷。これらの数値は、売春業が青島における日本人女性労働の中心領域を形成していたこと、加えて都市経済にとって極めて重要な産業として機能していたことを示している。

彼女たちの多くは、日本本土や、満洲、朝鮮など日本の勢力圏から移入してきた女性であった。実際に、19世紀末以降、日本内地の「からゆきさん」と呼ばれる日本人売春婦は朝鮮、中国、東南アジア、さらには太平洋沿岸やアフリカにまで渡航し、日本人売春業は国際的規模で展開されていた。こうした売春女性の人口移動は、1900年代以降の帝国日本の勢力範囲内部において、より流動的であった。その背景としては、日本が朝鮮、満洲、台湾などに勢力を拡張するにつれ、植民地における日本人社会の形成や駐屯軍の存在が現地で新たな性的サービスの需要を生み出したことが挙げられる。こうした需要に応じ、売春業者は女性を連れて帝国の勢力圏内部を移動し、需要に合わせて営業拠点を転換させながら、広域的な売春ネットワークを形成していた。他方、朝鮮のような植民地では、日本による支配体制の確立とともに、土地兼併や租税制度の変動により、農村経済が急速に崩壊し、多くの農民家庭が生活基盤を失った。その結果、被支配地域の女性が生計手段として売春業へ参入する動きが生まれ、彼女たちも日本式の売春システムに包摂され、帝国日本の勢力圏内で移動を繰り返した¹⁸。

日本による青島占領を契機として、青島もこの帝國的売春ネットワークに新たな結節点として組み込まれていくこととなった。青島で売春業を開業した日本人楼主の多くは、すでに日本本土、あるいは朝鮮、満洲などの植民地で営業経験を有しており、そこで確立された経営システムを青島へと移植したのである。このことは、

¹⁶ 青島守備軍司令部『青島守備軍統計年報』第1～5、1917～1921年。

¹⁷ 青島守備軍司令部『青島守備軍第五統計年報』1920年、34頁。

¹⁸ 藤永壮「植民地朝鮮における公娼制度の確立過程——1910年代のソウルを中心に」『二十世紀研究』第5号、2004年、13—36頁。

日本軍による青島占領以前から、楼主が娼妓を伴って前線地域を往来していた事例にも端的に示されている。日本占領後も、このような事例は継続している。たとえば、赤荻與三郎はかつて朝鮮京城で「第一楼」を経営していた人物であり、青島にも同名の第一楼を開業した。一方、小林仁太郎はもともと神戸で芸妓屋を経営していたが、日独戦争後の復興景気を契機に、五、六名の酌婦を伴って青島へ渡航した。彼はまず酌婦を大辰という料理店に滞在させ、1915 年 8 月には赤荻與三郎が開業した「第一楼」の営業を引き継いだ¹⁹。この事例は、日本の売春業者がしばしば帝国日本の勢力圏において移動しながら、営業を展開していたことを示している。したがって、青島における日本式の売春業は占領後に新たに生まれたものではなく、既存の帝國的性売買システムの直接的な移植として理解する必要がある。

青島への日本人売春業の急速な流入を促した要因として、青島が帝国日本の勢力範囲へ組み込まれ、新たな商機を求める業者を引き寄せたことに加え、青島における売春統制の緩さが影響していた可能性が考えられる。青島占領初期において、青島軍政署は芸妓と酌婦の従業年齢に関する明確な制限を設けていなかった。それに対し、当時の日本「内地」における娼妓の年齢制限は、1900 年内務省令第 44 号「娼妓取締規則」により十八歳以上と定められていた。また、満洲では 1905 年関東州民政署令第 11 号「娼妓取締規則」において、娼妓の下限年齢を十七歳と規定していた²⁰。さらに、朝鮮でも地域ごとに差が見られ、平安北道、黄海道、忠清北道など一部地域では、日本人芸妓の最低年齢を内地と同じ十八歳、朝鮮人芸妓を十六歳と定めていた。1916 年に、植民地朝鮮全体を対象とした「貸座敷娼妓取締規則」では、これまで道ごとに異なっていた規定を関東州と同様に十七歳以上へと統一している²¹。しかし、青島では日本内地やこれら日本の植民地の規定とは異なり、売春女性に対する年齢制限が事実上存在しなかった。軍政署は 1915 年 7 月 16 日に酌婦の年齢を十八歳以上と定めたものの、この規定は同年 9 月 6 日の「芸妓、酌婦取締規則」には記載されず、憲兵隊が売春業に関わる同業組合である三業組合に伝達し、新聞報道によって公表された²²。さらに、芸妓については従業年齢に関する制限が一切設けられ

¹⁹ 青島興信所『山東日支人信用秘録』1926 年、75 頁。

²⁰ 藤永壮「日露戦争と日本による「満州」への公娼制度移植」『快楽と規制——近代における娯楽の行方』大阪産業大学産業研究所、1998 年。

²¹ 前掲藤永壮「植民地朝鮮における公娼制度の確立過程」。

²² 「酌婦年齢制限」『青島新報』1915 年 7 月 16 日。

ていなかった。この規定は前借金制度など複数の条件によって形骸化され、十分に機能しなかったと考えられる。例えば、14歳の少女が売春したが、内地の両親が青島軍政署に訴えを起こしたものの、少女の前借金と食費が残っているという理由で訴えは棄却され、少女は売春を継続せざるをえなかった²³。この事例は、制度上の年齢規制の欠如が、未成年女性の売春従事を事実上黙認する社会状況を生み出していたことを示唆している。第一次世界大戦期の好景気のもと、青島の日本人売春業が急速に拡大するなかで、こうした年齢規制の緩さは、日本本土および満洲、朝鮮、台湾といった帝国圏内部から多くの娼妓を青島市場へ誘引する一因となった可能性が高い。

総じて、帝国日本はその勢力範囲内部において、広域的な売春人口移動のネットワークを形成していた。このネットワークは日本本土を中心に、朝鮮、満洲、台湾、さらには中国沿岸諸都市へと拡張しており、軍隊の需要と在留日本人社会の要請とが相まって、性労働力の流動体系を生み出していた。青島はその一環として帝國的売春ネットワークに新たに編入された重要な市場であり、統治初期の規制の曖昧性と旺盛な需要の拡大が相互に作用するなかで、帝国圏内部から性労働者を吸引する拠点として急速に位置づけを高めていったといえる。

第二節：青島における日本式売春統制の導入と隠蔽性

1、帝国日本的売春統制体系への編入

近代日本の公娼制度は、1872年太政官達295号（所謂「娼妓解放令」）の公布を契機として確立された。その後、帝国日本は新たに獲得した支配地域において、内地の公娼制度を基本的枠組みとしつつも、現地の社会的、経済的条件に応じて修正を加えた形で制度を移植してきた。この公娼制度は、台湾、朝鮮、樺太、関東州、満鉄附属地など、帝国のほぼ全領域を覆いつくしていた。青島もその例外ではなかった。占領からわずか一年足らずの1915年9月6日、青島軍政署は、「内地ノ法令ニ準拠し」²⁴、青島軍政署令第一号「旅館、料理店、飲食店、下宿屋、待合、席貸、芸妓屋営業取締規則」と青島軍政署令第二号「芸妓、酌婦取締規則」²⁵を發布した。これに加え、売春業の営業場所を特定地域に移転させるための「青島軍政署告示第21号」

²³ 「拙き少女の運命」『青島新報』1917年7月27日。

²⁴ 前掲陸軍省『青島軍政史』第2巻、104頁。

²⁵ 「大正4年9月8日青島守備軍公報第46号」アジア歴史資料センター、C08040241500。

²⁶が発布された。このように、身分登録、身体検査、営業区域の指定といった諸要素を備えたことで、売春統制は制度的枠組みとして徐々に整備されていったといえる。しかし、ここで注意すべき重要な点は、これらの規制が青島に存在したすべての売春女性を対象としていたわけではないという事実である。売春統制の枠内に組み込まれたのは、主に帝国民とみなされた日本人および朝鮮人女性²⁷に限られており、中国人女性は制度外に置かれることが多かった。さらに、売春統制に取り込まれた日本人および朝鮮人の売春女性が「娼妓」と呼ばれず、「芸妓」あるいは「酌婦」と称され、芸妓や酌婦を抱える店舗も「妓楼」ではなく、「料理店」あるいは「乙種料理店」と呼ばれていた点は注目される。

このような名称の差異は単なるではなく、国家による売春の合法化を覆い隠し、社会的に受容可能な形で制度を維持するための言説的策略であったと考えられる。ただし、このような策略は青島に特有のものではなく、日本内地および他の植民地にも共通して見られる現象であった。藤永壮（2005）の研究によれば、近代の日本では「娼妓」や「芸妓」「酌婦」の定義や区分を明確に定めなかったが、これは偶然ではなく、むしろ意図的な政策的判断であったという。つまり、国家が「娼妓」などを法的に定義してしまえば、その存在を公的に認めることとなり、国際的な非難や国内の道徳的批判を招く危険があった。したがって、行政上は「芸妓」「酌婦」といった名称を用いて売春行為を黙認し、「公娼」をあえて曖昧にしておくことで、日本は実質的な売春統制を維持しながらも、表面的には「文明国」としての体裁を保とうとしたのである。とりわけ、1893年に群馬県で形式的な廃娼が行われた後、「酌婦」による売春は公然と黙認されるようになった。このように名称を変えながら売春の実態を存続させる手法は、朝鮮や満洲といった地域にも広がっていた。朝鮮においては、釜山の「特別料理店」やソウルの「第二種料理店」が事実上の貸座敷に相当し、そこに従事する「芸妓」は娼妓に相当する者である。また、関東州において、日本人女性が「芸妓」「酌婦」として売春行為を黙認される一方で、中国人女性のみが明確に「娼妓」として登録、管理されるという二重基準が存在した²⁸。

²⁶ 「青島軍政署告示（大正4年度）」アジア歴史資料センター、C08040257400。

²⁷ 日韓併合（1910年）以降、朝鮮人は法的には日本帝国臣民として位置づけられていた。しかし、現実には日本人と同等に扱われたわけではなく、教育制度や徴兵制度などにおいて明確な差別的区別が設けられていた。

²⁸ 藤永壮「植民地公娼制度と日本軍『慰安婦』制度」早川紀代編『植民地と戦争責任』吉川弘文館、2005年。

日本占領下の青島で、青島軍政署が実施した売春統制も同様に、売春業に対する称呼の言い換えが採用されていた。それはおそらく、青島が、日本が正式に割譲を受けた植民地ではなく、第一次世界大戦中にドイツからの「継承」という形で暫定的に支配した地域であったことによる。日本は山東省における権益の永久領有を期待していたが、国際社会からの視線や中国側の反発が常に存在し、日本の統治は極めて不安定であった。こうした統治状況の不確実性の中で、日本は朝鮮のように売春制度を公然と設置することを避け、名称と制度の曖昧化を通じて売春統制の実態を覆い隠す必要に迫られていたと考えられる。

以上のことを踏まえると、第一次日本占領期の青島における売春統制は、内地および他の植民地における売春統制の基本的枠組みを参照しながら形成された、帝国日本の性管理システムの一環として理解できる。その意味で、青島の売春統制は日本本土および帝国植民地の制度的慣行と連続性を有していたといえる。しかし同時に、青島には他地域には見られない独自の特徴が存在した。内地や他の植民地では売春業者や娼妓に対する風俗警察権が内務省警察・植民地警察・外務省警察などの文民警察に属していたのに対して、日本占領期の青島においては憲兵警察制が実施されたため、すべての風俗警察権が軍事警察の管轄下におかれた。このように売春女性が憲兵隊に管理下に置かれた状況は、第二次世界大戦時の慰安婦制度の特質と共通するものである。

2、売春統制の間接的支配構造

青島における売春統制は、売春業の名称の言い換えによってその存在を覆い隠すだけではなく、売春業者による同業組織である三業組合を利用することで、統制を間接的に実施していたのである。そして政府は三業組合を通じた売春統制に対する間接的支配は、青島に固有のものではなく、日本内地においてすでに一般化していた統治手法でもあった。三業組合は、日本本土に起源をもち、料理店、待合、芸妓屋などの業者から構成される一種の業界団体である。組合の結成は警察の承認を要するものであり、国家が管理権限の一部を委譲するかたちで育成した売春管理の中介装置であった。第一次日本占領期の青島においても、三業組合は青島軍政署の監督の下で導入され、売春統制に積極的に参与していた。

1915年2月11日、青島軍政署の指示により青島三業組合が発足し、その設立趣旨

には「組合員相互ノ親睦ヲ厚クシ營業上ノ發達ヲ図リ利益ノ増進ヲ目的トシ」と掲げられていた。同年 11 月までに、青島三業組合の会員数は 260 名に達し、組合長は久保勇吉であった²⁹。そのほか副組合長 1 名、会計 1 名、幹事 5 名、評議員 18 名が組合の運営に関わっていた。また、台東鎮三業組合も同年 6 月 14 日に設立され、1922 年 3 月 27 日の改正規則によって、料理店業、飲食店業、待合業、旅館業などが組合を構成した。台東鎮三業組合の役員構成は組合長 1 名、副組合長 1 名、評議員 6 名であった³⁰。青島における三業組合の成立により、青島軍政署は、業者間の調整機能を利用し、煩雑な管理実務を組合に委ねた。これにより組合は、官庁による売春統制を補完する役割を果たした。

まず、軍政署にとって重要であったのは、売春に従事する女性を業界内部に確実に囲い込み、統制の対象として把握し続けることであった。その点で、三業組合は国家にとって極めて利用価値の高い仕組みを備えていた。三業組合は、前借金制度を基盤とする日本式の売春業の仕組みを制度的に強化することで、女性たちの人身を拘束した。前借金制度は、娼妓の離脱や業界外への流出を防ぎ、女性を売春業内部に長期的に固定する機能を有していた。このように、日本の売春業においては、女性が往々にして家計の破綻や生活困窮を背景に前借金制度を通じて妓楼に入り、楼主が旅費や衣装代、紹介料を立て替え、娼妓が売春行為によってその返済を行うという形態が一般的であった。楼主と女性の間に、形式上は契約関係をとっていても、実質的には女性の身体を担保とする長期的な人身拘束であり、借金を完済する以前に廃業することはほぼ不可能であった。すなわち、娼妓と楼主との間には実質的に強固な従属関係が存在していたのである³¹。この従属関係は、楼主たちが結成した同業組織である三業組合によってさらに強化された。たとえば、青島三業組合の規定では、芸妓や酌婦を雇用する際、その氏名や経歴などの情報を組合事務所に届け出ることが義務づけられていた。さらに重要なのは、「第四十二条：新タニ雇用シタル芸妓酌婦其他ノ使用人ノ前雇主若シ組合員ナル中ハ前雇主ノ承諾アルニアラザレハ雇入ル事テ得ス」という規定により、楼主が新たに芸妓や酌婦を雇い入れる場

²⁹ 青島軍政署『青島軍政一周年記念』1915 年。

³⁰ 「本邦商業会議所関係雑件／在外邦人商業団体調査 第二卷／1. 青島／分割 3」アジア歴史資料センター、B10074319300。

³¹ 人見佐知子「娼妓からみた近代日本の公娼制度——周旋業者・借金・梅毒」『民俗文化』34 号、2022 年、187－212 頁。

合、前雇主に当たる組合員および組合役員にその旨を通告し、承認を得なければならなかった。この規定は、前借金の損害を防ぐために設けられたものであり、娼妓が転職することで前の雇主の貸付金が回収できなくなる事態を防止する目的をもっていた。言い換えれば、娼妓の身体は債権の担保として業界内部で追跡、管理され、債務からの逃避は制度的に封じられていたのである。このようにして、青島の売春業界は、三業組合という同業組合を通じて、業者間の情報共有と相互の監視を実現し、娼妓をより強固に業界内部へと縛りつける構造を形成した。その結果、三業組合は名目上は民間の組織でありながら、実際には統治機構の一部として機能し、売春の管理や女性の行動制限は、もはや国家が直接的に介入せずとも可能となった。

さらに、青島軍政署による売春統制の実務運営において、三業組合の協力は一層重要であり、制度の運用を支える不可欠な役割を果たしていた。とくに顕著なのは、性病検査制度および指定地制度の運用における三業組合の関与である。

まず売春女性に対する性病検査に関しては、三業組合と憲兵隊と軍醫が緊密に連携し、検診の実施を支えた。定期検診日に、娼妓はまず三業組合の受付で点呼と名簿登録を受け、検診番号を受け取った後、検査の規定に従って全身および局所の検査を受ける。検査が終わると軍医が健康証を発行し、さらに憲兵隊が最終確認を行った³²。検診や治療の費用負担においても、組合は重要な役割を果たした。「芸妓、酌婦取締規則」公布以前は、一回一元の検診費や一日三十銭の入院時の食費は売春女性個人が負担していたが、取締規則が発布された以後は、これらの費用は三業組合と楼主が分担することになった³³。これらの事例から、三業組合は性病検査の運営と費用負担の面において青島軍政署の売春統制を支えていたことがわかる。また、売春指定地の建設および妓楼の指定地への移転に際しても、三業組合の調整機能は顕著であった。指定地制度は、売春業を都市空間の特定区域に集約することで、社会秩序の混乱を防ぎ、政府による売春管理を容易にするなどの機能を持っている。青島軍政署の吉村軍政委員長は売春業営業の指定地の計画を進める際、まず「三業組合員に対して豫め之を内示し置くを便利とし」、その後「同組合員を招集し来会者五十余名に対し」て説明し、業者の協力を求めた³⁴。計画当初、多くの楼主が移転に

³² 前掲陸軍省『青島軍政史』第2巻、412頁。

³³ 「問題の賄ひ」『青島新報』1916年10月14日。

³⁴ 「料理業者の営業地域指定」『青島新報』1915年8月20日。

反対したが、三業組合はその調整役として働き、業者への説得役を担った。とりわけ指定地における高額な家賃をめぐる楼主と建築会社の対立に際し、三業組合は娼妓や楼主の立場を代弁して会社側と交渉を行い、1917年9月18日付の決定により翌10月から家賃が一割減額されることとなった³⁵。このように、組合が交渉の前面に立つことで、国家は家賃問題に直接介入する必要がなくなった。その結果、娼妓や業者が指定地へ移転しやすい条件が整い、売春統制の制度的枠組みはより円滑に機能することになった。さらに、三業組合の役割は売春統制の枠を越え、国家の公式行事や礼儀的な場面にも及んでいた。司令官の送迎や奉祝行事の際には、三業組合が各料理店や待合から一定数の芸妓を動員し、儀式の進行を秩序立って整える役割を担った³⁶。つまり、三業組合は売春業界内部の調整機関であると同時に、国家行事の実務を下支えする存在でもある。

以上の事例から明らかなように、三業組合は単に業界の利益を代弁する自律的に運営している同業組合ではなく、青島軍政署による売春統制の実務を部分的に肩代わりする中間的機関として機能していた。売春女性の管理、指定地の移転調整、さらには儀礼的行事の運営補助に至るまで、国家は意図的に一部の売春統制の権限を民間に委ねることで、帝国日本の軍政署はより円滑で安定的な売春統制を実現し得たのである。換言すれば、三業組合は売春統制の安定的な実施を保証すると同時に、国家が直接的に介入する痕跡を巧妙に隠蔽し、「民間の自律」を装う統治構造を形成したのである。これは、日本式公娼制度の深層に潜む特徴の一つであり、青島における売春統制の特質を理解する上で決定的に重要な点である。

第三節：売春指定地制度

1、指定地制度の発想

売春指定地制度とは、売春業者を特定の区域に集中的に配置し、その行動をその空間のみに限定することである。近代日本はしばしば指定地を設置する目的を、警察による娼妓の取締りや衛生検査を容易にし、さらに売春業を一般市民の生活空間から切り離すことで都市の表面的秩序と風紀を維持するためであると説明していた。

日本が青島を占領した直後、青島軍政署はすでに暫定的な形で娼妓の隔離措置を実施していた。日本が青島を占領を開始した際に、直ちに開放したわけではなく、

³⁵ 「新町の家賃問題」『青島新報』1917年9月18日。

³⁶ 「各町奉祝準備」『青島新報』1915年10月27日。「送迎会順序」『青島新報』1915年6月17日。

青島に財産を有し、身元が確実であると認められた者のみが官憲の許可を得て入市できるようにした。許可を得られなかった者は、李村や台東鎮など青島周辺の地域に滞留することとなった³⁷。日本人芸妓と酌婦も入市許可を得られない者として、兵站線付近で開城の日を待つことになった。しかし、彼女たちの存在が「風俗ヲ紊シ軍紀風紀ノ振肅ヲ害スル」として問題視され、軍政署は彼女たちを台東鎮の特定区域に收容し、外出を禁じ、憲兵隊による監視体制を敷いた³⁸。その結果、「青島（市内）自身の清潔を保つことができる」が、日本人売春女性は「台東鎮あたりに割据」していた³⁹。1914年12月28日の青島開城後、日本人の入市が許可されると、拘束されていた娼妓たちはついに解放された⁴⁰。日本軍による占領初期の娼妓の隔離および收容措置は、戦時下における風紀と治安維持を目的とした一時的な措置であったが、売春業を特定の空間に強制的に封じ込めるという、日本の統治下で売春業に対して行われた空間管理の基本的方向性を先取りしたものと見ることができる。

その後、軍政署はこうした臨時的措置にとどまらず、より制度的かつ長期的な枠組みとして、娼妓を再び特定区域に集中して收容する方針を打ち出した。これが、いわゆる「指定地」制度の導入である。ただし、この措置は開城初期のように単なる風紀対策として行われたものではなく、都市計画と連動する統治施策として位置づけられていた。すなわち、売春業を一定の区域に集約・整理することによって都市空間の再編を推進し、同時に商業活動の活性化と財政基盤の強化を図る手段とされたのである。

この方針の背景には、青島占領後に急速に進んだ日本人の移住と、それに伴う青島特有な課題の顕在化があった。前述のとおり、戦争景気を当て込んで渡航した「一旗組」や「娘子軍」と呼ばれる人々の流入によって、「便船毎に二三百人の渡来者ある為め、貸家は殆ど皆塞がり、大厦高樓の貸家はあれども、小資本の者は借家すること能はず、地下室、物置等に仮住するものも少なからず」⁴¹と報道されるように、青島軍政署の統治下にある市内では、娼家の散在による風紀の乱れのほか、住宅不足といった問題が深刻化した。さらに、日本の占領開始から半年も経たない

³⁷ 青島軍政署『青島軍政の概況』1915年、1頁。

³⁸ 前掲陸軍省『青島軍政史』第2巻、103頁。

³⁹ 「山東に来て（5） 彫潰した記念石碑」『朝日新聞』1914年12月26日。

⁴⁰ 前掲陸軍省『青島軍政史』第2巻、103頁。

⁴¹ 松浦厚『青島游記』1915年、27—28頁。

1915 年 3 月には、かつて戦時の需要によって勃興していた日系商業が客を失い、生計を立てる手段は甚だ少ないため、すでに多くの小資本経営者が廃業に追い込まれていた⁴²。商業の停滞により、多くの日本人は帰国、あるいは山東鉄道沿線や山東内陸部に移住するようになり、その結果、「他の所に行った売春婦、料理店は甚だしい」⁴³。花柳界の不況は深刻で、芸妓や酌婦による抗議運動さえ発生した⁴⁴。

娼家の散在、住宅不足、商業不振という三重の課題に直面した青島軍政署にとって急務となったのは、新たな日本人居住区の整備、そして経済活動の再活性化であった。当初、ドイツ占領期に策定された都市計画に基づき、日本人と中国人の雑居を防ぐ意図を持って、台西鎮の青島停車場の西側の空き地を日本人の新市街地として開発する方針を立てた。この市街建設の計画は、1915 年 2 月より着手し始め、5 月に至り、道路工事や上下水道の埋設などが完了した。しかし、当初青島に進出した日本人は、中国人街と隣接し、港にも近く商業上便利で大鮑島付近に集中した。日本人を大鮑島から台西鎮へ移転させるためには、多額の資金および優遇的政策が必要だった。さらに、日本外務省は青島軍政署のこの都市建設の構想に反対し、青島を対中経済進出の拠点として位置づけ、日本人勢力の扶植と経済的利益の拡大を最優先とする方針を立てていた。そのため、日本人と中国人を空間的に隔離することは、経済活動の展開や市場形成の面からむしろ不利であると判断した⁴⁵。

この外務省の方針により、青島軍政署は当初計画していた台西鎮に日本人新市街地を建設する計画を断念し、それに代わって中国人居住地に近接する大鮑島区と大港の中間地域を日本人の居住区である新町、すなわち指定地として選定した。ここには、経済的合理性と都市統治上の便宜という二つの意図が含まれていた。その理由については、「将来青島の膨張発展に伴い……商業地が漸次大港附近に移るは自然の趨勢なるが、当局にては之が促進を期する為め、土地繁栄の魁とも云うべき料理店飲食店の類を先づ此方面に移すを得策とし、且つは市街風紀の点より云ふも現在の如く各所に此種の営業者を認むるは不可なりとの見解より早晩一定の地域を限り

⁴² 庄維民・劉大可『日本工商資本与近代山東』社会科学文献出版社、2005 年、75 頁。

⁴³ 同上書、75 頁。

⁴⁴ 「花柳だより」『青島新報』1915 年 7 月 7 日

⁴⁵ 単荷君「日本第一次占領期における青島軍政署の都市開発政策——日本人新市街「新町」の形成を中心に」大里浩秋・内田青蔵・孫安石編著『東アジアにおける租界研究 その成立と展開』東方書店、2020 年。

て是等営業者を移転せしむべく」⁴⁶と説明されている。ここから明らかなように、指定地の設置は単なる娼妓取締や風紀維持を目的とするものではなく、むしろ都市経済の再編と空間秩序の形成を意図した施策であった。すなわち、売春業を都市経済の先導的産業として位置づけ、その集約によって新たな商業地の発展を促進しようとする、極めて現実的かつ政策的な判断が背後に存在していたことが読み取れる。このように、指定地の選定は外務省の経済戦略のもとで都市開発政策と経済開発政策へと吸収されていったのである。

2、指定地の建設と結果

1915 年 9 月 6 日、青島軍政署は「青島軍政署告示第 21 号」を公布し、指定地制度を正式に公表した。青島市内は、第一区と第二区に分けられた。そのうち、第一区は旧ドイツ統治期の青島区とほぼ同一範囲に設定され、ここでは旅館、飲食店、喫茶店、西洋料理店などの営業のみが認められた。遊廓や料理屋、芸妓屋などの風俗店の営業は禁止され、同年 10 月末までに廃業することが命じられた。第二区はその北側に位置し、第一区と指定地の緩衝地帯とされ、「芸酌婦を置かざる」甲種料理店のみ営業を許可された。さらに第二区の内部で、膠州町、中野町、上海町、呉淞町に囲まれた地域が「三業指定地」とし、乙種料理店、すなわち芸妓、酌婦を置く店舗の営業が許された。1916 年 3 月 1 日以降、芸妓および酌婦は指定地外に居住することを禁じられた。

指定地移転の法令が発布されたものの、指定地の建設には投資不足が問題となり、花柳業界の景気低迷で三業従事者の移転はかなり困難であった。これに対し、当初の青島軍政署は「建築契約等に就ては全然三業組合と資本主との自由意志に任せ不干渉主義」⁴⁷との立場を示したが、その結果、指定地の建設と料理店の移転は当初の計画より大幅に遅延した。1916 年 1 月時点で、移転を希望した料理店はわずか 50 軒にとどまり、市内に存在した約 250 軒の料理店の大部分は予定通り移転できなかった。移転を断念して廃業や契約破棄に至る店舗も相次いだ一方、「青島軍政署告示第 21 号」は台東鎮および台西鎮には適用されなかったため、一部の商家は台東鎮へ移動し、同地の花柳界が一時的に活況を呈するという逆転現象も生じた⁴⁸。

⁴⁶ 「料理業者の営業地域指定」『青島新報』1915 年 8 月 20 日。

⁴⁷ 「青島指定地建築問題（上・下）」『時事新報』1916 年 1 月 15～17 日。

⁴⁸ 「指定地移転減少」『青島新報』1916 年 10 月 6 日。

このような状況を受け、青島軍政署はもはや不干渉主義を維持できず、1916 年 1 月、軍政署の斡旋のもとで、三業組合と荒井泰治を社長とする「青島土地建造物会社」との間に指定地建設の契約を締結した。これにより、指定地の建設事業はようやく本格的に始動したのである。建設工事は三期に分けて実施され、1916 年 3 月 9 日に第一期工事が着工し、同年 10 月に第一次工事が完成し、料理店の移転が同月 25 日から順次進められ⁴⁹、1916 年 12 月 8 日に、三業組合も河南町から指定地内の中野町へ移転した⁵⁰。しかし、こうした一連の建設工程は当初の予定よりも大幅に遅延し、青島軍政署は 1916 年 2 月末の移転期限に間に合わないと判断した。そこで同年 2 月 24 日、「青島軍政署告示第 5 号」を公布し、指定地への移転期限を同年 12 月末まで延長したのである⁵¹。一方で、軍政署は指定地への移転を促進するため、三業組合との協議を通じて、指定地に移転する営業者に対し 25 年間の免税措置を講じるとともに、指定地内に限って営業時間の制限を撤廃するなど、移転の誘導策を導入した⁵²。

こうして行政による後押しを受けた指定地は次第に整備が進み、青島市内の料理店は徐々に指定地へと移転していった。市内に残存していた料理店も、客足が指定地に集中するにつれて営業上の不利な状況に置かれ、最終的には競うようにして指定地への移転を進めることとなった⁵³。これにより、指定地を中心とする花柳界がかつてないほどの活況を呈し、それに加え、指定地の周辺に市場町も設置されることで、商業、金融、娯楽の複合地区が築かれた。こうして、青島の日本人新市街地が形成され、都市経済の一翼を担うまでに成長したのである。1918 年当時、料亭 78 軒、席貸 11 軒、飲食店 36 軒、芸妓 326 名、酌婦 324 名、仲居 520 名が存在し⁵⁴、「市中には五歩一樓、十歩に一亭と云はれ僅か二万餘の在留民に対し、芸、娼妓の数は約二千、一ケ年の水揚げ高約五百万圓と云ふ、今では夢にすら見る事の出来ない全盛振りであつた」⁵⁵。このことはまさに「花柳界の黄金期」と称される繁栄を示している。売春業からの収益は、青島軍政署の財政にとって無視できない規模であり、1918 年には、「新町遊廓に落ちた金高を見ると、届け出された分だけが百二十万圓もある…

⁴⁹ 「新市街地の奉祝」『青島新報』1916 年 10 月 22 日。

⁵⁰ 「三業組合移転」『青島新報』1916 年 12 月 8 日。

⁵¹ 「自大正五年一月 至大正五年六月 軍軍令告示集」アジア歴史資料センター、C08040258900。

⁵² 「三業組合臨時総会」『青島新報』1915 年 8 月 21 日

⁵³ 「新町移転順序」『青島新報』1916 年 11 月 12 日

⁵⁴ 前掲高橋源太郎『青島案内』154-156 頁。

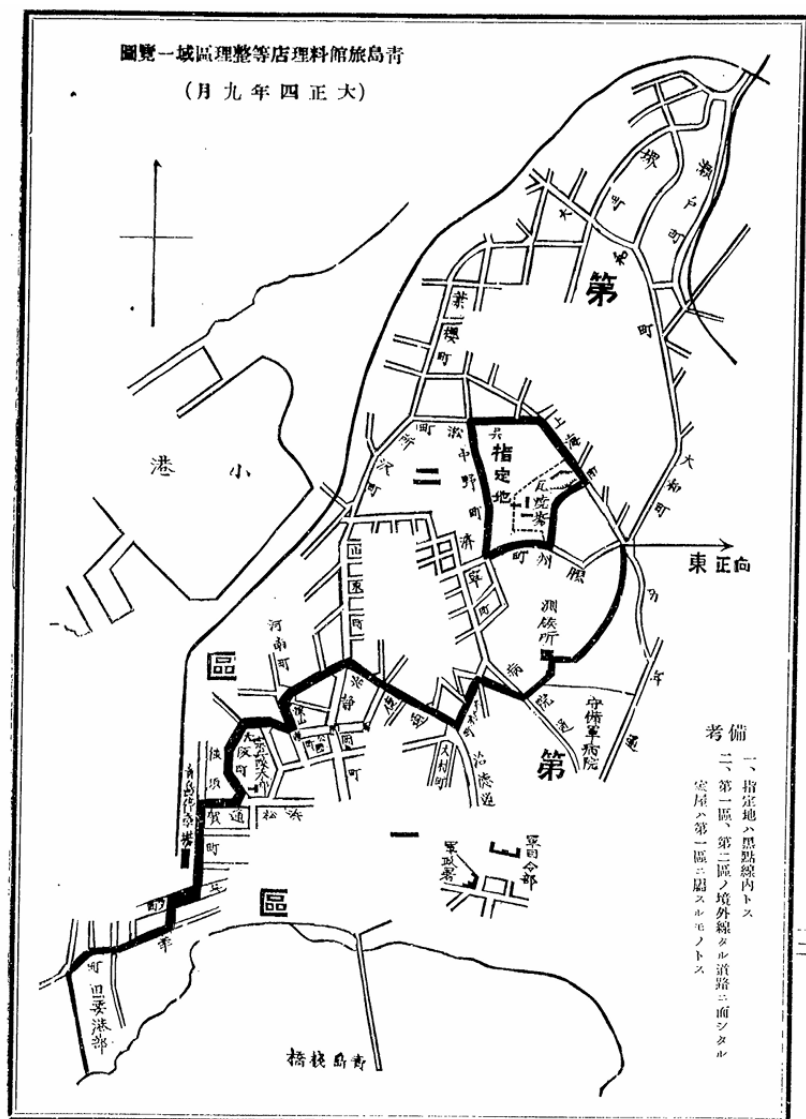
⁵⁵ 『青島案内昭和 7 年版』日華社、1932 年、170-171 頁。

…新町遊廓以外の飲食店や貸席の収入を加算すると二百万円に及ぶかも知れぬ」⁵⁶とされている。このように、指定地の整備と売春女性の指定地内への集中を通して、軍政署が抱いていた複数の期待が実現され、指定地における売春業は、日本人新市街地の形成と都市経済の拡大を促し、さらに軍政署の植民地経営にとって重要な財政基盤を提供する役割を果たしたのであった。

売春業の指定地への集中は、売春業そのものにも大きな変化をもたらした。楼主同士の結びつきは、店舗が一カ所に集中したことで自然と強化され、密接な関係が形成された。それと同時に、周旋業者も売春業者により深く関与するようになった。大手周旋業者たちは、三業組合の指定地への移転に際し、四、五人が各金百元を出資し、芸妓、酌婦一人の取り引きごとに周旋料の五分之一を三業組合に納入した。また、芸妓、酌婦が他の店舗へ移動する際は、その保証金が担保として扱われ、これにより周旋業者の信用が保障された⁵⁷。このように、楼主、三業組合、周旋業者の間には密接な利害関係が形成され、芸妓や酌婦はそのネットワークの中で厳格に管理されるようになった。指定地の成立は、この業界内部の連携を強化しただけではなく、軍政署による売春統制を空間的に容易にした点でも重要である。売春業が市内各所に散在していた時期には、売春女性の所在把握や性病検査、営業許可の確認など、売春統制の手続きは個別に対応せざるを得ず、統制の実効性は低かった。しかしながら、売春業の指定地への移転によって売春関連業者と売春女性が特定区域に集中し、青島軍政署はその区域を対象として統一的に監督を行うことが可能となった。特に、後述したように、売春女性に対して性病検査を実施する医療機関である青島病院新町分院も指定地内に移転した。その結果、身体検査、営業の取り締まりといった売春統制の諸手続きは同一空間で行われるようになり、性病検査の徹底や営業規律の維持が容易になったのである。こうして、青島軍政署による売春統制の実効性は飛躍的に高まったのであった。この点において、指定地の形成は青島軍政署による、都市空間の構築と商業機能の促進を目的とする都市政策の一環及び売春統制の一環として位置づけられる。

⁵⁶ 前掲高橋源太郎『青島案内』156頁。

⁵⁷ 「周旋業者の紛紜」『青島新報』1916年12月1日。



青島旅館料理店等整理区域一覽図

(「大正4年9月8日青島守備軍公報第46号」より)

第四節：性病検査制度

1、性病検査制度の開始と定着

国家が売春女性を統制の対象とした背景には、彼女たちとの性交渉が性病の蔓延をもたらし、兵員の健康状態や戦闘力を直接に脅かすと認識されたことがある。そのため、売春女性は定期的な身体検査を義務付けられ、健康証の携帯が営業の必須条件とされた、違反者は営業停止や拘束の対象となった。こうした身体検査の措置は売春統制の核心的要素であり、日本本土にとどまらず、朝鮮、台湾などの植民地にも広く移植された。日本による青島占領後も身体検査は青島に導入された。

1914年12月30日には、まだ正式な売春取締規則が整備されていない段階で、「特

種婦女」を対象とした第一回診療が開始された。この時点では、青島守備軍は戦後処理や占領行政の整備に追われており、性病検査を徹底することができず、受検者の数は、芸妓四、五十名、酌婦七十名ほどであった。検査の結果、「有毒者」とされた女性たちは即時入院、「軽傷無毒者」とされた女性たちは通院治療を命じられた⁵⁸。これは、占領直後の極めて早い段階から売春女性が青島守備軍の管理下に置かれていたことを示している。1915 年 1 月になると、検査を受ける日本人および朝鮮人の芸妓、酌婦の数は「一躍約四百五十名ニ増加シ」、同年 7 月に 800 名を超え、台東鎮在住者を含むと、「一千百余名に達し」た。この数字は当時青島に在住していた芸妓と酌婦のほぼ全数に相当するとみられる。このことから、青島軍政署が性病検査の実施を優先事項として、売春女性を網羅的に把握しようとしていたことがわかる。その後、売春業の拡大に伴い、軍政署は各制度を次第に整備し、「芸妓、酌婦取締規則」を發布し、「芸娼酌婦身体検診手続」⁵⁹をも整備していた。これにより、検査の頻度、費用、治療方法、違反時の罰則などが詳細に規定され、ドイツ支配期と比較しても、より精緻で制度化された性病検査制度が導入された。

性病検査は当初、ドイツ支配期に設置された大鮑島地区の海泊町婦人病院を利用して行われ、軍医が毎週一回芸妓、酌婦に対する身体検査を行っていた⁶⁰。芸妓、酌婦の増加に伴い、検査対象者が急増し、海泊町婦人病院のみでは対応が追いつかなくなった。そのため、1915 年 3 月 19 日には、葉櫻町にあった旧中国人診療所も新たに芸妓、酌婦の検査所として利用されるようになった⁶¹。

検査の規模が拡大する一方で、診療過程における管理も同時に厳格化され、規律に基づく運営へと移行していった。最初に、婦人病院には見舞客が自由に出入りし、院内は娯楽場のような状態であったが、こうした混乱を受け、青島軍政署は病院管理の厳格化に乗り出し、外部との接触を遮断して入院患者以外の立ち入りを禁止した。午後 9 時になると看護婦が各病室を巡回して点呼を行い、午後 10 時以降は軍医が随時点検を実施した。また、各病室は一、二名の病人が、毎朝 5 時に起床して清掃を行い、その後軍医が衛生状態を確認した。まさに「軍隊の営舎」のような厳し

⁵⁸ 前掲陸軍省『青島軍政史』第 2 巻、411 頁。

⁵⁹ 同上書、417-420 頁。

⁶⁰ 同上書、411-412 頁。

⁶¹ 同上書、319 頁。

い規律のもとに置かれたのである。こうした措置を通して、性病検査は次第に整理されていった⁶²。

さらに、1916 年に指定地建設が進むと、性病検査の仕組みも一段と整えられた。青島軍政署は、新町公園の南東にあった倉庫を病院として改築し、同年 12 月に葉櫻町診療所と海泊町診療所を統合した上で、その改築の病院に移転させ、「青島病院新町分院」とした⁶³。青島病院新町分院は青島病院の一分院として、台東鎮と李村といった地域を除き、青島における売春女性の身体検査を一手に担うこととなり、性病検査はより統一的に実施できるようになった⁶⁴。青島軍政署による身体検査と営業管理は同一区域の中で完結し、これは日本占領期の青島における売春統制の強化を示す特徴となった。

もともと、この性病検査制度は、青島に駐屯する日本軍および日本人社会の健康維持を目的として設けられたものであり、娼妓の福祉や健康状態の維持を考慮したものではなかった。そのことは、身体検査の方法および手続きにおいても明確に表れている。前述の「芸娼酌婦身体検査手続」に示されるように、女性の身体検査は全身および局部の二段階で行われ、従来の身体観察に加えてドイツ占領期の細菌学的検査法も導入された⁶⁵。週一回の定期検査では、花柳病のみならず、癩病や結核などの伝染病も対象とされ、局部検査では軍医の監視下で本人が自ら肛門や陰部を開き、医師が腔内に指を挿入して確認するなど、極めて屈辱的な手順が課せられた⁶⁶。こうした検査方法には、娼妓の尊厳や感情への配慮はまったく見られなかった。実際、この検査を受けた多くの女性は、検査時の身体露出や男性軍医の前で強制される姿勢に強い羞恥と屈辱を感じ、精神的な苦痛を訴えていた⁶⁷。つまり、身体検査は彼女たちにとって単なる医療行為ではなく、強制的な性格を持つ人格と身体 of 支配として受け止められていたと言える。さらに、性病検査および治療は経済的にも売春女性に重い負担を強いた。青島軍政署令第二号「芸妓、酌婦取締規則」が公布される以前、日本人娼妓の検査費用は一回につき一元、通院治療の場合は一人一日三

⁶² 「婦人病院から（三）」『青島新報』1915 年 4 月 10 日。

⁶³ 前掲陸軍省『青島軍政史』第 2 巻、319 頁。

⁶⁴ 同上書、411－417 頁。

⁶⁵ 「芸妓酌婦検梅法」『青島新報』1917 年 1 月 19 日。

⁶⁶ 前掲陸軍省『青島軍政史』第 2 巻、417－420 頁。

⁶⁷ 藤目ゆき『性の歴史学：公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版、1997 年、91 頁。

十銭の食費が徴収された⁶⁸。そして、検査費用を三業組合が負担し、食費を抱主が支払うと定められた。しかし、実際には多くの場合、食費は患者本人が負担していた。性病は再発するケースが多く、治療のために入退院を繰り返す女性も少なくなかった。病院側は長期治療を経済的負担とみなし、抱主に通知して廃業や退院を勧告することもあった。結果として、治療できない女性、あるいは治療に費用が掛かりすぎると判断された女性はやむを得なく廃業し、その後生活のために密売春に陥ざるを得なくなった⁶⁹。

以上の点から明らかなように、日本占領期の青島における性病検査制度は、決して売春女性を保護するための制度ではなく、女性の身体を軍事的、社会的秩序を維持する装置として利用していた。国家の売春統制に包摂された売春女性は代替可能な「資源」として、利用価値が失われると、統制の枠外へ切り捨てられるようになった。

2、非国民「娼妓」の性病検査体制への編入

日本占領期における性病検査を含む売春統制は、主として帝国民としての日本人と朝鮮人の芸妓、酌婦を対象に実施されたが、実際にはこれ以外の外国人女性も部分的に性病検査の網に取り込まれていた。「芸娼酌婦身体検査手続」が示すように、芸妓、酌婦と呼ばれる日本人と朝鮮人売春女性のほかに、「娼妓」という存在もあり、彼女たちも日本占領下の性病検査体制に包摂された。ここでいう娼妓は、中国人およびロシア人娼妓である。彼女たちは日本人女性のように「芸妓」「酌婦」といった婉曲的表現ではなく、直接「娼妓」と呼称された。

しかし、これらの中国人とロシア人娼妓はすべて日本の性病検査の枠内に包括的に網羅されていたわけではなく、検査の適用は極めて限定的で選択的なものであった。そのことは検査実施人数の差からも明らかである。第一次日本占領期の青島における中国人の記録によれば、日本側は中国人娼妓からの徴税を行うために中国人娼妓の実数を把握しようとした。そのために秘密裏に行われた調査の結果には次のように記してある。「中国人娼妓は各宿屋で良民と雑居しており、上等娼妓が二百人で、中等娼妓が四百人で、下等娼妓が五百人で、計千二百人ほどであった」⁷⁰。しか

⁶⁸ 「婦人病院雑談」『青島新報』1915年4月2日。

⁶⁹ 「問題の賄ひ」『青島新報』1916年10月14日。

⁷⁰ 「關於申請承辦樂戸捐輸的呈（附印花稅票一張、章程、概算書等）」青島檔案館、B0029-001-04416-0001。

し、青島軍政署の文書に実際に記録されている中国人娼妓は二十名前後にすぎなかった。1917 年 12 月末ごろ、「検梅を受けている公娼とも呼ぶべき支那人の売笑婦は現在十一名を算へて居る此の外に最も下級な密淫売は夥しい数に上がる」とされており、官庁は、「具体的に（性病検査を行う）計画が進行したと云ふのではない」という態度を取った⁷¹。したがって、圧倒的多数の中国人娼妓は性病検査の制度から排除されていたと考えられる⁷²。一方、ロシア人娼妓については、正確な人数を示す統計は残されていない。しかし、ドイツ支配期に青島に残留したロシア人娼妓の存在や、1917 年のロシア革命以降、大量の白系ロシア人難民がシベリア経由で満洲に逃れ、さらに哈爾濱、天津、青島などの中国北部都市へ流入した事実から、一定数のロシア人娼妓が青島で活動していたことはほぼ確実である。それにもかかわらず、軍政署により把握されていたロシア人娼妓は十名に満たず、中国人娼妓よりもさらに少数であった⁷³。そして、青島軍政署によって把握された中国人とロシア人娼妓の人数は、年ごとに減少していた。1915 年 6 月の段階では、中国人娼妓 32 名、ロシア人娼妓 9 名が軍政署によって把握されていたが、1916 年 5 月には中国人 20 名、ロシア人 1 名へと大幅に減少し、1917 年 9 月末には中国人 12 名、ロシア人 3 名となっていた。

このことから、日本人と朝鮮人の芸妓、酌婦は常時千人規模で検査を受けていたのに対し、中国人、ロシア人娼妓は数十人にとどまっていた点は、性病検査が非国民である中国人およびロシア人女性に対して極めて限定的にしか実施されておらず、彼女たちが次第に売春統制の枠外へと押し出されていった可能性を強く示唆している。

さらに、治療面においても民族的な差異が明確に存在した。日本人と朝鮮人の芸妓と酌婦については、性感染症が確認されれば入院治療が求められたのに対し、外国人患者を収容する専用施設が整えられておらず、同様の措置をとることができなかった。実際、1916 年 10 月には、ロシア人娼妓 2 名が検梅の過程で重度の癩毒性尿道炎および子宮内膜炎を患っていることが判明したが、入院設備がなかったため営業停止を命じられ、毎朝通院して治療を受けるしかなかった⁷⁴。性病検査と治療の運

⁷¹ 「支那人遊廓も繁栄の一策」『青島新報』1917 年 12 月 2 日。

⁷² 前掲陸軍省『青島軍政史』第 2 巻、104—105 頁。

⁷³ 同上書、104—105 頁

⁷⁴ 「露娼営業停止治療＝全治迄通院治療」『青島新報』1916 年 10 月 1 日。

用は、明らかに民族的区分に基づいて差別的に行われていたのである。こうした区分は、検査料の設定にも表れていた。1917 年 1 月 1 日以降、日本人の芸妓、酌婦に対して毎回五十銭の検査料が課されたのに、それに対し、「外国娼婦ヨリハ一回銀一圓ヲ徴収ス」⁷⁵と定められており、ここにも日本人と朝鮮人の芸妓、酌婦と外国人娼妓のあいだに明確な二重基準が存在したことがわかる。

もっとも、こうした身体検査の受検者数と検査料の差異は、本国女性の健康や経済的負担に配慮した結果ではなかった。前述のように、青島軍政署は売春女性の福祉よりも、青島における日本軍及び在留日本人社会の健康維持を最優先事項としていた。これは、日本が勢力を及ぼした植民地でも共通して見られる特徴である。例えば、朝鮮では、身体検査の対象は当初、日本人社会に接触する可能性の高い日本人売春女性のみ限定されていたが、朝鮮人女性が次第に日本式の売春システムに参入し、日本人男性と接触する機会が増えるにつれて、性病検査の枠内へ徐々に取り込まれるようになった⁷⁶。すなわち、どのような外国人娼妓が日本の性病検査体制に組み込まれたのかは、彼女たちが当地の日本人社会とどの程度接触していたかによって決定された。青島の場合も同様であった。青島における日本人は主に新町遊廓と市場町を中心とする日本人新市街地に居住していたが、この地域は中国人居住区である大鮑島地区と港の地域に隣接していた。中国人の妓楼は主に市場町に近い滄口町や李村町に分布し、ロシア人娼妓は港湾近くの滄口町に散在していた。これらの地域は日本人居住区に隣接しており、日本人男性客を受け入れる可能性が比較的に高く、結果として、日本の性病検査に組み込まれる機会も多かったと考えられる。

以上の事実は、性病検査制度の目的が売春女性の身体を国家の衛生確保に資する資源として位置づけ、日本人男性と接触する可能性の高い女性を選別的に管理することにあったことを示している。そして、性病検査の外国人娼妓への拡大と検査の精緻化は、民族的ヒエラルキーに基づいた統治構造の深化を意味していたといえる。こうした日本占領期の娼妓選別の特徴は、ドイツ支配期に見られた広東人以外の中国人娼妓全体を「病原体」として象徴的に排除する方式とは異なり、接触の頻度に

⁷⁵ 青島民政署編『青島要覧』巖松堂書店、1918 年、161 頁。

⁷⁶ 許娟姫「韓国券番成立過程の導入期に関する研究——日本の公娼制度との関係を中心に」『人間文化論叢』第 8 巻、2005 年。

応じて管理対象を絞り込む柔軟な対応であったと言える。しかし、その根底にはドイツ期と同様、「誰が植民地支配にとって利用可能な統治資源であるか」を選別し、売春女性の身体に価値の差異を付す植民地的統治の論理が一貫して存在していた。

第三章：北洋政府統治期における売春統制

第一節：中国における売春統制の成立と青島への導入背景

1、近代中国における売春統制の成立過程

中国において、国家による娼妓管理という発想自体は前近代から存在しており、いわゆる「官妓制度」と呼ばれるものである。しかし、それは本稿で論じる近代的な「売春統制」とは根本的に異なる性格を持っていた。前近代の「官妓制度」は、特定の女性集団を身分的に賤視された層として固定し、その身分からの離脱を制度的に禁じるという、身分制的な支配構造に立脚していた。このような娼妓は身分的に「賤民」階層に属し、独立した戸籍を持たず、中央または地方の官府に直属していた。そして、娼妓たちは「樂籍」に編入され、彼女たちが所属する施設も「樂戸」と称された。「樂籍」には、罪を犯した者の親族、捕虜として連行された者の家族、あるいは政治犯の親族などが編入されることが多く、社会的に極めて低い地位に置かれていた。しかも、女性は一度「樂籍」に登録されれば、ほとんど身分を変更することは不可能であった。清朝の雍正年間に至り、この「樂籍」制度が廃止され、娼妓は制度上「良民」として解放された¹。それに対し、近代中国における売春統制は、前近代の身分制に基づく「官妓制度」とは無縁の「売春行為に対する規制」として導入された点に本質的特徴がある。この近代の売春統制は、欧米諸国および日本の「公娼制度」を模範にして導入されたものであり、性病検査、警察による娼妓の監督、営業区域の設定など、売春行為を都市管理の枠組みに組み込むことを目的としていた。そして、娼妓は身分の登録や抹消が可能であり、世襲的に拘束される存在ではなく、都市の衛生と秩序を管理するための「対象」として再構成された。ただし、「官妓制度」に由来する語彙や慣習は近代以降も中国社会の中に残存していた。たとえば、娼妓の所属する妓楼を依然として「樂戸」と呼び、こうした妓楼が集中する売春地域を「平康里」と称した。このように、用語や観念の上では伝統の継承が見られる一方、その制度的運用は大きく転換したのである。

中国で近代的な売春統制の誕生を促した背景としては、清朝末期の対外的変動が挙げられる。清朝末期の中国では、アヘン戦争をはじめとする一連の敗北を経て、香港や上海などの沿海都市が開港し、多数の外国人が流入した。特に租界や租借地

¹ 武舟『中国妓女生活史』湖南文芸出版社、1990年。

といった外国人の集中居住地では、売春業の繁栄とともに性病感染が拡大した。そのため、植民地行政を担うヨーロッパ諸国の支配者は自国の公娼制度を中国に移植し、売春統制を行った。中国に西洋型の公娼制度を移植した最初期の事例として、1845 年の香港には、総督のジョン・フランシス・デイヴィスが妓楼の営業を公式に認可し、妓楼から月 5 元、娼妓から月 1.5 元の税金を徴収した措置が挙げられる。続いて 1854 年には、上海で、工部局が租界内の妓楼の登録および課税制度を実施した。さらに 1870 年代になると、上海工部局は性病検査制度と娼妓の等級区分を導入し、妓楼を二等級に分けたうえで、一等妓楼の娼妓から 10 元、二等妓楼の娼妓から 6 元の「保証金」を徴収し、その保証金を性病対策や病院運営の資金に充てた²。これらの事例が示すように、西洋型の公娼制度は、妓楼と娼妓の営業許可と登録、売春税の徴収、及び定期的な性病検査といった複数の要素から構成されていた。このような要素を備えた公娼制度は、外国人勢力の影響下に置かれた都市において次第に移植・定着し、前章で取り上げたドイツおよび日本の占領期の青島における売春統制にも見られる。これらの統制措置は、のちに清政府が都市管理の一環として公娼制度を導入する際に直接参照し、模倣したものでもあった。

実際、前近代の中国における官僚機構には、近代的な意味での市政制度が存在せず、清政府が都市下層社会に直接介入することは稀であった。そのため、国家による売春業の管理は事実上欠如していた。しかし、19 世紀末になると、清政府もまた西洋と日本の公娼制度を模倣し始めた。その背景には、複数の要因が重なっていた。まず、西洋人の流入と都市社会の変化により、売春業が急速に拡大し、性病の蔓延や社会風紀の乱れ、売買人口の増加など、多くの社会問題が顕在化したことが挙げられる。こうした状況に対応するため、清政府は売春統制を通じて売春業を管理し、都市秩序の維持を図ろうとしたと同時に、近代的な都市行政の理念を西洋から学び取ろうとする意図もそこには含まれていた。しかし、より根本的な要因としては、当時の清政府の財政の窮乏があったと考えられる。19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて、清政府は軍事費、賠償金、外債の増大により深刻な財政危機に直面し、雑税を含むあらゆる徴収手段を模索していた。また、この時期の清政府は、西洋から近代

² 張侃・劉偉彦「略論近代中国花捐の開徴与演化及其財政・社会形態」『近代史学刊』第 20 輯、2018 年、79—105 頁。

的な行政制度を学び取り、とりわけ警察制度の整備を進めていた。このように近代的警察制度を導入して社会秩序の維持を図る一方で、その運営資金を捻出するため、売春業からの税収を取り込む方向へと進んでいったのである。したがって、清末の売春統制は、急速に変化する都市社会への対応策であると同時に、財政危機の中で新たな財源を確保しようとする国家の戦略でもあった³。こうした動きは、やがて具体的な行政措置として各地で現れ始めた。たとえば、清朝の中央政府の所在地である北京では、1905 年に北京巡警部が設立され、巡警部は「私を公に化し、戯館、妓楼に税金を課す……外国の制度に倣い、重税を以て営業や消費を抑制し、最終的にはこれらの業態を廃止することを目的とする」⁴と主張し、売春業に対する課税を始めた。地方においても、奉天では「東西諸国の法制度にならい、治安の維持および梅毒の検査に備えるため、税金を適宜徴収する」⁵と明記されている。これにより、中国において娼妓は「公娼」と「私娼」に区分され、「官庁に税を納め、営業税のような税金を払えば、看板を掲げて営業することを許可される者を公娼、それ以外を私娼とする」⁶とされた。

このように、近代中国の売春統制は、明らかに西洋の先進的公娼制度を模倣する形で導入されたものであり、税収を増加するのみならず、治安維持や公衆衛生の改善など、西洋の先進的な都市管理の理念を模倣する側面も持っていた。この制度は 20 世紀初頭には次第に明文化された。例えば、1906 年 8 月に、北京の警察機関である外城巡警総庁は「娼妓管理規則」および「妓楼管理規則」⁷を公布した。これらの規則は、娼妓が売春業に従事する資格や、営業手続、性病検査の方法、娼妓の居住区域などを詳細に定めたものであり、こうして売春統制は制度としての枠組みを整備したのであった。辛亥革命後も、この清朝末期に確立された規則は廃止されず、北洋政府統治期においては、日本の公娼制度を参照しながら、規則の修訂や行政手続きの整備が進められ、より精密で完備した制度へと発展していった⁸。1917 年、北洋政府内務部は第一次警務会議において、西洋諸国および日本の娼妓取締方法を比

³ 齊小林「昔日の進歩：清末北京公娼制度縁起考略」『“性・性別与社会” 跨学科学術研討会論文集』2017 年。

⁴ 北洋軍閥史料編委會編『天津市歴史博物館館藏北洋軍閥史料 徐世昌卷 二』天津古籍出版社、1996 年、23—25 頁。

⁵ 奉天清理財政局編『奉天全省財政説明書・東三省奉天光緒三十四年入款説明書』第六款「雑捐」。

⁶ 徐珂『清稗類鈔』中華書局、1986 年、5149 頁。

⁷ 田濤・郭成偉編『清末北京城市管理法規』燕山出版社、1996 年、501—522 頁。

⁸ 「取締娼妓之部章」『時事新報（上海）』1918 年 3 月 31 日

較検討し、北京に梅毒検査所を設置する構想などを議論した⁹。最終的に、同部は日本の公娼制度を模範とし、規則の改正を通じて売春業の拡大を制限する方針を決定したが、梅毒検査所の設置は実現しないまま放置された。このような経緯から、近代中国の売春統制は、当初の財政補填という目的を保持しながら、次第に治安維持や性病防止といった統治上の目的をも付加する方向へと展開していったことがわかる。

もっとも、西洋および日本の公娼制度は、主に娼妓登録、集娼制、性病検査という三本の柱によって構成されていた。これらはいずれも、国家が売春業を効率的に統制し、娼妓を空間的・身体的に管理することによって、性病の拡散を防止し、同時に社会秩序と公共衛生を維持するための仕組みであった。このような制度的枠組みは、近代国家で行われた典型的な公共管理の形態といえる。これに対して、近代中国における売春統制は、実際には税収の確保を中心として運用された。武舟が「各地の政府は妓楼の管理において、娼妓の人数確認と制限、違法営業の禁止、性病検査、妓捐（売春税）の徴収の四項目を掲げていた。しかし実施の実態を見ると、前三者については形式的であり、唯一、課税の面だけが厳格かつ組織的に遂行された」¹⁰という指摘があるように、近代中国の公娼制度は、名目的には西洋の先進的な制度を標榜しつつも、その運営の実態は財政補填を主たる目的とする性格を有していたといえる。そして、この特徴は北洋政府統治期の青島における売春統制にもそのまま反映されている。本章では、北洋政府期における売春統制の中核をなす「妓捐」、すなわち売春業に課されたいわゆる売春税を中心に考察を進める。ここでいう妓捐とは、営業許可を受ける際に徴集された鑑札料や毎月徴収される定額税のほか、宴席税など、売春に関連してさまざまな名目で課された諸税を総称するものである。地域や時期によっては「花捐」など異なる名称で呼ばれる場合もあったが、その本質はいずれも国家または地方政府が売春業を財源として取り込むために設けた課税制度であった。

2、北洋政府統治期における青島の政治状況

1912 年の辛亥革命によって、清朝の帝政が終焉を迎えたが、統一的で安定した共和国体制が確立されたわけではなかった。1916 年に袁世凱が死去すると、彼のもと

⁹ 内部務『内部務第一次警務会議彙纂』168－170 頁。

¹⁰ 前掲武舟『中国妓女生活史』310 頁。

で辛うじて維持されていた中国の形式的な統一は急速に崩壊し、中国は軍閥割拠を主要な特徴とする分裂の時代へと突入した。この時期において、北京政府は名目上「中華民国」の中央政権として存続し、内閣、国会といった国家機構も形式上は維持されていた。しかし実際には、地方の軍閥がそれぞれ軍事力と財政権を掌握し、北京政府が地方に及ぼした実効的な影響力はきわめて限定的であった。そして、各軍閥間の同盟と対立が頻発し、中国は、中央政府が形式的に存在しながらも、実質的には分裂状態にあるという半ば合法的な無政府状況に陥っていた。

北洋政府期の初期においては、北京政府の実権は段祺瑞が率いる皖系軍閥の手に握られた。皖系は日本からの財政援助と軍事支援に依存し、それによって全国の統一を実現しようと試みた。しかし、1919年に勃発した「直皖戦争」によって皖系勢力は壊滅し、北京政府の支配権は馮国璋・曹錕らを中心とする直系軍閥へと移行した。直系は一方で憲政体制や国会制度を利用して政権の正統性を強化しようとしたが、他方では財政や軍事上の決定において依然として派閥的利益を優先し、国家運営の公共性を実質的に確立するには至らなかった。同時期、張作霖が率いる奉系軍閥は日本の後援を受けつつ、中国の東北地方において独自の軍事、財政基盤を築くことで、強固な地方勢力として台頭した。1924年、奉系は皖系の残余勢力と連携して第二次直奉戦争を起こし、直系の主力を撃破したことで、北京政府の実権は奉系の支配下に移ることとなった。奉系は名目上「中華民国」の国号と法統を継承しながらも、実質的には東北軍を基盤とする軍政体制を敷いた。1926年には南方の国民革命軍による北伐が進展し、北京政府の正統性はさらに動揺した。1928年、張作霖が「皇姑屯事件」で爆死すると、奉系の統治体制は急速に崩壊し、北京政府もまた名実ともに消滅した。こうして、北洋政権の時代は完全に終焉したのである。

北洋政府は、形式的には近代国家としての体裁を備え、内閣、財政、警察といった機関も整備されたが、これらの機関はいずれも断続的にしか機能せず、持続的かつ安定的に運営され得る制度的基盤はほとんど存在しなかった。とりわけ財政面において、中央政府の歳出の大部分が軍事費によって占められている一方で、頻発する戦争、通貨制度の混乱、物価の高騰などは、こうした財政の不安定な状態をさらに悪化させた。地方の軍閥勢力は「軍需」を口実に恣意的な徴税を繰り返し、国家の財政は常に危機に陥っていった。このような状況の下で、北洋政府の統治能力は

きわめて限定的であり、警察、税収、衛生といった基礎的行政分野において辛うじて最低限の機能を維持するにとどまった。つまり、中国は近代的な民族国家としての基本的特質を備えることができず、社会の統合や統治の近代化を実質的に実現することはできなかった。

このような情勢の中で、青島の回収は北洋政府にとって数少ない統治の成果とみられた。1922 年 12 月、日本はワシントン会議で締結された九カ国条約に基づき、青島を中国に返還した。翌 1923 年 1 月、北洋政府は青島を直轄市とし、内務部の管轄下に「青島特別市」を設置したうえで、最高行政機関として「膠澳商埠督弁公署」を創設した。当時、北京政府は直系軍閥の支配下にあったため、青島もまた直系の統治下に置かれることとなった。しかし 1925 年以降、奉系軍閥が北京政権を掌握すると、同年 7 月には奉系の張宗昌が山東省に進駐して同地の支配を開始した。張は中央政府の指令に従わず、青島を強制的に山東省政府の管轄下に編入するとともに、「膠澳商埠督弁公署」を「膠澳商埠局」へと改称した。

この時期における青島の行政運営も、北洋政府期特有の脆弱な統治構造を反映していた。政府はドイツおよび日本統治期に確立された都市管理制度の一部を踏襲し、警察局、衛生局、工務局などの行政機関を設置した。しかし、行政体系は形式的には近代の官僚制度の概観を備えていたものの、制度的な一貫性や持続的な調整機能を欠いていた。さらに、財政及び行政人員の不足に加え、官員の交代が頻繁であったため、政策の実施はしばしば官員個人の裁量や臨時の指令に依存していた。そのため、北洋政府は、青島における組織的で継続的な行政運営を確立するには至らなかった。とりわけ財政の問題は、北洋政府統治期の青島における行政上の最大の課題であった。青島は中央直轄の特別市とされたため、主要な税収源は中央または山東省政府に吸い上げられ、地方に残された財源は極めて限られていた。そのため、青島市政の歳入は主として商業税や臨時的、不安定な税目に依存しており、安定的な財政基盤を欠いていた。しかも、わずかに確保された地方財源でさえ、青島に駐留する軍隊によってしばしば横取りされる状況にあった。さらに、中央政府からの財政支援もほとんど望めなかったため、青島の行政機関は、極めて限られた地方税収の範囲内で警察や衛生、教育などの最低限の公共事業を維持せざるを得なかった¹¹。

¹¹ 董良保『二三十年代青島城市发展研究（1922—1937）』南京大学大学院博士論文、2001 年。

結果として、地方行政における国家の関与は、公共サービスや都市近代化の推進というよりも、むしろ財政的自立を確保するための手段として現れる傾向が強かったのである。

総じていえば、中国が形式上青島の主権を回復したとはいえ、国家の存在感は実質的な統治能力というより、むしろ象徴的性格を帯びていた。地方政府は財政難と政治的混乱のはざままで最低限の市政運営を余儀なくされ、行政施策はいずれも顕著な成果を上げることができなかった。このような状況の下、北洋政府は売春業統制を通じた財政強化と社会秩序の安定化を試みるに至った。

当時の青島では、売春業がすでに相当の規模に達していた。日本側の調査によれば、「中国人娼妓は多くが一般住民と混住し、上等娼妓は約二百名、中等娼妓は約四百名、下等娼妓は約五百名、計約千二百名に及ぶ」¹²とされている。彼女たちは主に小港およびその周辺の大鮑島地区に集中していた。この地域はドイツ統治期以来の中国人居住区であり、小港が商業中心地として発展するにつれて、船員や労働者、さらには各国の軍人が集まる地域となり、売春業の基盤を形成していったのである。中国人娼妓のほか、日本人、朝鮮人、ロシア人の娼妓も一定数存在した。しかし第六章で詳述するように、青島回収後も日本人および朝鮮人娼妓は中国側の統制下には置かれず、「在青島日本総領事館」およびその警察機構によって直接的に管理され、「警察、衛生、租税などにおいて、それぞれの居留民が独自の規則を有し、わが商埠の規則を無視していた」¹³。さらに、ロシア人娼妓を管理することは極めて困難であった。北洋政府統治期における行政能力の制約に加え、ロシア人娼妓の流動的な行動様式も、統制をいっそう困難なものにしていた。ロシア人娼妓は夏から秋にかけて青島に滞在し、娼妓、ダンサー、喫茶店員としてサービスを提供していた。夏の間には来港するアメリカ水兵や海員にもサービスを提供していた。夏が終わりアメリカ艦隊が青島を離れると、彼女たちもまた青島を去った¹⁴。そのため、行政機関は彼女たちを継続的に把握することができず、結果的に中国人娼妓が北洋政府統治下における主要な取締対象となった。

もっとも、中国人娼妓に対しては、ドイツおよび日本の占領期においても体系的

¹² 「関于申請承辦樂戸捐輸的呈（附印花稅票一張、章程、概算書等）」青島檔案館、B0029-001-04416-0001。

¹³ 趙琪修・袁榮叟『膠澳志』文海出版社、571頁。

¹⁴ 「売笑婦ノ実情調査報告ノ件」アジア歴史資料センター、B06150833000。

な売春統制制度が存在しなかった。そのため、青島の返還後、北洋政府はほぼ空白の状態から売春統制制度の構築を迫られることとなった。この試みは、近代都市としての青島における行政的課題のなかでも新規性が高く、同時にきわめて困難な取り組みであった。

第二節：膠澳商埠督弁公署時代の売春統制

1、商人による妓捐の徴税請負制

北洋政府が青島を接收した直後、行政機関である膠澳商埠督弁公署の行政体制はまだ十分に整っておらず、行政運営の基盤自体が未確立の状態にあった。とりわけ、中国人娼妓を対象とする売春統制に関しては明確な制度が存在しなかった。というのも、ドイツ及び日本の占領期に植民者によって実施された売春統制は主として外国人や特定の集団を対象としており、中国人娼妓の大部分は制度的管理の枠外に置かれていたからである。そのため、北洋政府は青島を接收した後、中国人娼妓への統制方針を定めるための先例を欠いていた。このような行政的空白のなかで、地元の商人たちはいち早く動きを見せ、妓捐徴収の請負を政府に申し出た。1923 年 1 月、青島の商人である慶祥号の経営者馬景援と祥瑞棧の経営者王秉忱らは、膠澳商埠督弁公署に上申し、「妓捐は青島で明確な先例は存在しない」¹⁵と主張しながら、自らがその徴収を請け負うことを願い出た。この申請は、国家がまだ明確な取締りの方針を示す前に、商人層が財政的利害と行政的空白を見極め、先んじて妓捐の徴収を担おうとした試みであった。

民間が政府に代わって特定の業種に対して課税し、その差額を利益として得る仕組みは「徴税請負制」と呼ばれる。政府の行政経費と人員の不足という条件の下で、政府は商工業組織に対して効果的な課税を行うことが難しく、地域に根ざした資金力と人脈をもつ商人や地方有力者に税収を委託する傾向があった¹⁶。このような商人による徴税は、プラセンジット・ドゥアラが提示した「代理人統治」の概念とも呼応する。すなわち、近代中国では国家が地方社会を統治する際、正式な国家官僚を通さず、経済的利益を動機とする代理人を介して支配を行う構造が存在していた¹⁷。妓捐の徴収もこのような徴税請負の一例である。北京や天津など、政府の統治力が

¹⁵ 「關於申請試辦妓捐的呈（附印花稅票 5 張）」青島檔案館、B0029-001-04416-0025。

¹⁶ 魏文享「工商団体与南京政府時期之營業稅包徵制」『近代史研究』2007 年第 6 期。

¹⁷ Prasenjit Duara『文化、權力与国家：1900～1942 年的華北農村』王福明訳、江蘇人民出版社、2003 年。

比較的強く、専門の税務機関が整備されていた地域とは異なり、広東省といった地域において、地方政府は財政危機や盗賊の横行に直面した際、やむを得ず商人が設立した「妓捐会社」という代理機関に依存して妓捐を徴収させた例が多くみられた¹⁸。

青島の場合も同様で、北洋政府が青島を接收した当初、青島は長期にわたる外国の植民地統治を経た特殊な環境に置かれており、財政機関をはじめとする行政体制の確立には大きな制約が存在した。さらに、ドイツおよび日本の占領期には、中国人売春業は事実上放任されており、妓捐の徴収を含む売春統制の制度的前例は存在しなかった。青島の商人たちは、北洋政府が新たに売春統制制度を構築せざるを得ないことをいち早く察知し、妓捐の徴収を自らの手で請け負うことが、行政の空白を埋めると同時に利益を得る現実的な手段であると認識したのである。他方、植民地期の青島において、商人がすでに植民地当局と現地社会との間で中間人として一定の社会的影響力を保持していた。その典型例として、ドイツ占領期において台東鎮の商人や長老たちが連名で総督府に陳情し、ドイツ兵による現地女性への暴行を抑制するよう要請した事件が挙げられる¹⁹。この陳情は総督府の注意を喚起し、一定の対応を促したとされる。こうした事例は、当時の商人層が単なる経済主体ではなく、社会的発言力を備えた地域の有力者として機能していたことを示している。このような状況の下で、商人たちは、政府が彼らに妓捐徴収の役割を委ねれば、それが政府の行政的負担を軽減しつつ、より効率的に税収を確保する手段になると考えていた可能性が高い。彼らは、売春統制を主として財政面から捉え、妓捐徴収の請負が政府財政に貢献し得ることを強調することで、自らが徴税代理人となることの正当性を主張しようとしたとみられる。王秉忱らは「徴収した税金は、済南や天津などの地域を参考にして警察費などに充てられる……官庁は税金を得ることができる」²⁰と述べた上で、「妓捐の規則に基づき、各地の娼妓を台西鎮の家屋に集め、娼妓の等級を明確にした上で、各娼妓に妓捐徴収処で鑑札を受け取り、営業許可を示す燈を掲げるようにする……毎月得られる税金は 3000 元以上になると計算し、その税収を済南や天津のように警察費用に充てる」と試算した。馬景援もまた売春統制

¹⁸ 曹瑞冬「清末民初広東の花捐包徴与政商関係」『財政監督』2020 年第 6 期。

¹⁹ 浅田進史「植民地権力と越境のポリティクス：膠州湾租借地におけるドイツ統治を再考する」『境界研究』第 3 号、2012 年。

²⁰ 前掲「關於申請試辦妓捐的呈（附印花稅票 5 張）」。

を「経費を策定し、警察費を補助する」²¹という財政運営の一環として位置づけ、より具体的な徴収計画を提示した。彼は「まず（売春業に対する）業態の調査を行い、その後、平康里を修築して娼妓を一か所に集め、性病検査を容易にすると共に、市街の混乱を防ぐ」と述べ、さらに「平均して一人当たり2元を徴収すると見積もり、年間で26000元の収入が見込まれる。年間の支出は約2500元であり、支出を除いた20000元を警察費に充てることができる」と説明した。加えて、彼は「もし膠澳商埠督弁公署が自分に妓捐徴収事務所の開設を許可してくれれば、まず保証金2000元を納めて信用を示し……徴収された税金は7割を官庁に納付し、残り3割を事務所の事務経費として使用する」と提案した。

さらに、二人は妓捐徴収の必要性を訴えるにあたり、それが密売春の取り締まり、地方治安の維持、さらには公衆衛生の改善にも寄与する点を言及した。王秉忱の提案は、妓捐徴収によって得られる財政的利益を中心に据え、密売春や衛生問題の解決をその付随的効果として位置づけていた。つまり、王は、妓捐がこれらの都市管理上の問題解決にどのように寄与するのかについて具体的な方策を提示せず、むしろ「地方の秩序維持を目的とする」という大義名分を掲げることで、妓捐制度を導入する正当性を訴えるにとどまった。これに対し、馬景援はより完備な提案を行い、妓捐徴収の各条例及び妓楼の管理規則の草稿も作成した。その中では、娼妓の身分登録、集中居住の実施、性病検査の義務化など、一連の統制措置を具体的に盛り込んでいる。また、人道的配慮として娼妓救済施設である「済良所」の設立構想にも言及した。もっとも、これらの統制策は制度設計としてはなお不明確な部分が多く、税金の計算や徴収方法のように綿密に検討されていたわけではなかった。このことから、商人たちは妓捐徴収を通じて国家に財政的利益をもたらす一方、自身も徴税の代行によって経済的利益を得ることを期待していたと考えられる。つまり、当時の売春統制とは、治安維持や公衆衛生の改善といった社会政策というより、むしろ経済的手段として国家や地方が税収を確保するための仕組みとして社会的に認識されていたのである。

最終的に、馬と王らが妓捐の徴収を請負う申請に対し、膠澳商埠督弁公署は「新税に関する調査がまだ完全に終わっておらず、許可を出すことは難しい」²²と却下し

²¹ 前掲「關於申請承辦樂戶捐輸的呈（附印花稅票一張、章程、概算書等）」。

²² 「關於馬景援申請承辦樂戶捐輸一案的批」青島檔案館、B0029-001-04416-0018。「關於王秉忱等申請

た。膠澳商埠督弁公署は妓捐徴収の請負制に慎重であり、官庁による直接的な徴税制度を確立することを望んでいたことがうかがえる。

2、売春統制の制度化と空洞化

商人による妓捐徴収の請願を退けた膠澳商埠督弁公署は、政府主導の売春統制の制度化に着手した。1923年2月16日に「膠澳商埠警察庁妓楼管理規則」および「膠澳商埠警察庁娼妓管理規則」²³、同年6月21日に「膠澳商埠における妓楼と娼妓の鑑札料及月額税金の徴収に関する暫行規則」²⁴、1924年5月31日には青島のロシア人娼妓に対して「膠澳商埠警察庁ロシア人娼妓取締暫行規則」²⁵を制定した。これら一連の規則には、中国人およびロシア人娼妓に対する登録、性病検査、税金の徴収などの規定が定められ、表面的には売春統制制度の整備を示しているように見える。

しかし、こうした売春統制規則の制定は、必ずしも実質的な統制の確立を意味するものではなかった。実際には、膠澳商埠督弁公署期における売春統制は文面上は存在したが、行政上の統治力も極めて限定的であったため、実施にはほとんど至らなかった。さらに、文面上の規則自体も青島の売春業の実情を十分に踏まえることができておらず、他地域の規則を踏襲したものに過ぎなかった。「膠澳商埠警察庁妓楼管理規則」および「膠澳商埠警察庁娼妓管理規則」の条文は、中央の北京政府が公布した「妓楼管理規則」および「娼妓管理規則」をほぼ逐語的に転用したものであった。そのことがもっとも明確に表れているのは売春業に対する等級区分と命名に関する条項である。近代中国の諸都市において、政府は娼妓の登録に際し、妓楼と娼妓を等級化し、等級ごとに異なる税額を定めることが一般的であった。北京の場合、「妓楼管理規則」は妓楼を4つの等級に分類し、北京特有の命名法で妓楼の等級ごとに一等妓楼を小班、二等妓楼を茶室、三等妓楼を下処、四等妓楼を小下処と命名していた。膠澳商埠警察庁が制定した規則においても、この北京式の命名法をそのまま踏襲し、妓楼を三等に分類し、一等妓楼を小班、二等妓楼を茶室、三等妓楼を下処と称した。また、他の条項もほぼ北京の規則と一致した。つまり、膠澳商埠督弁公署が策定した売春統制規則は、北京の既存法令を形式的に転用したに過ぎ

試辦妓捐一案的批」青島檔案館、B0029-001-04416-0021。

²³ 「膠澳商埠警察庁管理樂戸規則」「膠澳商埠警察庁管理娼妓規則」青島市檔案館編『膠澳商埠檔案史料選編（一）』青島出版社、2015年、185—189頁。

²⁴ 「膠澳商埠徴収樂戸娼妓照費月捐暫行規則」膠澳商埠局『膠澳商埠現行法令彙纂』1926年。

²⁵ 「膠澳商埠警察庁管理俄妓暫行規則」前掲膠澳商埠局『膠澳商埠現行法令彙纂』。

ず、青島の売春業の実情を含む社会状況に即した制度設計はほとんど行われていなかったのである。こうした制度設計の模倣は単に規則に対する文書上の転用にとどまらず、売春統制の実際の運用面にも及んでおり、ほかの地域での売春統制の慣行をそのまま援用する傾向が強かった。

その典型例が、青島における売春指定地制度の導入であった。前述したように、政府が特定の区域内でのみ妓楼の営業を許可し、娼妓をその範囲に囲い込むことで集中的に管理する指定地制度は、政府による売春統制の中核を成していた。この制度は、集中的かつ効率的に売春業を管理するだけでなく、売春業が生み出す財政的利益を確保する狙いも含んでいた。そのため、政府は売春指定地として遊廓地を常に商業地域の周辺に設置することで、売春業と商業経済の相互作用が経済を発展させ、経済的利益の増加を期待した。このような発想は、青島返還前の日本第一次占領期にも顕著に見られる。当時の行政機関である青島軍政署は最初に都市計画を策定した際、日本人と中国人との雑居を防ぐため、青島市街から離れた台西鎮を日本人の新市街地に指定し、そこに遊廓地を設置する計画を立てたが、最終的に商業的利益を優先し、この計画を放棄して市街中心部の中国人居住地である大鮑島区と小港の間に売春指定地とする「新町」と市場町を設置した。これにより、青島の日本人社会は急速に商業的繁栄を遂げ、同時に青島軍政署の財政基盤も大きく強化された。

ところが、北洋政府統治期の膠澳商埠督弁公署はむしろ日本占領期の青島軍政署にかつて放棄された台西鎮を新たな売春指定地として指定した。1924年10月11日、青島市街と台西鎮を結ぶ道路が完成し、両地域間のアクセスが改善されると、警察庁は同年1924年12月2日「膠澳商埠警察庁による妓楼と娼妓の移転に関する布告」²⁶を發布し、妓楼と娼妓を台西鎮の西嶺汶上路に移転させることを命じた。この布告では、「西嶺汶上路のうち、珍德里、東華里は一等妓楼の集住地で、祥雲里は二等妓楼の集住地で、居義里は三等妓楼の集住地である」と規定していた。

しかし、現実にはこの方針はほとんど実現しなかった。青島の中国人住民はドイツ占領期以来、小港とその近隣の大鮑島区に集中して居住しており、娼妓もまた同地域で生計を立てていた。そのため、警察庁の転居命令に従って青島市外の台西鎮

²⁶ 「膠澳商埠警察庁關於樂戶娼妓實行遷居的布告」前掲青島市档案館編『膠澳商埠档案史料選編（一）』216頁。

に移転することはせず、小港周辺や大鮑島区で営業を続けた。この状況を受け、商人の朱文彬は、娼妓を台西鎮に移住させるよう膠澳商埠督弁公署に度重なる請願を行った。しかし、この行動は膠澳商埠督弁公署の反感を招き、朱は厳しく叱責された。朱文彬が繰り返し請願を行った後、督弁公署は、「朱文彬が前回上申した後、すでに警察庁に対して台西鎮の商人と会合を開き、対策を検討するよう命じたこと、その結果は適切に決定され公表された。朱が台西鎮に常住している以上、その内容を知らないはずがない」²⁷と朱に回答した上で、朱に「このような独断的な行動は明らかに別の意図があり、越権行為を慎むように」と警告した。この一件は、当局が商人の意見をまともに取り合う姿勢を持たず、売春統制そのものに対する関心を欠いていたことを示している。

では、なぜ膠澳商埠督弁公署は売春指定地を台西鎮に設置し、娼妓を青島市街地から排除しようとしたのか。表面的には、都市の秩序維持や衛生管理を目的とした市政上の措置として説明されていたが、実際のところ、そこに明確な社会政策的意図があったわけではない。むしろそれは、売春業を市街地から排除するという象徴的な行為を通じて、都市の「浄化」を演出し、自らの統治能力を誇示しようとする政治的パフォーマンスに近い性格をもっていた。つまり、妓楼の移転や娼妓の移住は、衛生や秩序維持という売春管理上の合理性を考慮した方針であるというより、政府が社会を管理しているという姿を社会に示すための統治手段にすぎなかったと考えられる。ところが、当時の膠澳商埠督弁公署には政策を施行しうる行政能力がほとんど備わっておらず、その結果、売春移転政策は、実質的な効果を伴わない形式的措置にとどまり、移転命令に応じる娼妓はほとんどおらず、「一定の取締なくして自由に各所に散在」²⁸する状態が続いた。

このような売春統制の空洞化は、最も基礎的な行政機能である妓捐徴収の面にも直結していた。膠澳商埠督弁公署は、売春業を通じて得られる妓捐を財政収入の一部として組み込み、これを行政運営の安定財源とすることを構想していた。そのため、売春統制の規則の中には徴税に関する条項が明記され、「妓楼、娼妓は開業または営業変更の前に規定に従い営業鑑札料を警察庁に提出して営業鑑札を取得する」「各等級の妓楼、娼妓は毎月 15 日までに納付すべき税金を財政局に納めなければな

²⁷ 「膠澳商埠督辦公署批第六號」『膠澳公報』1925 年 1 月 6 日。

²⁸ 前掲「売笑婦ノ実情調査報告ノ件」。

らない」²⁹と規定されていた。ここで注目すべきは、一般的に、妓捐は外国や中国の他都市では警察機関がその徴収業務を担い、徴収された妓捐が主に警察機関の運営経費として充てられていたのに対し、青島ではこの業務を財政局の管轄下に置いた点である。このことは、当初から妓捐を単なる警察費の補填手段としてではなく、正式な税收制度として制度化しようとする意図があったことを示している。こうした規定の存在からも、膠澳商埠督弁公署が短い統治期間の中で行政機構の整備と税收制度の確立を目指していたことがうかがえる。

しかし、こうした正式な妓捐徴収制度の整備の構想も実際にはほとんど機能しなかった。「(妓捐徴収に関する規則は) かつては定められていたが、施行されていなかった」³⁰という記録からも分かるように、膠澳商埠督弁公署による青島統治期全体を通じて、たとえ妓捐徴収の制度が存在していたとしても、その運用体制は整っておらず、実際の徴収はほとんど行われなかった。

妓捐の徴収が十分に実行されなかったのは、当時の青島における税制運営そのものの脆弱さに起因していた。すなわち、北洋政府統治期の青島では、行政機関の整備が遅れ、徴税を行うための官僚組織や事務能力が著しく不足していた。そのため、妓捐を含む各種税目の徴収が体系的に行われず、税收全体が停滞に陥っていたのである。1924年3月19日、『中国青島報』は「本商埠の税收の名目は、内地と比較してやや厳格で、中外の人々が混在し、移動が頻繁であるため、徴税の難易度は内地よりも高い。財政局のある職員によれば、今回の各商業者が納付すべき税金について、これまでのところ規定通りに納付した者は非常に少なく、税捐の告知書を送達しようとしても、往々にして相手が見つからず、送達先がないという状況である」³¹と徴税の困難さを報道した。こうした報道からは、行政組織の未整備と都市社会の流動性が重なり、税收制度全体が実効性を欠いていたことが分かる。

その背景には、直系軍閥統治下の青島における政治的混乱と行政の不安定さがあった。青島の主権が回収されてから1925年7月に山東省へ編入されるまでのわずか三年間、青島は名目上に直系軍閥の管轄下にあったものの、実際には各軍閥勢力が青島の支配権をめぐる絶えず争い、同一軍閥内部でも主導権をめぐる対立が続い

²⁹ 前掲「膠澳商埠徴収樂戸娼妓照費月捐暫行規則」。

³⁰ 「關於發放修正徴収樂戸娼妓月捐規則的訓令」青島档案館、B0029-001-03685-0036。

³¹ 「催徴税捐之困難」前掲青島市档案館編『膠澳商埠档案史料選編（二）』142頁。

た。そのため、膠澳商埠督弁公署の最高行政長官である督弁は頻繁に交代し、行政の継続性が失われ、統治の基盤は極めて脆弱なものとなった。初代督弁である直系の熊炳琦は、青島接收当初に青島の行政機構を拡張し、「官庁と制度を設け、広範な規模を掲げ、特別行政区に匹敵する」³²と評され、それにより行政機関が過剰に膨れ上がった。また、熊は専ら親戚や縁故者から官員を採用し、「採用された人材はすべて軍人出身であり、青島督弁公署の上層部から下級職員に至るまで、中將や少將、上校や中校といった軍隊の者ばかりだった。残念ながら、彼らは武器の扱いには長けていたが、市政の改革や発展に関しては全く関心がなかった」³³。こうした縁故主義と軍人中心の人事は、行政効率を著しく低下させ、財政を含む行政機能の停滞を招いた。その後、1924年4月には直系の高恩洪が後任の督弁となり、続いて同年11月には皖系の王翰章³⁴が督弁に就任したが、わずか10日後に直系の温樹徳が海軍司令官を兼任する形で督弁を就任した。新たな督弁たちはいずれも権力基盤の維持を優先し、自派の軍人や親友を各局の要職に配置した。温樹徳の時期には、「海軍の属員は各局の長官を兼務し、各艦長が各機関の所長を兼任していた。青島の各機関は温の部隊の植民地と化していた」³⁵とまで批判されている。このように、軍閥内部の利権争いにより、青島の行政機構は著しく停滞し、税収機関を含む市政全体は名目上の統治にとどまった。

行政の崩壊によって、官僚や軍隊は公的な財政運営を通じて収入を得ることができず、その結果、非公式な経済収奪活動を通じて利益を確保する方向へと傾いた。なかでも、売春業は警察や軍隊にとって最も直接的かつ容易に介入できる利益源となった。青島の警察や軍隊は娼妓の営業を黙認する見返りとして賄賂を受け取り、あるいは「保護料」と称して定期的に金銭を徴収するなど、様々な非公式の手段によって売春業から私的な搾取を行っていた。膠澳商埠督弁公署はこうした行為を抑制するため、警察庁や消防隊などの青島駐屯軍に対して度々禁止命令を発していた³⁶。しかし、当時の青島には膠東防守司令部、渤海艦隊など複数の軍事組織が駐留して

³² 前掲趙琪修・袁栄叟『膠澳志』503頁。

³³ 「接收後之青島現状」『申報』1923年3月31日。

³⁴ 青島は直系軍閥と皖系軍閥の軍閥によって次々と争奪され掌握されたが、当時青島は依然として直系軍閥政府が掌握する北京政府の直轄下にあった。

³⁵ 「張宗昌莅青後之新局面」『申報』1925年8月1日。

³⁶ 「關於嚴禁警務人員包庇娼妓及烟犯的訓令」青島檔案館、A0017-002-00029-0029。「關於各署處隊嚴禁包庇娼妓烟犯的訓令」青島檔案館、A0017-002-00019-0120。

おり、これらの軍隊と警察庁をはじめとする行政機関は、それぞれ異なる軍閥派系に属していたため、相互の対立と緊張が絶えず、統一的な指揮系統を確立することができなかった。結果として、膠澳商埠督弁公署によって発された禁止命令はほとんど実効力を伴わなかった。このように、直系軍閥統治下の青島では、妓捐徴収を含む公的な徴税制度を整えることができず、売春業に対する課税を統治財源として制度化するまでには至らなかった。むしろ、官僚や軍人は、正式な徴税制度を欠く状況を利用し、賄賂や非公式な収奪を通じて私的な利益を得ていた。結果として、売春業は公的統治のための財源としてではなく、権力者が私的利益を吸い上げるための存在になっていった。

第三節：膠澳商埠局時代の妓捐徴収

1、軍支配下の妓捐徴収

1925 年以降、奉系軍閥が直系軍閥に代わって北京政府の実権を握ったことにより、青島の統治も奉系の管理下に移ることとなった。奉系の張宗昌は山東省軍務督弁に任命され、山東省において支配を確立すると、青島を山東省政府の管轄下に編入した。そして、膠澳商埠督弁公署を膠澳商埠局と改称するとともに、同郷の趙琪をその最高行政長官である総弁に任命した。趙琪はその後も長期間にわたり青島の統治を担い、行政運営の安定化に努めたものの、政治構造の根幹は依然として軍閥支配の枠内にとどまっていた。

このような状況の下で、売春統制の方針は小規模な修正にとどまり、本質的な変化は見られなかった。具体的な修正措置としては、1925 年 10 月 1 日、膠澳商埠局は警察局に対し、「前に提案された台西鎮汶上路の珍徳四里などの偏僻な場所は（売春指定地として）不適當であり、再検討の必要はない。したがって、大鮑島や市街地近くの住宅を調査し、迅速に議論を進めるように」³⁷と指令を出した。これにより、膠澳商埠督弁公署時代に試みられた売春業の市外移転案は正式に放棄された。政府は、売春業を空間的に隔離するというよりも、都市内部での売春統制を整備する方向へと方針を転換したのである。さらに、1927 年 1 月に膠澳商埠局は新たな「妓捐徴収規則」を公布し、「前督弁公署が以前に定めた規則があったが、地方の事情により未だに実施されていなかった。現在、市場が安定し、妓楼が多く存在する中で、

³⁷ 「膠澳商埠局指令 第七二六號」『膠澳公報』1925 年 10 月 1 日。

共産党が潜伏し、妓楼を隠れ蓑として利用しようとしている。本局は治安維持のため、前例を参考にしながら現状を考慮し、(妓捐)徴収規則を公布する」と宣言した。この改定した妓捐徴収規則に基づき、妓楼と娼妓には等級ごとに、一等は 2 元、二等は 1.5 元、三等は 1 元、雛妓は等級に関係なく 1 元の徴税額が設定された³⁸。この一連の政策変更からは、膠澳商埠局が膠澳商埠督弁公署期に見られた売春業の管理不全や妓捐徴収の停滞を是正しようと試みた様子がうかがえる。しかし、売春統制は依然として軍事勢力の利害に左右され、その限界は妓捐徴収をめぐる軍隊と警察局との対立に最も端的に表れた。本節では、この妓捐徴収権をめぐる闘争を中心に検討する。

膠澳商埠督弁公署期には、妓捐の徴収を財政局の管轄下に置くことが制度上定められていたものの、実際には徴収業務が十分に展開されず、妓捐徴収制度は形だけにとどまっていた。奉系統治下の膠澳商埠局期に入ると、奉系軍閥の統治下に移った膠澳商埠局期においても状況は大きく変わらず、妓捐徴収は財政局ではなく、従来の慣行に従って警察庁が担当する場合が多かった。それにもかかわらず、警察庁でさえ妓捐徴収を完全に掌握していたわけではなく、徴収業務は行政制度の中にきちんと位置づけられていたとは言い難かった。実際には、妓捐はしばしば青島に駐屯する軍隊によって管理され、行政機関よりも軍の影響下に置かれていたのである。

具体的な例を挙げると、1927 年 1 月公布の「妓捐徴収規則」では、膠澳商埠局が警察庁に対し「徴収した妓捐を帳簿に記録し、本局の財政科へ提出するように」と指示している。しかし、同指令は警察庁だけでなく、「稽查处」という別組織にも送られていた³⁹。さらに、同規則の公布以前の 1926 年 10 月 9 日には、すでに「稽查处」が妓捐の徴収を実施しており、妓楼に交付された領収証には「海陸軍警稽查处」の名が記されていた史料が確認された。

この「稽查处」の存在が、膠澳商埠局が妓捐の徴収を掌握できなかった主な要因であった。稽查处は、膠澳商埠督弁公署時代に設立された組織であり、「軍警督察処」「海陸軍警稽查处」「第八軍軍警督察処」とも呼ばれており（以下「軍警督察処」と統一して記述する）、膠澳商埠警察庁と青島に駐留する各軍隊との妥協によって設立

³⁸ 前掲「關於發放修正徵收樂戶娼妓月捐規則的訓令」。

³⁹ 「關於檢送一九二八年七月分徵收樂戶娼妓捐款聯單的呈（附旧領款聯單）」青島檔案館、B0029-001-03685-0038。

された軍警合同機関である。前述したように、青島が北洋政府に接收された後、異なる軍閥勢力が青島に軍隊を派遣し、各軍隊と警察庁の間では緊張関係が続いていた。このような状況下で、1924 年 5 月、当時の膠澳商埠督弁である高恩洪は、各軍隊と警察の境界を取り除き、軍警間の協力を促進し、「治安を共に維持する」という目標を実現するために、軍警督察処の設立を提案した。軍警督察処長は膠澳商埠督弁が兼任し、膠東防守司令部、渤海艦隊陸戦隊という軍隊と、膠澳商埠警察庁という行政機関の人員が共同で組織した⁴⁰。設立後、数度の撤廃や再設立が行われ、名称も何度も変更された。

膠澳商埠局時代に入ると、青島に駐留する軍隊の構成が変化し、それに伴って軍警督察処の支配権も再編され、畢庶澄という人物の手に移った。畢庶澄は第八軍第二十九旅旅団長で、1925 年 1 月 4 日張宗昌の命令により青島に派遣され、膠東防守（剿匪）司令部、山東海防司令部、東北渤海艦隊の指揮権を掌握した。しかし、畢庶澄は軍事的権力を強化する中で、張宗昌と次第に距離を置くようになり、「まるで自らを膠東王のように振る舞い」、ついには青島警察庁の武器を没収するまでに至った⁴¹。このように、畢庶澄が膠東防守司令部という部隊を通して把握した軍警督察処はもはや「軍警合同機関」ではなく、軍の直接的な支配下に置かれた「軍事機関」⁴²としての性格が強化されてた。その結果、軍警督察処は本来期待された軍警協力の調整機関として機能することはなく、むしろ軍事的性格の強い機関として警察庁と対立し、両者が権限をめぐって競合する状況が生じた。

妓捐の徴収がいつ頃から軍警督察処によって徴収されていたのかは明らかでないが、その体制は少なくとも 1927 年 4 月の時点まで継続していた。当時の警察庁の記録によれば、「本市における平康里の妓楼は税金を一等と三等に分けて納める……以上の 2 項は海陸軍警督察処が受け取り、また、同処が領収証を発給する」⁴³とされていた。また、徴収された妓捐も「兵士の手当」として利用されていた⁴⁴。この記録からわかるように、他都市では警察庁が妓捐徴収の業務を担い、その収入は警察経費として充てられるのが一般的であったのに対し、青島では軍警督察処という軍的機

⁴⁰ 「膠澳商埠軍警督察処組織章程」前掲青島市檔案館編『膠澳商埠檔案史料選編（一）』109—110 頁。

⁴¹ 「畢庶澄与張宗昌劃界分防」前掲青島市檔案館編『膠澳商埠檔案史料選編（一）』361 頁。

⁴² 1927 年 4 月、膠東防守司令部と膠澳商埠局との往復書簡の中で、軍警督察処は「軍事機関」として言及された。「關於請警察庁派員徴収妓捐的公函」青島檔案館、B0029-001-02712-0001。

⁴³ 前掲「關於檢送一九二八年七月分徴収樂戸娼妓捐款聯單的呈（附旧領款聯單）」。

⁴⁴ 前掲「關於請警察庁派員徴収妓捐的公函」。

関が妓捐の徴収権を完全に掌握し、軍の財源として利用されて、警察庁の権限は事実上失われていった。そのため、膠澳商埠局が定めた妓楼や娼妓に対する徴税規則は形骸化していった。膠澳商埠局による監督が十分に及ばない中で、軍警督察処は独自に徴税を行った。膠澳商埠警察庁が膠澳商埠局に妓捐の徴収状況に関して報告しているように、1927 年 5 月には「娼妓が（軍警督察処に）すべて一等に分類される」状況にあった⁴⁵。つまり、娼妓の制度上の等級に関係なく、一律に重い税金を課した。さらに、固定税金以外にも、軍警督察処は様々な名目で追加の税金を徴収していた。また、膠澳商埠警察庁は軍警督察処の妓捐徴収の様子を「一等娼妓は月ごとに茶菓子や電話などの費用として 2 元を徴収され、妓楼に煙燈を設置すれば五元を追加で徴収される。また、三等妓楼は月ごとに雑費として 2 角を徴収される。しかし、このような茶菓子などの雑費には領収書がない」⁴⁶と、記録している。

以上からわかるように、本来、妓捐徴収の業務は警察庁が管轄し、徴収された税金は警察費を補う財源として位置づけられていたため、警察庁はその収支状況を膠澳商埠局に報告する義務を負っていた。しかし、その徴収権限は軍警督察処が掌握し、そして実質的に軍警督察処をコントロールする軍によって執行されていた。これは当時の妓捐制度が混乱し、軍隊が本来地方行政に属すべき財政権を侵食していたことを明確に示している。膠澳商埠局期の売春統制は、もはや公的な都市財政制度ではなく、「軍事権力による財源支配」として機能していたのである。

2、妓捐徴収をめぐる軍・警察間の争奪と混乱

膠澳商埠局の時代において、妓捐の徴収権限は一貫して軍警督察処に掌握されていたわけではなく、実際にはその権限は警察庁と軍警督察処の間で何度も移動されていた。最初の権限移動としては、1927 年 4 月に青島の駐屯軍である膠東防守司令部が、妓捐の徴収業務を軍警督察処から警察庁に移管することを希望していたことである。すでに述べたように、軍警督察処と膠澳商埠警察庁の関係は良好とは言えないが、この妓捐徴収の権限を移管する膠東防守司令部の要望の背後には、畢庶澄の青島離任および膠東防守司令部司令官の交代が深く関係していたと考えられる。

1926 年、中国国民党の指導下で国民革命軍は北伐戦争を開始し、北洋軍閥と対峙することとなった。1927 年 2 月、張宗昌は畢庶澄に命じて第八軍を率い上海を守備

⁴⁵ 「關於檢送一九二七年四月分樂妓各捐的呈」青島檔案館、B0029-001-02713-0001。

⁴⁶ 前掲「關於檢送一九二八年七月分徵收樂戶娼妓捐款聯單的呈（附旧領款聯單）」。

させ、国民革命軍と対峙させたが、3月には畢が敗北し、張宗昌により処刑された。その後、張宗昌は自身の親衛隊の旅団長であった祝祥本を青島に派遣し、膠東防守司令部司令官に任命するとともに、青島の警察および周辺の部隊を全て祝の指揮下に置くことを許可した。これにより、軍事機関としての膠東防守司令部が実質的に青島の警察機関を掌握するようになった⁴⁷。

こうした経緯から祝祥本は、恐らく警察庁もすでに自身の統率の下にあると認識していたと考えられる。1927年4月18日、祝祥本は膠澳商埠局に、「妓捐はこれまで軍警督察処によって徴収されてきたが、軍警督察処は本来軍事機関であり、引き続き徴税を担当すると、本市の財政システムに支障をきたすため、今後は警察庁に徴収を担当させる。徴収された妓捐は、膠東防守司令部に渡した後に、軍警督察処に引き渡し、引き続き将兵手当として利用する」⁴⁸との書簡を送った。膠澳商埠局は祝の提案を承認し、妓捐徴収業務の移管が正式に決定された。

4月23日、膠澳商埠局は正式に警察庁に妓捐の徴収業務の引き受けを命じ、徴収された妓捐の配分について、2割を警察庁の経費、4割を膠澳商埠局の市政維持費用、残りの4割を膠東防守司令部に引き渡して引き続き将兵手当に充てることを決定した⁴⁹。こうして、1927年5月から警察庁は正式に妓捐の徴収業務を開始したのであった。

5月17日、警察庁は4月分の妓捐を徴収して膠澳商埠局に報告した。報告によると、一等妓楼51軒で102元、三等妓楼39軒で39元、一等娼妓191人で382元、三等娼妓167人で167元、合計690元を徴収したという。しかし、この金額は4月に軍警督察処が徴収した800元を大きく下回っていた。このように大きな差額が生じた原因は、軍警督察処が恣意的に全ての妓楼と娼妓を一等に分類したことにある。これに対して警察庁は、妓捐徴収に際して娼妓と妓楼を一等と三等に区別したため、徴税額の差が生じたと説明した⁵⁰。二日後、警察庁は再度膠澳商埠局に送信し、徴税額の引き上げを求めた⁵¹。これに対し、膠澳商埠局は26日に返答し、「以前の税額は様々な理由を考慮した上で設定されたものだが、現在の青島の情勢は接收

⁴⁷ 「膠澳商埠局關於祝祥本膠州防守司令兼青島戒嚴司令的訓令」前掲青島市檔案館編『膠澳商埠檔案史料選編（一）』369頁。

⁴⁸ 前掲「關於請警察庁派員徴収妓捐的公函」。

⁴⁹ 「關於擬將妓捐提成充官兵津貼的公函」青島檔案館、B0029-001-02712-0007。

⁵⁰ 前掲「關於檢送一九二七年四月分樂妓各捐的呈」。

⁵¹ 「關於匯報修正各条徴収樂戶娼妓月捐規則的簽呈」青島檔案館、B0029-001-03685-0034。

当初とは異なる。したがって、税金徴収の規則を改正し、済南の徴税額と基本的に一致させる。一等妓楼と娼妓の税金は3元、二等妓楼と娼妓は2.5元、三等妓楼と娼妓は2元に改正する」⁵²と、再度妓捐の徴収額を改訂した。

しかし6月に入ると、妓捐が徴収されない事件が発生した。当時の警察庁長であった呂学亮が、5月分の税金を持ち逃げした⁵³。この事件を受け、膠東防守司令部は何度も膠澳商埠局に対して徴収された妓捐の引き渡しを要求したが、呂学亮は既に辞任し、持ち逃げされた税金は回収できなかった⁵⁴。この事態に激怒した祝祥本は、再び軍警督察処に徴税業務を掌握させることを決定した。その結果、妓捐の徴収権は再び膠東防守司令という軍事機関の手に戻り、1928年7月に国民革命軍の北伐が始まるまでこの状態が続いた。1928年4月、蒋介石、馮玉祥、閻錫山、李宗仁が率いる国民党政府北伐軍は、奉系軍閥の張作霖に対する討伐戦を開始した。同年6月、祝祥本は膠東防守司令部を率いて青島を離れ、戦地へ向かった。膠東防守司令部の撤収により、その指揮下にあった軍警督察処も事実上機能を失ったため、1928年7月からは、膠澳商埠警察庁が再び徴税業務を引き継ぐこととなった⁵⁵。

警察庁が妓捐徴収の業務の再開に際し、膠澳商埠局は警察庁に対して前回の警察庁による妓捐徴収の状況を報告し、また残された妓捐の伝票を返納するよう要求した⁵⁶。当時、呂学亮の後任として新たに警察庁長に就任していた王慶堂は、膠澳商埠局の要求に応じて報告した。しかし、警察庁の報告に基づき、1928年8月9日、膠澳商埠局は提出された伝票に複数の問題があることを指摘した。まず、4枚続きの伝票のうち「通知書」がすべて欠落していた。さらに、二等妓楼、二等娼妓、三等娼妓に関する伝票では、4枚続きの伝票全体が欠落しているものが10枚に及んでいた。この状況を受け、膠澳商埠局は警察庁に対し、直ちに原因の調査と詳細な報告を求めるとともに、不足分の伝票についても速やかに賠償するよう命じた⁵⁷。

ここで、近代中国における税金の徴収の際に使われた「伝票」制度について簡単に触れる必要がある。1934年に制定された「青島市妓楼及娼妓の妓捐徴収規則」を

⁵² 「關於修正徵收樂戶娼妓月捐規則仰將修正各条公布的訓令」青島檔案館、B0029-001-03685-0028。

⁵³ 「關於一九二七年五月分樂妓捐款已被前警察庁庁長私自提用的呈」青島檔案館、B0029-001-02713-0021。

⁵⁴ 「關於催送一九二七年五月分樂妓捐款的公函」青島檔案館、B0029-001-02713-0012。「關於催繳一九二七年五月分樂妓捐款的訓令」青島檔案館、B0029-001-02713-0019。

⁵⁵ 「關於飭警察庁接辦妓捐的訓令」青島檔案館、B0029-00103093-0001。

⁵⁶ 「關於樂戶娼妓捐款開徵情形飭警察庁查明具報的訓令」青島檔案館、B0029-001-03685-0023。

⁵⁷ 「關於匯報旧存妓捐聯單殘缺情形的呈」青島檔案館、B0029-001-03685-0001。

参照すると、「妓楼および娼妓の妓捐徴収には4枚続きの伝票を用いる：第1枚は控え、第2枚は報査、第3枚は領収書、第4枚は通知書である」⁵⁸。控えは、警察庁が伝票を発行した際の記録として、警察庁に保管される。報査は、徴収状況を報告するために上級機関に提出され、徴収の状況を確認するために使用される。領収書は、妓楼や娼妓など納税者に交付され、納税の証拠となる。通知書は、納税通知として納税者に送付されるものであり、通常は最終的に徴収機関が回収し、納税確認の証明として利用される。このことから、このような伝票制度は、徴税の透明性と正確性を確保するために設けられたものであったことがわかる。こうした「伝票」制度の仕組みを前提とすれば、伝票の紛失や記載漏れは単なる事務的過失ではなく、財務管理上の重大な問題を引き起こすことを意味する。伝票の欠落は税収の過少報告や徴収金の横領を容易にし、実際の収入と報告額との間に乖離を生じさせる恐れがあった。そのため、警察庁が提出した伝票に不備があったことは財務上の重大な問題と見なされ、膠澳商埠局が警察庁に対して伝票の調査と賠償を命じたのは、当然の措置であったと考えられる。

膠澳商埠局の指示に対し、王慶堂は膠澳商埠局に反論の上申を行い、前任の警察庁長である呂学亮による伝票の管理不備を弁明した。王によると、呂学亮はわずか2ヶ月分の税金を徴収した後、妓捐の徴収業務が膠東防守司令部に引き継がれたため、伝票は不要として倉庫に封印された。また、呂は急遽退任したため、業務の引き継ぎも十分に行われていなかった。したがって、王は自身に責任がないと主張し、追及と賠償責任の免除を求めた⁵⁹。最終的に、この件はうやむやのまま処理された。

ところが、王警察庁長が再び妓捐の徴収業務を開始した際にも、伝票に関する問題が再発した。王は膠澳商埠局が発行すべき伝票を無断で作成、発行し、その理由を「(膠東防守)司令部が徴収した妓捐の金額が伝票に記載された数額と一致しないため、警察庁が臨時の伝票を発行せざるを得なかった」⁶⁰と弁明した。これを受け、膠澳商埠局は「妓捐徴収の伝票は本局が発行し、警察庁が記入して交付するものである……警察庁が独自に伝票を作成することを禁ずる」との通達を出した。さらに、当時の経済状況を鑑み、一等妓楼および娼妓には2元、三等妓楼および娼妓には5角

⁵⁸ 「青島市徴収樂戸娼妓月捐規則」青島特別市財政局編『青島特別市税務関係規則類集』1940年。

⁵⁹ 前掲「關於匯報旧存妓捐聯單殘缺情形的呈」。

⁶⁰ 同上史料。

という新たな税額が改定された⁶¹。

このような紆余曲折を経て、膠澳商埠警察庁は新たな妓捐徴収規則に基づき、妓捐の徴収業務を正式に開始した。警察庁は毎月、妓楼や娼妓の等級別に徴収された金額、伝票の使用状況、未納税者の状況などの詳細を膠澳商埠局に報告した⁶²。従来軍隊に掌握されていた妓捐の収入は、この時期以降、膠澳商埠局の管理下に移されるようになった。徴収された妓捐は、警察庁の電気代、車両購入費、衛生費や医薬品費など、警察庁の運営経費として充てられた⁶³。妓捐による収入は限られており、毎月数百元にとどまっていたが、財政基盤の脆弱な北洋政府期の青島においては、行政経費の一部を補う重要な財源として一定の役割を果たしていたと考えられる。

以上のことからわかるように、妓捐の徴収は、唯一ある程度実施された施策であったが、その運用も安定には程遠かった。本来、妓捐は財政収入の補填を目的として構想されたものであったが、実際には軍隊や警察などの間で経済的利権をめぐる争いの対象となっていた。このような妓捐徴収権をめぐる対立は行政の混乱を招き、地方政府が財政収入を一元的に管理することを困難にした。警察機関が本来担うべき徴収業務は、度々軍によって介入され、あるいは奪取され、徴収された妓捐も軍費に転用された。このような状況は、北洋政府統治下の青島における行政秩序の脆弱さを示すとともに、軍閥統治という政治構造そのものが、行政と軍事の境界を曖昧にし、権力と財政の運用を不安定化させていたことを示している。したがって、北洋政府期の青島における売春統制は、実際には社会管理策としての性格よりも、むしろ軍閥支配下における各軍閥の権力と利害のせめぎ合いの中で歪められた経済収奪制度としての性格の方が強く、その結果、行政の限界と国家権力の脆弱さが売春統制において露呈した。

⁶¹ 「關於印發妓捐聯單并迅解一九二八年七月分捐款的指令」青島檔案館、B0029-001-03685-0007。

⁶² 「關於報送一九二八年十月分妓捐的呈（附四柱表）」青島檔案館、B0029-001-03966-0008。

⁶³ 「關於警察庁衛生藥費轉由妓捐項下留支兩月的指令」青島檔案館、B0029-001-04329-0124。「關於核准四滄署電燈改用商電在妓捐項下扣收電費的指令」青島檔案館、B0029-001-03676-0029。「關於核准購載重汽車每月用費在妓捐項下開支辦理的指令」青島檔案館、B0029-001-03676-0020。

第四章：南京国民政府統治期における売春統制

第一節：南京国民政府統治下の売春統制と青島の政治地理

1、南京国民政府統治下の売春統制

1927 年に南京において国民政府が成立したことで、北洋政府統治時代に続いた軍閥割拠の混乱に一区切りがつき、長期にわたり分裂していた中国が、少なくとも形式上は統一を達成したことを意味していた。「革命」を目指すこの新政権は、政治的正統性を社会に証明だけでなく、近代国家としての文明的姿を国内外に示す必要性に迫られた。

このような文脈のもと、売春問題は単なる個々の女性の問題にとどまらず、貧困、都市衛生、公共秩序など、さまざまな社会問題が交錯する領域として注目され、国家の近代化の水準や統治能力を映し出す鏡とみなされるようになった。とりわけ 1919 年以降、五四運動を契機に新文化思潮が広まるにつれ、娼妓問題に対する社会的議論は一層深化した。知識人や社会改良家たちは、民族的危機が深まる中で娼妓問題を旧弊や、貧困、不潔の象徴であると同時に、民族的恥辱の象徴としても描き出した¹。したがって、廃娼や娼妓救済の議論に関する議論は次第に前面に押し出され、「国家の富強」や「民族の再生」を目指す改革の一環として位置づけられるようになったのである。他方、1921 年に国際連盟が「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」を制定して以来、女性の人身売買の禁止と廃娼は「文明国」の共通認識となった。南京国民政府もまた、売春問題が国際社会における中国の国家イメージと密接に関わっていると強く意識しており、人身売買禁止や廃娼をめぐる国際的潮流に積極的に呼応し、中国が国際社会において近代国家としての地位を確立するように努めた。以上の国内外の要因が重なり、南京国民政府統治期の売春統制政策は、都市の治安や衛生の管理といった実務的目的にとどまらず、政権の正当性の強化や国家イメージの刷新を担う政治的象徴性を帯びるようになった。このような状況のもと、売春の存続そのものが「革命的政権としての中国国民党にとって最大の恥辱」であるという認識が一層強まり²、国民政府は廃娼によって自らの革新性を示すと同時に、娼妓救済を通じて国家の仁政と道徳的関心を可視化しようとしたのである。

¹ Gail Hershtatter 『危険の愉悅：20 世紀上海的娼妓問題と現代性』韓敏中・盛宁訳、江蘇人民出版社、2003 年、257—283 頁。

² 周紅「女性為自我言説——『婦女共鳴』（1929—1944）の性別論述」『厦大史学』第 4 輯、2013 年。

1928 年 6 月、南京国民政府内政部は各省民政庁に「女権保障令」を公布し、その中で娼妓の取り締まりを重要事項として明記した。同令は、人身売買、抵当、あるいは親族の強制によって女性が娼妓となった場合には、事実の確認、第三者の告発、本人の申告などを根拠として処罰を行うべきことを規定し、該当する女性を済良所に収容すること、さらに女工場の設置を奨励することも示した。これにより、中国は原則として公娼制度を廃止する方向性を明確にしたといえる³。同年 8 月に開催された国民党第二回全国代表大会でも、全国的な廃娼問題が議題として取り上げられた。このように国民政府は、廃娼の推進を国家的課題として位置づけて、一連の政策や法令を制定し、それを全国に通達した。いった。

当時、中国の首都であった南京は、国家の中心都市として、国民政府が掲げる近代国家建設の理念を体現する模範都市となることが求められ、廃娼運動において中心的な役割を担った。南京市政府は、数か月以内に売春業を完全に廃止すると宣言し、それを新国家による旧社会の徹底的清算の象徴とした⁴。南京市の廃娼運動は、首都という位置づけゆえに「全国の模範」と見なされ、地方の社会政策にも強い影響を及ぼし、全国の都市が相次いで南京の廃娼政策を模範とした。1928 年の天津市において、天津市国民党支部は廃娼運動の準備を進め、「首都ではすでに実施され、顕著な成果を挙げている。天津は北方で最も繁華な地であり、速やかに追従すべきで、決して遅れてはならない」⁵と公に宣言した。この発言は、地方政府が中央の方針に呼応し得ることを示す政治的態度の表明であると言える。蘇州市においても同様に廃娼令が発布され、「中下等の妓楼はすでに全て禁止し、上等妓楼の数軒についても十日以内に営業を停止せよ」⁶と命じられ、施策の方向性は南京の廃娼運動と基本的に一致していた。

しかし、この全国的な廃娼運動は、その理想とは裏腹に、現実の制約の中で次第に限界を露わにしていっていった。首都南京市の廃娼運動により、多くの娼妓が鎮江市、蘇州市、上海市などの周辺都市に流出した。また南京市内においても私娼が急増し、治安と衛生の状況はかえって悪化した⁷。1929 年 4 月、南京市政府は公娼と私娼の営

³ 孫高杰『1902—1937 年北京的婦女救済——以官方善業為研究中心』厦門大学出版社、2014 年、193 頁。

⁴ 陳蘊茜・劉煒「秦淮空間重構中的国家權力与大众文化」『史林』2006 年第 6 期。

⁵ 「市党部籌備举行廢娼運動及宣傳」『大公報』1929 年 1 月 13 日。

⁶ 『大公報』1928 年 12 月 19 日。

⁷ 趙勇『近代中国城市管理法制研究——以上海、南京為中心』河南人民出版社、2020 年、194—209

業を厳禁する布告を再度出したが、1931 年 6 月 7 日以降、南京市政府は売春禁令の実効性の限界を感じ、これを緩和するための具体的な方策を検討し、娼妓の活動区域を特定の地域に限定すること、衛生検査を実施すること、娼妓の外出や酒席での接待を制限することなどを定めた⁸。つまり、市政府は表向きには廃娼を掲げ続けていたものの、実際の運用においては全面的な廃娼の実現が困難であったため、「全面的な廃娼」から「事実上、売春を容認して統制する」方針へと転換したのである。一方、地方の廃娼運動も南京と同様の経過をたどり、最初は革命と道德の理念を掲げて廃娼を宣言したものの、やがて財政上の困難や行政能力の不足といった現実的制約の中で、次第に廃娼をやめて統制へと政策転換した。

総じていえば、当初に、南京国民政府にとって売春政策の中心にあったのは、単に売春統制によって娼妓を管理することではなく、廃娼という改革的措置を通じて社会秩序の再編を図り、国家建設の理念を具体化しようとする試みであった。同時に、それは革命政権としての正統性を確立し、中央の権威を可視化するための政治的手段でもあった。しかし、こうした理念的な廃娼方針は、地方社会における既存の利害関係、行政能力の不足、さらに治安維持や財政上の需要など、複数の現実的制約によってしばしば挫折した。結果として、徹底した廃娼の実現は困難となり、南京国民政府は次第に廃娼から売春統制へと政策の重点を移していった。こうして、廃娼の理念と娼妓に対する管理、制限と救済が併存するという、南京国民政府統治期に特有の売春統制のあり方が形づくられたのである。

2、南京国民政府統治下の青島における売春統制の開始

青島が南京国民政府の統治下に置かれる以前、その政治情勢はきわめて不安定であった。1920 年代後半、中国北方の政治構図は依然として流動的であり、1928 年、国民党の北伐の進展に伴って奉系軍閥の勢力は山東省で急速に衰退し、青島における奉系の支配も次第に崩壊した。しかし、北伐軍の山東進出に対し、日本側は強い警戒心を持ち、国民政府の影響拡大を阻止するため、「在留民保護」を名目に山東に出兵し、いわゆる「済南事件」を引き起こした。これにより、青島周辺の日本軍の軍事警備も一時的に強化され、南京政府は青島の接收を一時見合わせざるを得なかった。1929 年、南京国民政府と日本の間で山東問題に関する妥協案が成立し、日本

頁。

⁸ 宋明軍「南京国民政府戦前首都禁娼初探」『民国档案』2004 年第 2 期、80—83 頁。

は同地域から主力部隊を撤収した。これを受けて同年 4 月 20 日、南京政府は青島を正式に接收し、中央の行政院直属の「青島特別市政府」を設置した。形式上は、これによって青島が中央直轄体制に編入され、南京政府による主権回復が完成したことを意味していたが、実際には、この「中央接收」は政治的象徴としての意味合いが強く、南京政府の青島統治は依然として多くの制約を受けていた。国際関係の面から見ると、青島は長年にわたり日本の対中経済活動の重要な拠点であった。日本は 1922 年のワシントン会議後に青島から撤退したものの、その経済的、軍事的影響力は消滅しなかった。日本の商社や銀行は青島ないし山東省の重要な港湾、鉄道、工場などの経営権を依然として掌握していた。とりわけ 1928 年の済南事件以降、日本は山東地域での軍事的な存在感を再び強化していた。そのため、南京政府が青島の統治を回復した後も、日本との摩擦を回避しつつ慎重に対応せざるを得なかった。他方、国内情勢の観点から見ると、1930 年前後、青島を含む北方地域は依然として地方軍閥の割拠状態にあった。北伐ののち、蒋介石を中心とする国民政府は名目上全国を統一したものの、実際に掌握していたのは江蘇省、上海市、江西省、福建省、浙江省といった東南沿海の一部地域にすぎなかった。他の地方では、東北の張学良、山西の閻錫山、西北の馮玉祥、中南の桂系勢力などがそれぞれ独自の権力を維持しており、さらに広東省、雲南省、新疆省などにも小規模な軍閥が割拠していた。山東省も例外ではなく、韓復榘と劉珍年の両軍閥勢力が省内の軍政権をほぼ掌握し、高い独立性を保持していた。このように、青島は形式上は中央直属の「特別市」とされたが、実際には中央と地方軍閥の狭間に位置していた。

南京国民政府は青島接收後、それに対する統治力を強化するため、蒋介石は中央と関係の深い軍政官僚を相次いで青島市長に任命した。1929 年 4 月から 1930 年 6 月までのわずか一年余りの間に、青島特別市政府では陳中孚、吳思豫、馬福祥、葛敬恩らが次々と市長に就任している⁹。こうした頻繁な人事の交代は、中央政府が自らに近い人物を相次いで起用することで青島への統治力を強めることを期待したことを示す一方で、市政運営が制度的な継続性を欠いていたことを意味している。

このような背景のもとで、国民政府が青島を統治した当初、行政の重点は青島の接收および対外関係の安定に置かれており、売春統制をはじめとする社会管理政策

⁹ 徐振江「1928—1932 年南京国民政府管轄青島の政治策略及其成因——一項政治地理学研究」中国海洋大学大学院修士論文、2009 年。

は直ちに施政の中心とはならず、北洋政府統治期に確立された売春統制政策が暫定的に維持された。第三章で述べるように、北洋政府統治期の売春統制は、娼妓に課税することで財政収入を補うことが主眼であり、それ以外の側面では、ほぼ放任的な方針が取られていた。また、娼妓救済事業についても不十分であり、救済機関は民間に委ねられ、国家が積極的に社会救助機能を担うことはなかった。こうした旧来の方針は、南京国民政府による青島統治の初期においても基本的に踏襲された。政府は売春統制に関する新たな法令を公布することなく、既存の売春税課税制度をそのまま継続させ、娼妓救済機関も引き続き民間に委ねられていた。この時期の南京国民政府は全国的な禁娼運動を展開している最中であつた。ところが、1929 年に行政院が青島市政府に「煙・賭・娼嚴禁」に関する訓令を転送していたものの、青島市政府はほとんど具体的な実施措置を講じなかった¹⁰。

1930 年春になると、中央と北方の地方軍閥の対立が激化し、いわゆる中原大戦が勃発した。蒋介石は東北軍の支持を確保し、戦局を有利に進めるために、その妥協策として張学良勢力に北方の要地への駐屯を認めた¹¹。その一環として、1930 年 3 月 3 日、南京政府は青島港及び沿岸防衛を正式に東北海軍に引き渡し、青島の実質的な支配権は東北系の軍閥が握ることになった¹²。同年 6 月には東北軍系の胡若愚が市長に任命され、12 月には沈鴻烈が後任として就任した。これにより、青島の軍事勢力は完全に張学良が率いる東北系軍閥の統制下に置かれることとなった。この時期以降、青島は名目上中央直轄を標榜していたが、実際には東北勢力の影響下に置かれ、中央の影響力は弱まっていった。

東北系勢力が青島の統治を引き継いだのち、青島の行政は 1930 年代初頭に入ると徐々に変化の兆しを見せ、市政建設は一定の進展を遂げた。とりわけ沈鴻烈が青島市長として在任した 1931 年から 1937 年にかけて、市政運営はそれまでの頻繁な人事異動による混乱を脱し、次第に安定期へと移行した。接收直後の時期と比較すると、

¹⁰ 「轉行政院關於嚴厲執行禁煙、禁賭、禁娼的訓令（附原呈、原函）」青島檔案館、B0034-001-00013-0146。

¹¹ 張学良の率いる東北系の軍隊は、張作霖期の奉系軍閥を継承する部隊である。だが、1928 年の東北易幟によって、国民政府への名目上の服属を表明したことで、奉系のように独自の政治権力を保持する「地方政權」としての性格は薄れ、むしろ国民政府内部の地域的軍事集団として位置づけられるようになった。したがって、本稿でいう張学良勢力は、奉系の後継でありつつも、張作霖期の奉系軍閥と同一視すべきではない。

¹² 前掲徐振江「1928—1932 年南京国民政府管轄青島的政治策略及其成因」。

この時期の青島において、都市建設、市政運営はいずれも軌道に乗り、統治の一貫性と実効性は顕著に高まっていたことが分かる。売春統制の面において、1931 年 2 月 2 日、青島市政府は相次いで「青島市妓楼管理規則」¹³および「青島市娼妓管理規則」¹⁴を公布した。これらの法令の制定は、青島における売春統制が北洋政府統治期以来の旧体制を脱し、新たな管理の枠組みへと転換したことを示していた。しかし、同年 9 月 18 日の「満州事変」により、東北軍を取り巻く政治情勢は大きく変化した。張学良勢力は壊滅的打撃を受け、東北軍は財政基盤と地盤を失い、北方における政治的影響力は急速に低下した。形式上、青島は依然として東北系軍閥の支配下にあったが、南京国民政府はすでに行政的関与を強め始めていた。特に、1933 年に熱河の失陥を契機として張学良が下野し、東北軍は南京政府による再編を受けてその力を一層喪失した。沈鴻烈はこの局面で蒋介石に接近し、市長職を継続した。沈の長期在任は、青島行政に一定の継続性をもたらす一方で、青島の行政体系が正式に南京中央の直接統治へと復帰したことをも意味していた¹⁵。こうした政治的再編のもとで、青島における売春統制の具体的方策も、より明確に中央政府の政策方針と行政意図を反映するようになっていったのである。

第二節：売春統制の展開

1、売春統制の確立と実施

1931 年、青島市政府は「青島市妓楼管理規則」および「青島市娼妓管理規則」「青島市妓楼および娼妓に対する鑑札料および毎月の妓捐の徴収簡則」¹⁶「青島市娼妓検査簡則」¹⁷を相次いで公布した。これにより、青島における売春統制は北洋政府期から継続してきた旧来の体制に終止符を打ち、新たな制度的枠組みのもとで再編されることとなった。これらの規定では、娼妓は警察機関への登録を義務づけられ、営業許可証を取得した上でのみ営業を行うことが認められた。また、定期的な健康診断の受診や営業上の行動規範の遵守が求められ、営業区域の指定、さらに楼主による娼妓の生活保障などについても詳細に定められた。その後も青島市政府は売春統制に関する諸規則をたびたび修正し、1934 年 3 月 20 日には「青島市娼妓管理規則」

¹³ 「青島市管理楽戸規則」 青島档案馆、B0032-001-00453-00041。

¹⁴ 「青島市管理娼妓規則」 青島档案馆、B0032-001-00453-0044。

¹⁵ 前掲徐振江「1928—1932 年南京国民政府管轄青島的政治策略及其成因」。

¹⁶ 「青島市徴収楽戸娼妓照費月捐簡則」『青島市市政公報』第 19 期、1931 年。

¹⁷ 「青島市娼妓検査簡則」 青島档案馆、B0032-001-00452-0116。

¹⁸および「青島市妓楼管理規則」¹⁹を改訂した。同年 5 月には「青島市妓楼と娼妓の妓捐の徴収に関する規則」²⁰を新たに公布している。これら一連の政策改訂と新法令の制定によって、青島の売春統制は次第に制度的に整備され、売春業は政府の管理の枠組みの中に組み込まれていったのである。

青島における一連の売春統制政策は、その制度設計の根底に中央の禁娼政策を意識的に踏まえた構想があった。しかし現実には、青島には膨大な数の娼妓が存在しており、1933 年時点で、ロシア人娼妓や日本人・朝鮮人の売春女性を除いた中国人娼妓は 656 名で²¹、1935 年には一等娼妓 232 名、二等 136 名、三等 335 名、ロシア人娼妓 31 名の合計が 734 名²²であったため、こうした大勢の娼妓人口を前に、青島市政府は、全面的な禁娼が貧困女性の唯一の生活手段を奪い、結果として彼女たちを私娼へと追いやる危険性を十分に認識していた。一方、警察機関の規模や財政の制約のもとでは、売春を完全に根絶する行政能力を欠いていた。このような状況の下、青島市政府は売春統制の重点を禁娼そのものから転換し、妓楼の軒数の制限と売春区域の画定といった手段を通じて売春業の規模を抑制することに重きを置いた。たとえば、「青島市妓楼管理規則」では、「妓楼は、一等と三等を分け、二等の妓楼は設置することができない。妓楼は営業地域と納税額で等級を分ける」とされる。そのうち、平康一里から四里および升平一里²³を一等妓楼の営業区域とし、龍門路、長興路、台東七路、山西路を三等区域と定め、一等妓楼を 57 戸、三等妓楼を 201 戸に限定した。これらの数値は、当時実際に営業していた妓楼の数に基づくものであった。同規則第四条には「現在は廃娼期にあたり、廃業または自主的に営業を停止する者があれば、その定額の数減じ、新規の妓楼開業を許さない。それを以て制限の意を示す」²⁴と明記されていた。このように妓楼の数を制限し、営業区域を限定することで売春業を漸次縮小しようとする青島市政府の姿勢は、中央政府の禁娼政策に呼応するものであったといえる。娼妓の身体検査制度においても、青島市政府は

¹⁸ 「青島市管理娼妓規則」『民国史料叢刊』第 58 冊、大象出版社、2009 年、151—152 頁。

¹⁹ 『青島市妓楼管理規則』同上書、272—275 頁。

²⁰ 「青島市徴収楽戸娼妓月捐規則」『民国史料叢刊統編』第 137 冊、大象出版社、2012 年、48—50 頁。

²¹ 魏鏡『青島指南』第五編、平原書局、1933 年、32—33 頁。

²² 駱金銘『青島風光』光華印刷局、1935 年、218—227 頁。

²³ 青島の「里」とは、ドイツ租借期の都市計画に基づき整備された街区単位であり、直線的な街路体系によって区画されたブロックを指す。高峰・山根周・趙冲・角野幸博「ドイツ統治期の中国・青島市・大鮑島地域における里院街区の形成と変容に関する考察」『日本建築学会計画系論文集』88 巻 813 号、2023 年。

²⁴ 前掲「青島市管理楽戸規則」。

中央の廃娼方針を明確に意識していた。青島市政府と警察局のあいだで交わされた娼妓検査所の設立に関する公文書には、「女性の職業問題は未だ完全に解決せず、廃娼運動も徹底して実施されていない。花柳病予防こそ当面の急務である」²⁵と記されている。この記述は、青島市政府が中央の禁娼政策の理念を認めながらも、現実的には売春を全面的に根絶することが困難であることを十分に認識しており、その結果、「廃娼」という名義のもとで売春統制を実施していたことを示している。

このように、青島市政府による売春統制は、中央政府が掲げる禁娼を直接の目的とするものではなく、娼妓の登録や性病検査、私娼の取り締まり、営業区域の設定といった措置を通して漸進的に売春業の規制を強め、売春業を国家に管理可能な対象へと再編し、娼妓の身体や行為を把握可能な統治対象へと転換させようとするものであった。

その典型例が、青島市政府による性病検査の導入である。これは中央政府が廃娼を掲げる南京国民政府統治期でありながら、青島返還後、初めて中国人娼妓を対象とした本格的な性病検査制度が導入され例であった。「青島市娼妓管理規則」および「青島市娼妓検査簡則」によれば、警察局の許可を得て営業する娼妓は、定期的に娼妓検査所で検査を受ける義務を負っていた。一等および三等の娼妓はそれぞれ月二回、初検と再検を行い、一等娼妓は毎月第一週と第三週、三等娼妓は第二週と第四週に検査を受ける。検査の結果、花柳病に罹患していると認められた者は、直ちに営業停止を命じられ、病院での治療を経て医師の証明を提出した後に再び営業が許可された。これに伴い、警察局は1931年9月1日に正式に娼妓検査所を設立し、性病検査および治療業務を専管させた²⁶。規定のみ存在し実施が形骸化していた北洋政府期の性病検査と比較すると、南京国民政府支配下の青島では、行政能力の強化により、性病検査制度が実際に機能しはじめた点に大きな特徴がある。

もっとも、性病検査の導入は一挙には進まなかった。1931年9月8日の『青島時報』は、「娼妓検査所が設立した当初、娼妓は依然として様子見の態度を取り、多くは『下体を晒すのは恥ずかしい』として受検を拒否し、さらには鑑札を返納して検

²⁵ 「關於九月一日成立娼妓檢驗所的公函（附檢驗檢則）」青島檔案館、B0034-001-00167-0055。

²⁶ 「關於一九三一年九月一日成立娼妓檢驗所的公函」青島檔案館、B0032-001-00452-0113。

査を回避しようとする者もいた」²⁷と報じている。娼妓は身分登録を取り消して私娼になり、一部の妓楼経営者も「追加の売春税を納付することで検査を免除する」ことを求めて連名で警察局に嘆願した。結果として、第一回検査期間が終了しても受検者は一人も現れなかった。警察局はこれを「各妓楼が意図的に静観している」と判断したが、ただちに罰則を科すことはせず、「身分登録をキャンセルした妓女の名簿を警察局各分局に通達し、厳重に監視せよ」²⁸と指示を出し、私娼の摘発を命じた。一方で、警察局は娼妓に対して身体検査の説得も行い、娼妓に検査所の見学を許可し、検査手続きや衛生環境を直接確認させた。このように、青島市政府は強制的措置と説得的手段を併用し、娼妓の一部は検査を受け入れるようになり、制度の運用は徐々に定着していった²⁹。こうして南京国民政府統治期の青島において次第に定着していった娼妓に対する性病検査は、売春業を市政府の管理下へと組み込む試みであった。とりわけこの性病検査制度は、「花柳病予防」³⁰を名目に展開されていたことから、娼妓を性病の潜在的な感染源として位置づけ、彼女たちの身体を都市衛生上の「危険」として定義することで、国家が娼妓に対する身体管理へ介入する正当性を獲得しようとするものであったことがわかる。。

さらに、青島市政府の売春業への介入は、1932年に設立された「青島市風俗改良委員会」の売春統制の活動にも明確に表れている。青島市政府は1932年3月30日に社会局、警察局、教育局の局長および関係官員によって構成された風俗改良委員会を設置した³¹。風俗改良委員会が扱う事務には、毒品・賭博・私娼などの禁止事項の取り締まり、纏足や辮髪 of 厳格な取り締まり、さらには戯曲・映画など娯楽の是正や改良、迷信活動の整頓、衛生・清潔の推進、婚喪礼儀の指導に至るまで、多岐にわたる領域が含まれていた。こうした事務の幅広さを踏まえると、風俗改良委員会は青島市の風俗全般の改善を目的に設置されたものであり、取り締まりから教化に至るまで多様な機能を併せ持つ横断的な行政協議機関であったといえる。とりわけ私娼の取締り問題が風俗改良委員会の優先課題とされた。1932年4月4日の風俗改

²⁷ 「青島開始検査娼妓 妓女怕露下体一度反対、当局厲行取締現已就範」『時事新報』1931年9月14日。

²⁸ 「青島驗妓之波折」『時事新報』1931年9月19日。

²⁹ 前掲「青島開始検査娼妓 妓女怕露下体一度反対、当局厲行取締現已就範」。

³⁰ 「関于一九三一年九月一日成立娼妓検査所の公函」青島档案馆、B0032-001-00452-0113。

³¹ 「青島市政府風俗改良委員会組織章程」『青島市市政公報』第31～33期、1934年。

良委員会第一次会議において、警察局は青島市内の滄口、滄台路一帯で十数軒の私娼を摘発したと報告した。そのうち多くの者が「自発的に公娼としての営業許可を申請し、生活維持のため、現地での営業継続を希望している」と申し出た³²。また、台東地区にも私娼がおり、当局が彼女たちの移転を命じたものの、彼女たちが散在して定住地がなく、完全な取締りは困難であった。委員会は同月 8 日の会議で、「一部の私娼に対しては、暫定的に営業許可を与え、現地での営業を認める。ただし、妓楼の増設および勝手な移転を禁ずる」との決議を採択し、台東地区における取締り方針が定まるまでの暫定措置とした³³。1932 年 12 月 2 日、青島市社会局は私娼問題に関するより詳細な処理基準を定めた。家族がいる者については家族の保証のもとで引き取らせ、再犯者は市外追放とし、貧困で身寄りのない者は公娼としての登録を認め、養女や孤児などは社会局の管轄下にある娼妓救済機関である「済良所」に収容する。また、斡旋に関与した媒介人は法に基づき送検することになった³⁴。このように、風俗改良委員会の私娼対策は、単に私娼を一掃し、売春現象を根絶することを目的としたものではなく、むしろ警察局と社会局が分担しつつ連携することで、取り締まりと救済を兼ね備えた統制策を通して、彼女たちを国家の管理下に再び組み込み、売春問題を統治可能な領域として編成しようとするものであった。

娼妓の性病検査と私娼の取締りに加え、売春空間の再編も行われていた。1934 年、青島市第三区聯合弁事処の報告によると、売春業に対する取り締まりと監督を容易にするため、龍門路などに分散していた三等妓楼を、沈陽路の順興北里および近德里の二つの住宅区域に集中的に移転させることが決定された。この報告には、官民協議の過程が詳細に記録されている。警察局の監督のもと、家主の張紫苑が建物の改修を担当し、妓楼代表が家賃や部屋の割当について協議したうえで、「各妓楼は 9 月 15 日までに一律に新営業地へ移転する」と定められた³⁵。この移転措置は、単なる営業場所の変更にとどまらず、これまで分散的で把握することが困難であった売春業を集中的管理することで、国家の計画と監督のもとに形成された新たな「都市

³² 「暗娼改業公娼提案」青島档案館、A0017-001-00088-0156。

³³ 「關於討論暗娼業對應如何處置議案的會議記錄（第二次）」青島档案館、B0021-003-00280-0044。

³⁴ 「關於暗娼罰弁後處置弁法的訓令（附暗娼罰弁後處置弁法）」青島档案館、B0021-003-00113-0005。

³⁵ 「青島市区第三区連合弁事処遷移三等娼妓營業地点等工作報告表」青島档案館、B0032-001-00768-0155。

売春地域」を生み出したものであった。さらに、政府はこうした売春業の空間管理を制度的にも再整備した。1934年に改正された「青島市管理楽戸規則」では、妓楼および娼妓の等級区分、及び営業許可地域が改訂された。この規則は平康一から四里および升平一里を一等妓楼の営業区域、鎮海楼を二等妓楼の営業区域、徳興里、宝興里、双鶴里、東海楼、青海路、台東七路と八路、龍門路、長興路、滄口路を三等妓楼の営業区域とし、「指定された区域以外では妓楼を開設してはならない」こと規定した。青島市政府が売春業の営業区域の設定を意識的に計画していたことは、売春業をより容易に自らの管轄下に組み入れるための措置であったといえる。これは性病検査や私娼の取り締まりと同様に、売春業を行政の把握と管理の範囲に引き入れようとする一連の取り組みの一環であった。

総じていえば、南京国民政府統治期の青島における売春統制は、娼妓の移動や営業活動を行政の視野に組み込むことで、彼女たちを可視化し、把握可能な統治対象へと転換させ、売春業を国家が統治し得る領域として編入しようとする近代的発想に基づいていた。そして、こうした取り組みを通じて、国家は行政管理を社会の隅々にまで浸透させ、自らの存在と統治能力を具体的なかたちで示すことができたのである。

2、明文化された売春統制

南京国民政府統治期の青島における売春統制には、娼妓という存在や政府による売春統制の実施を隠蔽するのではなく、むしろ社会に示そうとした特徴がみられる。各種の売春統制の措置が公布され、さらに新聞などのメディアを通じて繰り返し報道されることで、売春統制は単に行政上の措置として実施されるだけでなく、その実施の事実自体が社会的に確認されることが重要視された。

まず、青島市政府は娼妓の存在を公然と認めていた。南京国民政府統治期の青島では、売春統制に関する法令や新聞報道の中で、あからさまに「娼妓」という語が使用されていた。さらに政府は、娼妓の存在をより積極的に社会で識別させる方向に踏み込んでいった。例えば、1932年9月4日、風俗改良委員会は「娼妓服装の統一案」を提出し、娼妓と女子学生、良家の婦人の服装が混在していることを問題視し、「良否混在の服装は風化を損なうものであり、これを区別しなければ社会的弊害を生む」と述べた。そして、娼妓の服装を統一し、女子学生や良家の婦人との視覚

的な区別を明確化する必要性を訴えたのである。その上で、風俗改良委員会がこの問題を娼妓側だけの責任とせず、「女子学生の奇抜な服装にも原因がある」とし、彼女たちにも服装の節度を求めた³⁶。こうした提案は、単なる礼節や美的統一を目的としたものではなく、都市空間の中で視覚的秩序と異なる身分を持つ人の境界を構築する試みであった。すなわち、青島市政府は、服装の統一と標識化を通じて、娼妓と良家の女性の社会的差異を明確化し、都市空間の秩序を再編成しようとしたのである。娼妓の服装を統一することは、国家による風俗管理を社会に示す象徴的な手段でもあった。統一された服装をまとう娼妓の姿は、身体検査の証明書の提示と同様に、国家が社会秩序を実際に管理していることの視覚的な証拠として機能した。政府にとって、こうした社会にみられる売春統制の様子こそが、自らの行政能力と近代的統治の正当性を社会に示す手段であったといえる。そこで、娼妓はもはや単なる社会問題の対象ではなく、政府が自らの統治能力を表現する媒介的な存在へと転化したのである。

娼妓の存在を社会に公開するのみならず、売春統制の実施も同様に秘匿するのではなく、むしろ積極的にメディア上で報道された。とりわけ 1931 年に娼妓の性病検査制度が施行されると、前節で述べたように、その過程は新聞報道を通じて繰り返し取り上げられ、行政の実施が社会的に確認されるよう演出された。『時事新報』は同年 9 月 8 日の記事で、「娼妓の身体検査は断じて反対される理由なし」と記し、当局の断固たる実施姿勢を伝えるとともに、「進行は順調である」と報じた³⁷。しかし、同月 14 日の記事では一転し、各妓楼が警察局からの通達を受けて「恐慌に陥り、検査の免除を請願する者が続出した」と記している³⁸。特に三等娼妓の間で反発が強く、代表者が連名で「寄附金を追加して納付することで、検査の免除を求めたと嘆願した」と報じられている。この混乱に対し、警察局は娼妓たちに検査手続を理解させるための猶予期間を設ける一方で、「登録を取り消して身体検査を逃避した娼妓の名簿を各分局に通達し、私娼としての営業を厳重に取り締まるように」³⁹と命令を出した。また、説得策として娼妓の代表に検査所の見学を許可し、衛生環境や検査手順

³⁶ 「劃一妓女服装式様」青島档案馆、D000253-00043-0024。

³⁷ 「青市檢驗妓女進行順利」『時事新報』1931 年 9 月 8 日。

³⁸ 前掲「青島開始檢驗娼妓 妓女怕露下体一度反対、当局厲行取締現已就範」。

³⁹ 前掲「青島驗妓之波折」。

を直接確認させた。『時事新報』は、「各妓楼は当局の方針が断行されることを悟り、やむなく賛同の意を表した。娼妓たちも検査所を視察し、想像していたような不快感はなく、軽度の花柳病であれば所内で無料治療を受けられることも知り、安心した」⁴⁰と報道した。記事は娼妓の不安や抵抗感にも触れているが、新聞は、妓楼と娼妓の「円滑な協力」や「政策の順調な実施」を強調し、性病検査の調和的なイメージを意図的に作り出していたといえる。ここで性病検査は、単なる衛生管理という実務的な売春統制の手段だけではなく、国家の統治能力を社会に示すための象徴的行為として位置づけられていた。

さらに注目すべき点は、娼妓に対する性病検査が、日本および欧米諸国における売春統制においても中核的な要素であり、そしてそもそも中国の性病検査は、欧米や日本の「先進的」制度を模範として導入されたものであるということである。日本のような国家において、性病検査は実際の衛生行政と密接に連動し、政府が身体検査の実施状況を定期的に公表し、新聞紙上でも頻繁に報道されていた。ドイツ占領期や、第一次日本占領期及び第二次占領期の青島においても、植民地当局は売春女性の性病罹患率を詳細に記録し報道していた。これに対し、南京国民政府統治期の青島市政府は、新聞紙上に検査人数や罹患率といった具体的統計データは一切報道せず、また政府の内部資料においても娼妓検査に関する詳細な統計は確認することができない。逆に、娼妓検査所の設置や、性病検査の実施場面、警察局の検査勧誘などが報道され、「性病検査の実施が順調である」「娼妓が協力的である」といった表現が繰り返し強調された。このように検査結果が公開されないにもかかわらず、性病検査が実施されている旨は報道された背景には、南京国民政府の統治が近代国家の行政的外形を模倣しつつも、十分な財政的、医療的基盤を欠いており、ドイツ・日本の植民地統治下に見られたような実務的な売春統制の措置を行うことができなかったことが考えられる。その結果、南京国民政府による性病検査は象徴的なものにとどまった。言い換えれば、この政策は衛生行政としての成果を追求するというよりも、統治が実際に行われているということを社会に確認させることで、行政能力の存在を演出するための実践であったと言える。

南京国民政府統治期の青島市政府が取った娼妓の存在や売春統制の実施を隠すこ

⁴⁰ 前掲「青島开始檢驗娼妓 妓女怕露下体一度反对、当局厲行取締現已就範」。

となく、むしろ社会に対して積極的に可視化しようとする姿勢は、他国の売春統制と比較すると、その特異性がいっそう際立っている。たとえば、日本第一次占領期の青島では、本国人の接客女性に対して「娼妓」という語を避け、「酌婦」や「芸妓」といった婉曲的な表現を用いて売春の実態を覆い隠そうとしたことはすでに確認した。藤永壮の指摘によれば、これは日本国家自身が公娼制度の「非文明性」を自覚しており、言い換えの表現を通じて、形式的に近代国家としての文明的外観を維持しようとしたためである⁴¹。また、ドイツ統治期の青島でも、売春統制を公然と取り上げることは、外部からの批評を招くと考えられたため、売春統制は警察内部の通達規定にとどめられ、公的にはほとんど言及されなかった。これに対し、南京国民政府統治期の青島市政府は、まったく異なる方針を採用し、売春の存在を隠すどころか、娼妓の服装を統一させ、性病検査の実施を新聞で報じるなど、国家が売春統制に積極的に取り組む姿勢を繰り返して強調したのである。こうした方策の背後には、「国家は社会を統治しうる能力を備えている」という印象を市民に与えることで、国家の正当性を補強しようとする意図があったと考えられる。

だが、なぜ南京国民政府は売春統制や売春業の存在を公にしても、「国家の体面」を損なうことを恐れないのか。その理由は売春統制の主眼が植民地政権とは根本的に異なる点にあると考えられる。つまり、ドイツや日本によって行われた売春統制は、そもそも軍隊の衛生を確保するという実地的な要請に基づくものであり、娼妓を性病感染の「防波堤」として位置づける発想から出発していた。したがって、統治の効率性と秩序維持が重視され、一定の秘匿性が求められた。それに対し、南京国民政府統治下の青島では、軍事的あるいは衛生的切迫性は乏しく、売春統制は実務的施策というよりも、国家が社会管理を遂行していることを示す象徴的行政手段としての性格を帯びていたのである。だからこそ、たとえ売春統制の各措置が十分に運用されなかったとしても、それが市民の目に触れること自体が重要であった。言い換えれば、南京国民政府統治期の青島における売春統制とは、衛生や治安の維持にとどまらず、国家統治の可視性をもって国家の存在を証明するための政治的実践であり、この点にこそ、ドイツおよび日本の植民地統治期における売春統制と異なる本質的な特徴が見出されるのである。

⁴¹ 藤永壮「植民地公娼制度と日本軍『慰安婦』制度」早川紀代編『植民地と戦争責任』吉川弘文館、2005年。

第三節：娼妓の救済と教化

1、娼妓の救済

ア) 済良所の成立

南京国民政府統治期の青島において、売春統制は、性病検査や私娼の取り締まり、売春指定地の設置といった管理措置にとどまらず、「娼妓救済」という名目のもとで、娼妓救済施設や更生教育機関の設置を通じて展開された。つまり、娼妓救済は、国家の慈善事業として、売春業から離脱することを望む女性に最低限の生活手段を提供する福祉的機能を担いながら、売春統制を補完する行政手段の一環として、社会の周辺に置かれていた女性を国家の管理下に再び組み込み、行動や生活を統制するための装置として機能した。青島に設立された「済良所」は、まさにその典型的事例として注目に値する。

近代中国における「済良所」は、1901年に上海でキリスト教宣教師によって創設された娼妓救済施設を起源とし、主として売春女性の収容と感化を目的としていた⁴²。南京国民政府統治期の済良所も、この流れを継承しつつ、北洋政府期に設立されたものを基盤として再編されたものである。

青島では、1924年に膠澳商埠督弁公署が台西鎮団島に「済良所」を設立したが、翌1925年9月には、民間商業組織である青島総商會がその経営を引き継ぎ、黄祝三、朱子興、杜夢九らの商人に済良所を接収させた⁴³。この時期、済良所の正式名称は依然として「膠澳商埠済良所」とされたが、その運営形態は過去の官営から「官督民弁」へと転換した。すなわち、名称は変わらないまま、実際には官庁の監督下に置かれつつも、日常的な管理や経費負担の多くを民間の商人が担う仕組みに移行したのである。

北洋政府統治期の済良所の運営は極めて困難であり、当時済良所の所長を務めていた朱文彬が「手続は煩雑で、経費は逼迫で、職員も減少し、事業の継続は困難である」⁴⁴と述べているように、安定した財源が不足し、明確な組織章程も存在せず、主として地方商人や商業会館の寄付によって辛うじて維持されていた。そのような経営難を受け、青島総商會は膠濟鉄道管理局などの機関に対し、済良所の経営を維

⁴² 前掲孫高杰『1902—1937年北京的婦女救済』97—98頁。

⁴³ 王琦・蔡勤禹「民国時期的青島済良所」『済寧学院学報』2011年第2期、91—95頁。

⁴⁴ 「關於本所1928年9月以来收容婦女情况的呈文」青島档案館、B0038-001-00479-0019。

持するための補助金を要請したが、しばしば拒否された⁴⁵。やむを得ず、1929年1月に青島総商会は「慈善寄付」を発起し、地元商人に階層別の定額寄付を呼びかけた。甲等商人は月3元、乙等商人は月2元、丙等商人は月1元、丁等商人は月5角と定められた⁴⁶。この事実は、北洋政府統治期において、済良所が政府の実質的な関与をほとんど受けていなかったことを示している。いわゆる「官督民弁」という呼称とは裏腹に、済良所の運営は実際には民間の慈善団体による自営に大きく依存していたのである。このような状況に置かれた済良所は、経営が困難な状況にあり、収容人数はごく限定的である。1925年に青島総商会が済良所を接收したばかりの時には在所者の女性はずか9名で⁴⁷、1928年には31名に達した⁴⁸。それに対して同時期の青島市内には数百名の公娼および私娼が存在していた。ここから、政府の関与が乏しく、民間の努力だけに依存していた状況では、済良所が本来期待された救済機能を十分に果たすことはきわめて困難であったことがわかる。

1929年1月に、所長朱文彬の主導により、ようやく「膠澳商埠済良所簡章」⁴⁹「膠澳商埠済良所弁事細則」⁵⁰「膠澳商埠済良所收容遣発規則」⁵¹が制定され、所内の構成や管理、收容の対象、出所手続といった済良所運営の一連の規則が整備された。しかし、これらの規則が正式に公布されたのは同年4月であり、この時点では、青島における奉系軍閥の統治は事実上終末期にあった。南京国民政府が青島の接收を進めていたため、これらの規則が実務に反映される余地はほとんどなく、制度として定着することもなかった。

以上からわかるように、北洋政府統治期の済良所は初歩的段階にとどまっていた。そもそも軍閥割拠のもと、行政資源と市政基盤を欠いた状況の中、娼妓救済事業が本格的に推進されることはほぼ不可能であった。そのため、本来であれば国家が担うべき社会救済機能は、事実上、青島総商会という民間機構に委ねられ、民間の郷紳層による慈善活動の延長として運営されており、国家的福祉政策としての性格を

⁴⁵ 「給青島総商会關於按月撥助済良所款項本局實難照弁的函」青島檔案館、B0038-001-00433-0137。

⁴⁶ 「關於貧民習芸所、済良所每月經費不敷擬弁慈善捐由本埠衆商分等担任的呈文」青島檔案館、B0038-001-00482-0021。

⁴⁷ 「青島総商会接收済良所所女清冊」青島檔案館、B0029-001-02212-0010。

⁴⁸ 「關於本所1928年9月以來收容婦女情況的呈文」青島檔案館、B0038-001-00479-0019。

⁴⁹ 前掲王琦・蔡勤禹「民国時期的青島済良所」。

⁵⁰ 「膠澳商埠済良所弁事細則」青島檔案館、B0038-001-00479-0097。

⁵¹ 「膠澳商埠済良所收容遣発規則」青島檔案館、B0038-001-00479-0103。

備えるには至らなかった。

1929 年に、青島は名目上南京国民政府の統治下に編入されたものの、行政体系が再建の途上にあり、社会局や救済院といった行政機関はまだ形成されていなかったため、娼妓救済事業は依然として北洋政府期の旧体制を引き継いでいた。済良所は引き続き青島総商会の管理下に置かれ、旧来の章程と人員によって運営が維持されたが、経費の確保は不安定で、政府からの補助金もなかなか下付されなかった。こうした過渡的状況のもと、1929 年から 1930 年にかけて、所長の朱文彬は財政難や人手不足、過労による病気を理由に度々辞職を申し出、ひいては療養のため大連へ赴いたまま復帰しなかったが、そのたびに商会から慰留された⁵²。とりわけ 1929 年の『青島正報』には朱が「収容の女性を私利私欲の手段とし、引き取りを希望する者から金銭を受け取っていた」⁵³という記事が掲載され、済良所は世論の非難を浴びた。この事件は、済良所のような民間運営の救済機関は、当時の社会において様々な不信や疑念の目で見られており、南京国民政府初期の青島において、社会救済がまだ国家による実質的な管理と監督に至っていなかったことを示している。

このような状況が大きく変化したのは、青島の市政機構、特に社会局の整備が進む中、1931 年 5 月 20 日に、青島市政府は上海路 63 号に「青島市立救済院」を設立し、社会局の管轄下に置いたことである⁵⁴。青島市救済院には八つの部門が設けられ、養老所、育嬰所、孤児所、済良所、貸庫所、施医所、習芸所、感化所がこれに含まれた。これに伴い、従来青島総商会が運営していた済良所、育嬰堂、貧民習芸所はすべて救済院に移管された。この再編によって、済良所は「青島市救済院済良所」として再組織され、行政体系の中に正式に位置づけられることとなった。これは娼妓救済事業がようやく地方郷紳による慈善活動から、政府主導の社会救済政策へと移行したことを示す重要な転換点であったといえる。

1931 年 11 月 2 日、青島市救済院済良所は「青島市救済院済良所組織細則」⁵⁵を公

⁵² 「關於本号經理朱文彬赴大連養病無期將済良所關防交總商會的呈文」青島檔案館、B0038-001-00503-0021。「關於對朱文彬請辭済良所職務不准的函」青島檔案館、B0038-001-00503-0019。「關於再辭済良所事務的公函」青島檔案館、B0038-001-00503-0015。「關於因病請辭済良所所長的公函」青島檔案館、B0038-001-00503-0010。

⁵³ 「済良所黑幕大披露 賄賂公行、暗无天日、済良云乎哉、人間地獄耳」『青島正報』1929 年 4 月 27 日。

⁵⁴ 「關於成立救済院及启用鈐記的公函」青島市檔案館、B0038-001-00372-0035。

⁵⁵ 「青島市救済院済良所組織細則」前掲『民国史料叢刊統編』第 137 冊、286—287 頁。

布し、翌 1932 年 6 月 10 日には「青島市救済院済良所弁事細則」⁵⁶「青島市救済院済良所所女収容遣発簡則」⁵⁷「青島市救済院済良所所女管教簡則」⁵⁸「青島市救済院済良所參觀簡則」⁵⁹を相次いで制定した。これにより、入所者の収容、管理、譴発に関する各業務が体系化され、運営の制度的基盤が整備された。また、管理体制の専門化も進み、職員の構成と職務分担が明確化された。所長のほか、庶務、文書、会計、庶務を担当する職員が配置され、官僚的な組織構造が確立された。北洋政府期から所長を務めていた朱文彬はこの年ようやく辞任が認められ、前総務科長の蕭伯衡が後任に就任し、組織運営は安定期を迎えた⁶⁰。財政面でも、済良所はもはや臨時の寄付金に依存することなく、定期的な公的補助と民間の寄付によって運営されるようになった。済良所の経費は、まず予算案を作成して救済院の審査を受け、その後、社会局に回付して備案させることとされていた⁶¹。これは、済良所の運営が正式な行政手続きの中に組み込まれ、市政財政の枠組みの一部として公的に管理されるようになったことを意味している。その主な財源は、社会局からの月額補助金、斉燕会館という民間商業会館からの寄附、入所者から徴収する衣食金、そして青島総商會が代行して集める慈善附加金であった。1931 年 12 月の会計帳簿によれば、社会局からの補助金は毎月 150 元、斉燕会館は 130 元、総商會の慈善付加金は 75 元、入所者の衣食金は 144 元であったという⁶²。財政構造の固定化により、娼妓救済事業は市政財政の枠組みに部分的に組み込まれるようになった。これ以降、済良所の組織体制や財源、日常運営はいずれも安定し、管理の専門化と分業化が一層進展していった。

イ) 済良所の運営

済良所は名目上は、主に娼妓といった社会の周辺に位置する女性の救済を目的として設立されたが、実際には売春統制の延長線上に位置していた。済良所の設置により、売春統制は警察による娼妓の取り締まりから、済良所による収容と改造へと至る連続的な統制の構造を形成することになった。この点は、済良所における女性

⁵⁶ 「青島市救済院済良所弁事細則」同上書、287—290 頁。

⁵⁷ 「青島市救済院済良所収容所女簡則」同上書、290—291 頁。

⁵⁸ 「青島市救済院済良所管教所女簡則」同上書、291—292 頁。

⁵⁹ 「青島市救済院済良所參觀簡則」同上書、293—294 頁。

⁶⁰ 「青島市救済院档案」青島市档案馆、B0021-005-00097

⁶¹ 前掲「青島市救済院済良所組織細則」。

⁶² 前掲王琦・蔡勤禹「民国時期的青島済良所」。

の收容、入所者の管理及び出所の手続からも明確に読み取ることができる。

まず、收容に関しては、「青島市救済院済良所所女收容遣発簡則」において、誘拐されて家族を持たない女性や楼主から虐待を受けて売春業から離脱することを望む女性、来歴不明の女性などを收容対象とすると明記されていた。さらに、済良所は自発的に入所した女性だけでなく、司法や警察機関から移送された者も收容した。1933 年前後、青島市政府は各警察分局に対して私娼取締の強化を命じており、検挙された私娼は通常十日ほど拘留された後に釈放されていた。しかし、このような短期的な拘留では娼妓の実質的な更生は困難であった。そのため、市政府は社会局に対して、警察による取り締まりの終了後、済良所にこれらの私娼を收容、保護するよう指示を出した⁶³。つまり、済良所は警察による私娼の取り締まりとしては私娼の街頭からの排除に続く段階に位置づけられており、その後の收容を担うことで、救済という名目のもとに娼妓を引き続き国家の監督と管理の下に置いた。また、女性は入所に際して、調査、訊問、身分登録などの手続を経て、入所後は「所女」と呼ばれ、「慎儀」「善和」などの新しい名が与えられた⁶⁴。この改名は、女性の元の社会的身分の終焉と新たな再生の象徴であったと考えられる。済良所が女性を收容している事実からわかるように、娼妓の救済はもはや単なる慈善の実践ではなく、売春取り締まりの論理を継承しつつ、売春統制の一部として機能していたと言える。

入所者の管理に関して言えば、收容された女性たちの生活は済良所の内部において厳格に規律化されていた。入所者である「所女」は、起居、学習、労働といった日常のあらゆる行動について、細部に至るまで明確な規定に従うことを求められた。まず、生活面で、所女は宿舎、食堂、作業室などでは席順の配置が定められ、自由な会話や移動は禁止された。授業や食事の際は、整列して静粛に入退場し、私語や混雑を避けるよう求められた。点灯、消灯の時間も固定され、室内の清掃や身体の衛生を保つことも義務づけられていた。規則を遵守した模範者には管教員から主任への報告を経て賞与が与えられたが、怠慢や不品行があった場合には訓戒を受け、再三の違反者は処罰の対象とされた。次に、済良所では基礎教育が重視されていた。所女たちは、国語、算術、習字、常識、当時国民党の党議である三民主義などのカ

⁶³ 「關於暗娼為害經飭轉公安局擬陳弁法抄發原件仰会同妥商弁法具報的訓令」青島市檔案館、B0021-003-00113-0001。

⁶⁴ 「關於小雲（慎儀）因不願為娼投済良所的口供」青島市檔案館、B0021-005-00021-0149。「關於善和不願為娼的口供」青島市檔案館、B0021-005-00182-0105。

リキュラムを学び、加えて音楽や体操の授業も受けた。これらの教育は、単なる知識伝授ではなく、国家に従順で文明的な女性を形成するという思想的側面を持っていた。一方で、済良所は生活技能の習得にも力を入れていた。裁縫、刺繍、靴下編み、料理などの家事労働は、女性にとって必要な更生のための技能として重視された。済良所内には専用の作業室が設けられ、所女は毎日一定時間の労働に従事した。完成した製品は外部に販売され、その収入の3割が本人の手元に、残りの7割は衣食金として済良所の運営費に充てられた⁶⁵。このような労働の強要は、済良所に対する経済的補助であると同時に、勤労と秩序をしつけさせるための訓練としての性格を持っていた。このような教育と労働を組み合わせた済良所の所女管理は、女性を「勤勉で整然とし、社会規範に従う新しい女性」へと再形成することを目的としていたといえる。すなわち、済良所による救済とは、女性の生活援助や保護にとどまるものではなく、実際には継続的な拘束と再教育の装置として、厳格な生活規律と労働訓練、教育を通じて、女性たちを国家の望む社会的秩序へ再編成する過程であったといえる。

収容後の出所制度においても、済良所のこのような性格が端的に示されている。済良所では、原則として入所者の教養期間を3か月と定め、満期後の出所の経路は大きく三つに分類される。第一は「家族引取」で、家族が自らの身分と、所女との関係を保証した上で申請を経て本人を引き取る場合に、所女の出所が認められた。第二は「婚姻出所」で、成年の所女が教養期を終えた後、本国籍の男性から婚姻申請を受け、救済院の許可を得て結婚することができる。この際、済良所は候補者の写真を正門に掲示し、一般男性に向けて「配偶者の募集」を行うという制度を採用していた。第三は「養女出所」で、未成年の所女が教養期を終えた場合、五十歳以上で市内在住者が養女として引き取ることを申請することができる。ただし、すべての申請者は所女を妾や娼妓として扱わない旨を保証する必要があった。これらの規定は、青島市政府が救済事業を通して描いていた「女性更生」の構想を如実に示している。すなわち、娼妓の更生は家庭への復帰によって完成すると想定され、女性は「家族の成員」または「良妻」として再び社会秩序の中に組み込まれることが期待されていたのである。

⁶⁵ 前掲『青島市救済院済良所管教科所女簡則』。

「辛成英事件」と「菱芬（王桂英）事件」は、所女の出所の内実を逆照射する象徴的事例である。1930年に、済良所は辛成英、高平嫚、陳仲氏の3名の所女が夜間にドアの鍵を盗み、北院の塀を越えて逃走したことを救済院に報告した⁶⁶。済良所の報告は、彼女たちを「愚劣で、可憐なるも実に嘆息すべき者」⁶⁷と形容し、その語調には強い訓戒と道徳的非難の響きがある。済良所の管理者にとって、逃走した女性たちは恩義を知らぬ「未熟な被救済者」であり、再び矯正すべき逸脱者として認識されていた。一方、当事者の供述はまったく異なる視点を示している。辛成英は、「済良所に入れば家族の干渉を受けず、自分の意志で結婚相手を選べる」という噂を聞き、これを自由結婚の機会と信じて自ら入所したと述べている。ところが、入所後にその「自由」が幻想に過ぎないことに気づき、兄が迎えに来ると聞いて「再び家族に縛られることを恐れた」ため、仲間と共に逃走を計画したのである⁶⁸。高平嫚もまた、義母からの虐待を逃れるために入所したが、家族に引き戻されることへの恐怖から脱走したと証言した。その後、辛成英は逃走の際に塀から転落して重傷を負い、治療を受けるも回復せず、最終的には父親に引き取られた⁶⁹。残る2名も、それぞれ義母と夫によって連れ戻された⁷⁰。この事件は、済良所は女性にとっての避難所ではなく、その救済の目的が、社会の周縁に位置する者を最終的に家庭への回帰を通じて社会へ再統合することにあったことを明確に示している。このような済良所の特質は1935年の「菱芬（王桂英）事件」においてもいっそう明確に表れることになる。所女の菱芬は、市民の王鴻章に「妻」として引き取られて出所したものの、まもなく山西路双鶴里67号の李王氏経営の三等妓楼に娼妓として置かれ、「王桂英」と改名させられた。取引額は大洋40元に達し、実質的には人身売買であった⁷¹。その後、警察局がこの事実を摘発し、該当する女性を再び済良所へ送致し、済良所に改めて結婚の斡旋を行わせると命じた⁷²。この事件からわかるように、いわゆる所女の「婚姻出所」は、女性の救済や自立更生を保障したわけではなく、むしろ済

⁶⁶ 「關於辛成英等三名婦女潜逃的呈文」青島市檔案館、B0038-001-00504-0005。

⁶⁷ 「關於查明済良所所女潜逃情况的呈文」青島市檔案館、B0038-001-00504-0020。

⁶⁸ 「關於済良所潜逃女辛成英找回并供實際情况的呈文」青島市檔案館、B0038-001-00504-0010。

⁶⁹ 「關於済良所潜逃女辛成英跌傷嚴重放領回家的呈文」青島市檔案館、B0038-001-00504-0015。

⁷⁰ 「關於済良所三名所女辛成英等先后出所情况的呈文」青島市檔案館、B0038-001-00504-0027。

⁷¹ 「為王鴻章將妻菱芬押在李王氏家為娼經公安局拘案將該女送所的函」青島市檔案館、B0021-005-00137-0038。

⁷² 「關於所女菱芬被王鴻章領出典押為娼已送回另行招配的訓令」青島市檔案館、B0021-005-00137-0017。

良所の制度設計が抱えていた限界を露呈させたと言える。政府は当初、婚姻や家庭への回帰を通じて女性を社会に再統合させることを構想していたが、こうした期待そのものが、夫や家庭による女性の支配を前提とする枠組みを内包していたのである。このような構造の中で、女性は主体性も自由も真に得ることはなく、国家と家庭のあいだで責任が転嫁される過程において、持続的な支配のもとに置かれ続けた。これらの事例を踏まえると、済良所は娼妓をはじめとした女性の救済機関というよりも、むしろ一時的で過渡的な収容施設として機能していた。その主要な目的は、女性を長期的に保護することではなく、社会規範から逸脱したとみなされた女性を、再び既存の社会秩序の枠内に戻すことであった。具体的には、結婚による家庭への復帰、家族への帰還、あるいは養女として他の家庭に編入されることが、その中心的な形態として想定されていた。このような制度設計は、一見すると人道的配慮に基づく救済の形をとっていたが、実際には家父長的社会秩序を支える仕組みとして作用していた。したがって、済良所による救済とは単なる社会福祉ではなく、国家と家庭が共同で構成した女性統制の装置にほかならなかった。

最後に注目すべき点としては、青島市救済院済良所が特に「参観簡則」を設け、毎週月曜日から土曜日まで、一般の見学を認めていたことが挙げられる。参観者は済良所主任の許可を得て済良所を参観し得るが、所女との会話は禁止された。一方、済良所に寄付を行うことや、所女に製作された物品を購入することは認められていた。この参観制度によって、済良所における女性救済は、社会に公開される一つの展示空間として機能したと言える。国家は、いわば女性の更生の過程を、自らの統治の成果として可視化し、女性たちの労働成果や学習の風景、生活の秩序を政府の徳政を象徴するものとして演出した。このような済良所の公開は、娼妓救済が単なる行政的措置を超え、国家の存在と統治の成果を視覚的に表現する舞台として機能していたことを示している。

総じて見ると、済良所の存在は売春統制とは無関係な慈善事業ではなく、むしろ売春統制体系を補完する重要な装置として位置づけられていた。つまり、性病検査や私娼の取り締まりといった直接的な統制手段に加え、済良所は女性の収容、教育、再配置という役割を担い、売春統制の一環を形成していたのである。ここでは、逸脱者とみなされた女性たちが、済良所を通じて生活を規律化され、行動を教育され、

最終的に家庭や社会へと再び送り返される。それによって、売春問題は「取締—收容—教育—送還」という閉じた統治の連鎖の中で処理されていったのである。このような救済を通じた売春統制の仕組みこそ、南京国民政府統治期の売春統制を特徴づける極めて独自かつ顕著な一面であった。

2、娼妓の教化

南京国民政府統治期の青島における娼妓救済は、単なる收容にとどまらず、基本知識や生活技能の教育、および行動や生活態度の教化を通じて彼女たちに自立の手段を身につけさせ、売春業からの離脱を促すことを含んでいた。この時期の娼妓教育は大きく二つの形態に分かれる。第一に、前節で述べた済良所内部で実施された所女向けの教育課程であり、第二に、政府が直接的に設立した娼妓向けの女子補習学校である。

1932 年春、青島市政府は中央政府による「廃娼運動」の推進を受けて、娼妓を対象とする教育事業の実施を決定した。「廃娼運動は党国の要政なり。本年 3 月、市長の命を受け全市娼妓の実情を調査し、教育を以て漸次に廃娼の準備と為す」という青島市政府の認識のもと、全面的な廃娼が現実的に困難であるため、まず教育と訓導によって娼妓の「智識を啓発」し、最終的に「改業更生」へと導こうとする漸進的な方策を取ったのである⁷³。

具体的な設立過程を見ると、市政府は娼妓補習学校の創設にあたり、業界側の協力を積極的に動員していた。1932 年 4 月 4 日、警察局は市内の一等妓楼の楼主約 40 名を召集して訓話を行い、その席上で娼妓補習学校設立の構想を正式に提示した。続いて 4 月 14 日には、警察局公益股の職員が楼主代表と協議し、具体的な開校の準備を進めた。初期の校舎は朝陽路の民家数軒を借用して設けられ、同月 28 日には社会局および教育局の合同報告で市政府の認可を得た⁷⁴。約 1 か月に及ぶ準備期間を経て、6 月 20 日、青島市初の女子補習学校である「朝陽路女子補習学校」が売春指定区域内で開校した。学生数は 92 名に達し、全員が統一の制服を着用、校長には教育局から派遣された孫紉秋が任命された。同年秋には、平康四里の楼主らが「通学距離の不便」を理由に、分校設置を請願し、市政府はこれを認可して第二校を開設し

⁷³ 青島市社会局『青島市社会局業務特刊：二十一年七月至十二月』第 4 編「公益行政」、1933 年、38—41 頁。

⁷⁴ 同上書、40 頁。

た⁷⁵。

娼妓向けの教育事業の展開に伴い、教育局と社会局は一連の関連規程を整備していった。1932年5月には「青島市平康里女子補習学校弁法」が公布され、翌1933年9月には「青島市平康里女子補習学校聘用賛助人弁法」が付則として発表された⁷⁶。続く同年10月14日には、「青島市市立平康里女子補習学校学生勤惰賞罰弁法」⁷⁷が公布され、学校教育を行政的に管理する制度的枠組みが整備されていった。こうした整備を背景に、娼妓補習学校は青島市内で次第に拡充され、1934年には5校にまで増加した⁷⁸。

1935年12月27日には、青島市小港区建設弁事処が報告書を提出し、同区の東海楼には三等娼妓百余名が集中しているにもかかわらず、「教育を受ける機会を欠く」として補習学校の増設を教育局に申請した。しかし当時、青島市の財政は逼迫しており、協議の結果、「暫定的に民衆学校第二班を代用」することが決定された⁷⁹。翌1936年3月13日には、四方路平康東里からも同様の申請があり、当該地域には一等妓楼十余戸、娼妓約百名が存在するものの、長期にわたり女子補習学校が設置されていなかったという。そこで業者代表の王子英と劉玉明が机椅を寄付し、教室を整備したうえで、教育局の認可を受け正式に開校した⁸⁰。結果として、1938年に国民党政府の青島統治が終結するまでに、市内には少なくとも7校前後の女子補習学校が設置され、主要な妓楼集住地域をほぼ網羅した。

これらの女子補習学校の設立経緯および学校の運営規定からわかるように、青島の女子補習学校は当初から「官民協働」の仕組みに基づいて運営されていた。政府は教育方針の策定や制度設計、教員派遣などの指導的役割を担ったが、実際の運営は業者の資金と協力を前提としていた。この構造は単なる暫定的な措置ではなく、制度上も明文化されていた。「青島市平康里女子補習学校弁法」によれば、机、教卓、黒板、鐘などの基本的設備は、各妓楼の楼主が自費で調達することが規定されており、学校維持の財源は業界内部の出資に大きく依存し、政府の負担はわずか一部の

⁷⁵ 同上書、38—41頁。

⁷⁶ 「青島市平康里女子補習学校弁法」「青島市平康里女子補習学校聘用賛助人弁法」前掲『民国史料叢刊続編』第137冊、186—187頁。

⁷⁷ 「青島市市立平康里女子補習学校学生勤惰賞罰弁法」前掲『民国史料叢刊続編』第137冊、187—188頁。

⁷⁸ 「青島市市立各女子補習学校1934年9月24日統計表」青島市档案馆、B0027-004-00196-0047。

⁷⁹ 「教局籌弁東海楼妓女学校」青島市档案馆、D000154-00022-0023。

⁸⁰ 「青島市政府指令第1970号」『青島市市政公報』第80期、1936年。

教育経費に限られていたのである。また、「平康里女子補習学校聘用賛助人弁法」の規定により、各売春指定地域の「総管事人」が学校の「スポンサー」に任命され、校舎の賃貸、日常の維持と管理、家賃や光熱費の支出、校役の雇用、娼妓への就学勧誘、識字状況の調査、賞罰の補助執行などの業務を担当させた。形式上は「スポンサーは学校の行政に関与せず」と規定されていたが、実際には彼らが運営上の重要な調整役として機能していたことは疑いない。このような「官民協働」の体制は、娼妓に対する教育と救済を民間の業者に大いに委ねるという仕組みでもあり、その結果、娼妓教育は表面的には公的事業として展開されたものの、その運営基盤は依然として売春業者の経済的支援と協力に大きく依存していた。つまり、売春業者が資金提供者であると同時に、施設運営の一部を担うという構造的特徴をもっていたため、開始の段階からすでに内在的な限界を抱えていたのである。国家の理念としては公的救済の実現を標榜しながらも、実際には民間業者の利害と交錯し、教育の自立性や継続性は常に不安定な基盤の上にあった。

教育内容の面において、女子補習学校は娼妓に基礎的知識と職業技能を習得させ、売春業からの転業を容易にし、自立更生を促す役割を担っていた。「青島市平康里女子補習学校弁法」によれば、各クラスの定員は30名から50名で、授業は1日2時間、学期は6か月と定められている。授業科目には党義、国語、千字課、算術、珠算、常識などの基礎科目のほか、裁縫、料理、音楽、体育が選択科目として設定されていた⁸¹。課程の構成を見ると、各科目には明確な教育の意図が込められていたことがわかる。国語、千字課、算術といった科目は、日常生活に直結する実用的な内容であり、学習者に基礎的な生活能力を身につけさせることを目的としていた。裁縫や料理などの技能教育は「職業訓練」と称されていたものの、実際には家庭内労働を想定した家政教育に近く、政府は娼妓にこうした「女性らしい技能」を修得させることを通じて、娼妓が転業後に家庭生活や女性の就業領域へ円滑に復帰できるよう導こうとしていたのである。なお、常識教育は、衛生、礼儀、公共秩序の遵守を通じて「文明的市民」としての行動様式を教え、党義教育は国家への忠誠と服従の意識を形成しようとするものであった。つまり、これらの科目は娼妓を単なる労働力としてではなく、「秩序ある国民」としてしつけるための政治的教育の一環であ

⁸¹ 前掲「青島市平康里女子補習学校弁法」。

ったといえる。このように、女子補習学校における教育は、娼妓個人の更生と生活支援を目的としながら、国家が望む社会的秩序とジェンダー秩序を再生産する装置として機能していた側面も持っている。

このような娼妓教育の特質は、とりわけ学校運営における厳格な規律管理のあり方において、より明確に表れている。女子補習学校では、学生に対して出席の管理から服装の規定に至るまで緻密な規律体系が整備された。「平康里女子補習学校学生勤惰賞罰弁法」によれば、学業成績と出席状況は評価基準として定められ、「1 か月皆勤者には口頭褒賞を与え、3 か月皆勤かつ成績優良者には賞品を授与し、一期皆勤者には賞状を授与する」とされた。他方、欠席者への処分について、「週に 3 日以上欠課者は訓戒、1 か月に 12 日以上欠課者は過失記録と楼主への警告、1 か月連続欠課者は一週間の営業停止を命ず」と規定されていた。ここから、青島市政府が女子補習学校を設立した目的は、単に娼妓に知識を習得させて廃業させることにとどまらず、彼女たちの行動を再構築し、警察による取り締まりの対象から教育を受けて規範を内面化された女性へと転換させることにあったことがわかる。さらに注目すべきは、欠席者に対する「営業停止」という処分の性格である。授業規律の違反は、単なる学業上の不正や怠慢としてではなく、その処分は直接的に娼妓の営業資格に影響を及ぼした。このように、女子補習学校が単なる娼妓の知識の習得や生活改善を目的とする教育機関ではなく、学校における娼妓の出席や行動の記録が、警察が売春の取り締まりを行う際の判断材料として用いられていたのである。このような制度設計により、娼妓に対する教育と売春統制は密接に結びつけられ、女子補習学校は売春統制の一端を担い、従来の取締制度をより穏やかな形に再構成していた。

一方、女子補習学校では学生の出席や勤惰の管理に加え、服装や身だしなみに関しても厳格な規定が設けられていた。1932 年 10 月、風俗改良委員会第七回会議において、社会局と教育局は共同で「学生は在学中、必ず制服を着用すべし。制服を着たまま接客した者は厳罰に処す」とする通達を出した⁸²。この規定は一見すると学校の品位を保つための措置のように見えるが、実際には国家が制服を通じて、売春に従事する女性をいかに管理し、教化しようとしたかを示すものであった。つまり、

⁸² 「青島市政府指令第 7407 号」『青島市市政公報』第 39～41 期、1934 年。

制服は、娼妓が「在校中の学習状態」と「営業中の労働状態」とを明確に区分する象徴的な境界として機能したのである。制服を着ることは、娼妓が国家によって売春の状態から切り離され、「文化的で規律ある新しい女性」として再構成されることを意味していた。しかし、娼妓が制服を着たまま接客する行為は、その象徴秩序を破り、国家が意図した娼妓に対する管理と教化を無効化するものであった。したがって、国家は、娼妓が制服を着用するかどうかという明確な境界を設置することで、こうした「教化された女性像」を維持し、自らの統治の正当性と近代的国家としての管理と教化の能力を示そうとした。

国家の理念的な構想とは裏腹に、実際の教育現場は必ずしも国家の期待どおりには機能しなかった。1935 年 11 月 26 日に教育局が実施した女子補習学校への巡察記録によれば、女子補習学校は開設から数年を経るうちに、明らかに出席率の低下と授業維持の困難に直面していた。「各校における学生の出席人数は日々減少している」と記されたため、教育局が職員を派遣して各妓楼に視察と訓話を行い、欠席の原因を調査した。調査の結果、主な理由は 2 点にまとめられる。第一に、娼妓が頻繁に住居や営業場所を移動するため、継続的に通学することが困難であったこと。第二に、妓楼の楼主が娼妓の外出を制限し、授業への出席を妨げていたことである。これを受け、市政府は校長に対して楼主を召集し、「今後、学生の入学を妨げてはならない」と命じ、さらに転居した学生については「速やかに新入生を補充せよ」と通達した⁸³。この報告は、女子補習学校が現実の運営において抱えていた限界を明らかにしている。まず、学校の運営と財政の面から見ると、娼妓教育の学校は、実際には業者の出資と協力に大きく依存していた。政府の関与は形式的なものであり、公共事業として「娼妓の救済と教育」を行うことは事実上できていなかった。国家は実質的な監督権を持たず、「楼主は学生の入学を妨げてはならない」との命令も、強制力を欠いたまま形骸化していた。次に、教育内容に目を向けると、女子補習学校の目的は娼妓当事者の生活上の困難や自立的な要望に応えることではなく、国家が理想とする女性像を体現させることにあった。授業内容は国語、常識、党義といった道徳的で象徴的な教化科目に重点が置かれ、裁縫や料理などの技能教育も、実際には家庭内労働を前提とした家政教育の性格が強かった。このような教育は、「勤勉

⁸³ 「教育局派員視察各女子補習学校」青島市档案馆、D000125-00032-0003。

で、秩序を守り、従順な新しい女性」という国家が期待する女性の育成を目指し、娼妓の生計や社会的排除といった根本的な問題には一切踏み込んでいなかったと言える。娼妓たちにとって、学校に通うことは収入の増加や社会的地位の向上にはつながらず、国家が掲げた「救済」や「更生」も、現実には娼妓の売春業からの脱出を支える制度的保障を欠いていた。

したがって、女子補習学校の存在は、売春業の構造を解体するものではなく、「廃娼」が依然として困難な状況の中で、国家が社会に対して自らの自らの統治の正当性と近代的な姿勢を示すための象徴的な装置として機能していたにすぎなかった。つまり、政府は女子補習学校の設立を通じて、いわゆる「後進性」を象徴する存在とみなされた娼妓を教化、改造しつつある姿を社会に示そうとしたのである。こうした娼妓教育は、結果として売春統制を補完する機能を果たしたともいえる。すなわち、娼妓教育は売春業を全面的に廃止することではなく、国家の管理下で一定の秩序を付与しつつ、国家が売春問題の解決に取り組んでいるという印象を社会に示すための手段として機能したのである。

第五章：第二次日本占領期における傀儡政権下の売春統制

第一節：日本の再占領と青島における傀儡政権の確立

1937年7月7日、盧溝橋事件の勃発を契機に、日本は全面的な対中戦争に踏み切り、数か月のうちに華北地域の主要都市を次々と占領下に置いた。しかし日本は、広大な中国本土を恒常的に直接統治する構想をもともと持っていたわけではない。占領初期に軍政が敷かれ、行政、警察、治安維持を日本軍が直接掌握したものの、これはあくまで軍事占領の便宜的措置であり、長期的支配の基本方針ではなかった。日本の占領政策の中心にあったのは、華北における政治秩序を再編し、中国人による名目的自治を掲げつつ、日本軍が背後から実質的支配を行う間接統治を確立することであった。そのため北洋政府系の旧官僚や地方の名望家を動員し、彼らを表面上の統治主体として傀儡政権を組織し、日本側の指導と監督のもとで占領地の統治を進めていった。

1937年12月14日に、北京では「日華提携」を掲げる「中華民国臨時政府（以下「臨時政府」と呼ぶ）」が成立した。臨時政府は形式上は「中国人による中国統治」を標榜したものの、実際には日本軍部の「内面指導」を全面的に依存しており、政策立案、人事、治安、経済運営の要所には日本側の顧問が常駐し、占領地の行政を行っていた。1940年3月、日本の扶植で、南京で汪兆銘を主席とする中華民国国民政府が成立した¹。日本は汪兆銘政権を「中国の正統政府」として承認し、北京の臨時政府は形式上これに「合流」する形で、華北政務委員会として再編された。しかし実態としては、華北地域の軍事、政治、経済の主導権は依然として日本側によって掌握され、華北政務委員会は名義上の「自治政府」に過ぎなかった。

他方、地方レベルにおいても、占領初期に「治安維持会」と呼ばれる臨時的な傀儡組織が中国各地で設立された。1937年から1938年初頭にかけて、北京、天津、濟南など華北の主要都市に治安維持会は相次いで設立された。治安維持会の主な任務は抗日活動の鎮圧及び占領地域の治安維持、住民管理であった。しかしこれらの治安維持会の背後では、日本の特務機関や憲兵隊から派遣された日本人顧問が実権を把握しており、政策制定、情報収集、人事などを指導するという典型的な間接支配

¹ 本章で言及する「南京国民政府」とは、1940年に汪兆銘を首班として日本の支援のもとに樹立された傀儡政権を指す。第四章で扱った、蒋介石が主導した国民政府（後に重慶へ移転）とは全く別の政権であり、両者は同時期に対立関係にあった点に注意されたい。

の構造が形成されていた。占領地の情勢が次第に安定するにつれて、日本側がより長期的な統治体制の構築を目指すようになると、治安維持会のような暫定組織は段階的に解散・吸収され、各地ではより制度化された市政機構が整備され、警察機構の再編、自治委員会・市公署の設置などが進まれた。しかし、その背後にある日本側の影響力は依然として強固であり、これらの制度はあくまで日本の占領政策を円滑に遂行するための装置として機能していた。

もっとも、傀儡政権の背後に「日本」が存在したといっても、それは単一の日本側機関による一元的支配を意味するものではなかった。華北占領地の統治には、陸軍、海軍、憲兵隊、特務機関、外務省など複数の日本側組織がそれぞれ異なる権限と目的をもって関与していた。1938 年末には、対中国政策を統一するための最高機関の興亜院が設立され、以後は同院もまた華北統治の枠組みに加わるようになった。しかし、これによって日本側の統治方針が完全に一元化されたわけではなく、各機関は依然として相互に異なる方針や利害を抱えており、占領行政は常に多頭的で不均一な性格を帯びていた。こうした状況の下で、傀儡政権は実際に複数の日本側機関から重層的な指導と干渉を受ける存在であった。

青島の場合では、1938 年 1 月 10 日に、日本が青島を再占領し、華北地域で一貫して採用された中国人の傀儡政権による現地統治の方針を青島に導入した。同年 1 月 17 日、日本軍は膠澳商埠局の督弁を務めた趙琪ら北洋政府時代の旧官僚層を基盤として「青島治安維持会」を発足させた。青島治安維持会は主に秘書処、総務部、警察部で構成された。その組織体制は簡素であったものの、占領初期においては社会秩序の維持、物資の配給、民衆の懐柔など、占領地行政の基盤的機能を担う役割を果たした。「青島治安維持会簡章」には、「最良の効果を収めるために（日本人）顧問を置く」²と記されており、特に警察制度に関しては、日本の憲兵隊が「優秀な下級軍官を選抜し、警察部の各分局を監督・指導する」³と定められていた。つまり、青島治安維持会の主要部門は、形式的には中国人官僚によって構成されていたものの、実際には日本人顧問が警察、人事、財政などの行政分野において主要な権限を掌握していたのである。

やがて青島の情勢の安定に伴い、日本はより本格的な行政機構の整備を進めた。

² 青島治安維持会『青島治安維持会行政紀要彙編』、1939 年。

³ 「警察部日指揮官分駐各分局」『青島新民報』1938 年 3 月 30 日。

1939 年 1 月 10 日には、「青島特別市公署」が正式に設立され、その下に総務局、社会局、警察局、財政局、教育局、建設局、衛生局などの部局が設置された。これにより、組織構造は一層体系的で専門的となり、行政機能の分化も明確化した。しかしながら、その性格は依然として日本の傀儡政権にほかならず、むしろ日本との従属関係はいっそう明確化していった。1939 年 3 月 25 日に、在青島日本総領事館と青島特別市公署の間で「青島特別市に関する覚書」が締結された。この覚書では、「市長ニ提出セラルベキ一切ノ重要文書ハ顧問ヲ經由シ市長ハ重要事項ニ付決裁前豫メ顧問ト協議ス」⁴と定められ、さらに日本海軍少将柴田弥一郎が青島特別市公署の顧問に任命された。こうした規定は、行政上の最終決定権が日本側にあることを制度的に明確化するものであった。その後、1943 年 11 月 13 日に、華北政務委員会の組織条例に基づき、青島特別市公署が「青島特別市政府」へと改編された。

名目上、青島治安維持会、青島特別市公署、そして青島特別市政府といった行政機関は前後して青島における最高行政機関として、臨時政府（のちの華北政務委員会）に隷属する下級機関と位置付けられていた。しかし、実質的には、臨時政府による直接的な統治は極めて限定的であり、青島の行政運営に決定的な影響を及ぼしたのは、むしろ青島現地に駐在する日本側諸機関であった。つまり、青島において、各種の政策決定は日本側の意向に基づいて進められ、地方行政は形式的な自治を保ちながら、実質的には日本側の占領意図を実施するための装置として働いていた。同時に、青島には日本側の機関も数多く存在していた。在青島日本総領事館、陸軍部隊、海軍部隊など、複数の日本側の機関がそれぞれ独自の権限と役割をもって並存していた。一方、1939 年 3 月 15 日には、興亜院が青島に「華北連絡部青島出張所」を設置し、これが青島に駐在する日本側諸機関を調整・統括する機関として機能していた。1943 年以降、興亜院が「大東亜省中国事務局」へと改組されると、青島出張所は青島総領事館に統合された。青島総領事館は「日本大東亜省青島総領事館」と改称され、引き続き青島の統治を担った⁵。しかし、これら日本側諸機関は相互に牽制し合い、権限の重複や摩擦が随所に存在していた。そして青島の行政機関は、まさにこうした日本側の指導のもとで運営され、外見上の自治を装いつつ

⁴ 「青島特別市に関する協定」アジア歴史資料センター、B13090928200。

⁵ 郭琤「青島日本人居留民社会の形成と展開 1914～1945 年——帝国主義下の社会変容と対外関係の分析を中心に」早稲田大学大学院博士論文、2020 年。

も、実際には日本の占領統治の延長線上に位置する傀儡政権であったと言える。青島における売春統制の展開もまた、このような日本主導の植民地的行政枠組みの中で理解されるべきであり、その制度的特徴や運用実態は、日本の植民地統治の一環としての社会統制政策の延長上に位置づけられるのである。

第二節：社会・経済統制下の青島における売春統制の再編

1、日本式の妓楼組合の導入

1938年5月、青島治安維持会警察部は「青島治安維持会警察部娼妓の検査及取締規則」⁶を公布し、これが第二次日本占領期の青島における売春統制の正式な始動を意味した。この時期の青島が実質的に日本の支配下にあったにもかかわらず、同規則が対象としたのは中国人娼妓に限られ、日本人および朝鮮人娼妓は含まれていなかった。日本人および朝鮮人娼妓は、中国側行政の管轄下には置かれず、依然として在青島日本総領事館を中心とする日本側機関によって管理された。

この時期の青島における売春統制は、形式上は中国人政権によって実施されたものであったが、その背後には一貫して日本の占領政策上の意図と統治理念が反映されていた。したがって、この時期の青島治安維持会警察部によって行われた売春統制を理解するためには、まず日本占領下の傀儡政権がいかなる統治意図をもって管理措置を整えつつあったのかを確認する必要がある。

日本軍による華北占領の進行に伴い、各占領地域では交通の断絶、物資不足、物価高騰、失業の増大など深刻な社会と経済の混乱が生じていた。日本側にとって、こうした不安定な状況は軍事行動の継続と占領支配の維持を直接揺るがす要因であり、華北の占領地を軍事行動の後方拠点として維持するためには、経済秩序の速やかな回復と社会の動きを把握し得る統制体系の構築が不可欠であった。つまり、華北占領地では、軍事目的を支えるために経済と社会を包括的に管理する枠組みが必然的に求められていたのである。また、日本は、「日満支経済ブロック」の形成を構想しており、華北地域をその補完的な供給圏として位置づけていた。すなわち、鉄鉱石、石炭、食糧などの戦略物資を安定的に確保し、満洲国および日本本土の軍需体系に連結させるためには、華北の経済を占領政権の統制下に組み込み、物資の流通、価格、生産を管理する必要があった。こうした経済ブロック構想は、華北占領

⁶ 「青島治安維持会警察部検査及取締娼妓規則」 青島档案館、A0018-001-00542-0104。

地における統制経済の導入を一層後押しし、経済活動の管理と社会の把握を不可欠のものとしたのである⁷。一方、日本本土ではすでに戦時の経済統制が進行し、産業組合を通じた経済管理の手法が確立していたため、これを占領地に移植することは日本側にとって最も効率的で実行可能な統治方式であった⁸。

こうした状況の下、日本は華北地域を占領した後、各地において経済秩序の統制と社会支配の強化を急速に進めるために、各業界の同業公会を導入した。臨時政府は1938年に「商工業同業公会法草案」を公布し、「同一区域内で各種の正当な商工業を営む者は、本法に基づき同業公会を設立することができる」と規定した⁹。

近代中国における同業公会は、本来、同業者が自発的に結成し、同業者間の公共利益を維持、増進し、営業上の弊害を防止することを目的とする団体であった。しかし、日本の占領下において設立された同業公会は、表面的には自治的組織の形をとりながらも、実際には政府が経済活動を掌握、統制するための装置として再編成されたものであった。そのため、各同業公会は行政当局の指導監督を受け、業者の調整を通じて、政権による各業種の経済統制を代行する行政補助機関としての性格を有していた。青島においても、この方針に沿って市内の商工業管理が強化され、複数の同業公会が設立された。1938年5月23日、治安維持会の認可を受けて「青島妓楼組合」¹⁰が設立され、青島における中国人売春業者による最初の同業公会として機能したのである。

それ以前の時期には、中国人経営者の間には統一的な業界団体が存在せず、各妓楼が個別経営の形態をとっていた。それと対照的に、日本の本土ではすでに料理屋、待合、芸妓屋の経営者によって構成される「三業組合」制度が長期にわたり施行されており、第一次青島占領期（1914～1922年）にも、青島軍政署のもとで日本人業者を対象とする三業組合が設立されていた¹¹。1938年に設立された青島妓楼組合は、明らかに日本式の三業組合を直接的に模倣したものであり、名称においても中国語の「公会」ではなく、日本語の「組合」という日本式の呼称が踏襲されている。

⁷ 庄維民・劉大可『日本工商資本与近代山東』社会科学文献出版社、2005年、459—476頁。

⁸ 渡辺達朗・山崎万緋「戦前・戦時下における組合制度の変遷と政策目的——出版・書籍流通と東京の古書籍商の事例を中心に」『専修ビジネス・レビュー』20期1号、2025年。

⁹ 趙秀寧「抗日戦争時期的青島特別市偽政權（1938.1～1945.8）」北京大学大学院博士論文、2018年。

¹⁰ 「關於印發青島市妓楼組合規程的訓令」青島檔案館、A0018-002-00005-0040。

¹¹ 詳しくは第二章を参照。

妓楼組合の職能は「官庁の指導を承け、規程を尊重して各組合員の営業を図り、また官庁の命令を伝達し、娼妓の免許証の発給と取消、及びその他の娼妓に関する事務を処理すること」と定められていた。また、妓楼組合の中核的な機能の一つは、娼妓の情報の把握と管理であり、娼妓の氏名、前借金の状況、入店時期、所属の妓楼、周旋者名などの情報が一括して妓楼組合に登録され、その内容は官庁へ報告することが義務づけられていた¹²。これらの規定から明らかなように、妓楼組合は単なる業者間の連絡、調整機関ではなく、行政の末端機構として機能していた。すなわち、占領当局は公的機関による直接的な売春統制に加え、業界団体を通じて行政的支配を実施する体制を整えたのであり、妓楼組合はその枠組みの中で、行政機関の売春統制を補完する役割を担う組織として位置づけられたのである。

最も重要なのは、妓楼組合が妓楼と娼妓との間の労使関係を自らの管理下に置いたことである。まず、妓楼の経営者と娼妓との間で結ばれる労働契約および前借金の手続きは、妓楼組合の認可印を受けなければ効力を有しないと定められていた。これは、従来は個々の娼妓と楼主の間で私的に結ばれていた契約関係が、妓楼組合という行政補助組織による監督体系の中に制度的に組み込まれ、業界内部の関係が公的統制の対象となる措置であった。そしてこの措置は、警察機関のサポートを得て具体的に運用された。たとえば、警察部海西分局は、1938年11月に楼主と娼妓あわせて170余名を召集して懇談会を開き、その場で両者の間に必ず「収支明細簿」を作成するよう指示した。この「収支明細簿」は、従来の私的な借貸契約に代わる公式の記録簿として位置づけられ、その記載内容は妓楼組合および警察の管理下に置かれたのである¹³。このようにして、契約締結や借金管理、収入計算といった業内の基本的関係が、官庁と妓楼組合という行政補助機関に制度化されていったのである。言い換えれば、売春関係の「私的領域」が国家の管理下に移行し、これまでの慣行的な取り決めが公的統制の対象として再編されたのである。

さらに、妓楼組合は娼妓に対し、前借金を完済しない限り、売春業界からの離脱を認めないと規定した¹⁴。この規定は娼妓の移動を制限し、労働力の流出を防ぐ機能を果たした点で、国民政府統治期の売春統制と明確に異なる。国民政府統治期にお

¹² 前掲「關於印發青島市妓楼組合規程的訓令」。

¹³ 「海西分局召昇平里妓女班主等 昨開懇談會 參加者一百七十餘人」『青島新民報』1938年11月6日。

¹⁴ 前掲「關於印發青島市妓楼組合規程的訓令」。

いて、娼妓は救済施設である「済良所」に入所すれば、たとえ未払いの前借金が残っていても、売春業から離脱し更生することが可能であった。それとは対照的に、妓楼組合のこの規定は、娼妓個人の意志による退出をほぼ不可能とし、前借金制度を娼妓拘束の装置として利用し続けたのである。この規定は単に妓楼側の利益を保護するものではなく、占領当局にとっても重要な意味を持っていた。占領地の売春業は、治安維持、性病検査などと密接に結びついていたため、娼妓を安定的に掌握し、流動化を防ぐことが統治上の優先課題となっていた。妓楼組合による前借金管理は、そのための人的資源管理の装置として機能し、娼妓を売春業に組織的に固定化することで、占領政権にとって都合のよい「管理可能な性労働人口」を維持する仕組みであったと言える。

総じていえば、日本占領下の青島における妓楼組合は、表面的には業者間の連絡や調整を行う民間の同業組合の体裁をとりながらも、実際には占領当局の統治方針に基づいて設立された半官半民の売春統制機関であった。娼妓の身分、前借金、契約内容などの基本情報を一括して把握し、本来は私的な領域に属していた娼妓と楼主の関係を官庁と組合の監督体系に組み込むことで、売春業に対する行政的管理の強度と範囲は飛躍的に拡張された。さらに、青島妓楼組合はその制度設計の多くを日本本土の「三業組合」に直接依拠し、その枠組みを占領地に移植した点に特徴がある。これは、日本式の売春統制を参照しつつ、売春業をより統制しやすい形に再編しようとする占領当局の意図を端的に示すものであった。このように、青島妓楼組合の設立は、売春業を占領地行政の統制体系に組み込み、娼妓を組織的に把握、統制する制度的基盤を整えるものであった。それは、日本式の統制手法を占領地に導入し、社会統制を強化するという占領政策の一環として位置づけられたことを明確に示している。

2、売春統制の強化

日本の第二次青島占領期における売春統制の強化は、日本式の妓楼組合を導入して官庁による売春統制を補助するだけでなく、娼妓に対する性病検査の徹底化や日常生活への統制などにも表れた。

まず、日本占領下の青島では、娼妓に対する定期的な身体検査の義務化に加え、その検査結果に基づく営業可否の判断、さらに娼妓の健康状況に関する統計資料の

作成といった作業が徹底された。1938年に施行された「青島治安維持会警察部検査及取締娼妓規則」により、登録された娼妓は婦人検査所において定期的に身体検査を受けることを義務づけられ、その結果に応じて健康証明書に「健康」「治療」「休養」と分類された印章が押され、営業継続の可否が決定された。さらに、警察局付属の婦人検査所は、「警察診療所娼妓検査成績統計表」や「娼妓検査の疾患別統計表」などを常に作成し、娼妓の人数、疾病別分類、国籍別分布、感染率の推移などを詳細に記録した¹⁵。そして、1938年6月以降には、『青島新民報』において性病検査の結果や感染率の変動などの分析がほぼ毎月掲載され、当局の性病管理が形式的なものではなく、厳格的かつ継続的な管理措置であったことを明確に示している¹⁶。1940年2月から、警察機関の主導のもと日本の医療機関である同仁会が市内のすべての娼妓を対象に、梅毒検査を中心とする血液検査を数回にわたり実施した¹⁷。この血液検査は青島において初めて中国人娼妓を対象として行われたものであった点でも注目される¹⁸。つまり、日本占領下の青島における娼妓に対する衛生管理は、従来の中国政権期の取り締まりよりもはるかに制度化され、統制の実効性が強化されていた。これは国民政府統治期の性病検査が、検査頻度が不規則で、統計作成や追跡調査もほとんど行われず、むしろ政府による「廢娼」政策を宣伝する象徴的措置にとどまっていたのとは対照的である¹⁹。

一方、日本側が自国の医療機関を通じて中国人娼妓に対する身体検査を行ったという事実そのものが、売春統制が形式上は「中国人政権の名義による行政的管理」であったとしても、実際には日本側が中国人娼妓の性病検査を積極的かつ直接的に介入しようとしていたことを示している。性病検査の実施を日本の医療機関に委ねることで、検査の精度や完備性などが確保され、制度の実効性を最大限に高めることができるという考えが日本側にあったことが示唆されている。ここから明らかになるのは、中国人娼妓に対する売春統制は、表面上は占領下青島の中国側行政機構が市内の都市管理の一環として行っているように見えながらも、その背後には日本

¹⁵ 「検査娼妓疾患別統計表」青島档案馆、B0018-001-00591-0120。「警察診療所 1939 年度検査娼妓成績統計表」青島档案馆、A0018-001-00764-0069。

¹⁶ 「妓女驗血第一批驗畢」『青島新民報』1940 年 3 月 12 日。「検査娼妓八月分統計完竣」『青島新民報』1941 年 7 月 7 日。

¹⁷ 「平康妓女將實施梅毒大檢驗 定今春二月間開始」『青島新民報』1940 年 1 月 20 日。

¹⁸ 「検査妓女血液 提取血清送同仁会化驗 本月一日起已開始實行」『青島新民報』1940 年 3 月 4 日。

¹⁹ 詳しくは第四章を参照。

側の明確な軍事的、政治的意図が存在していたということである。

実際に、第二次日本占領期の青島において、中国人経営の妓楼を利用していたのは中国人だけではなく、日本人も相当数に上っていた。1940年3月20日付『青島新民報』の報道によれば、当時の中国人妓楼の顧客のうち約3割が日本人であったという²⁰。さらに重要なのは、第六章で述べるように、日本軍人が中国人娼妓を利用し、中国人妓楼に出入りしていたということである。例えば、青島市内の宝山路15号には日本陸軍の「陸軍クラブ」が設置され、そこには市内の娼妓が順繰りに送り込まれ、周辺の日本軍を「慰労」したことが確認されている²¹。青島の港で、日本の軍用船上においても、日本人、朝鮮人娼妓に加えて、「チャンピー」と呼ばれた中国人娼妓が同様に売春していた事例が見られる²²。さらに、青島市政府は日本軍の中国人妓楼の利用を前提に、徴税面において特別な優待措置を設けていた²³。したがって、中国人娼妓の身体は、単に青島の傀儡政権が扱う都市行政上の衛生問題にとどまらず、青島における日本人居留民社会の衛生と生活秩序の維持、さらには日本軍の戦闘力にも直結していたことがわかる。それゆえ、中国人娼妓に対する性病検査の強化は、占領統治秩序を維持するための行政的統制手段であると同時に、娼妓を日本軍にとって戦時下の「性的資源」として利用し、動員することが可能な存在にした。売春統制は都市管理の枠を超え、軍需管理の一環としても機能していたと言える。

娼妓に対する性病検査の強化と並行し、彼女たちの活動を時間的にも空間的にも身分的にも細かく制限することで、売春行為を全面的に政府の監督下に置いた。1938年6月以降、警察部は「下級の娼妓は午前零時以降、客を留め置くことを禁ず」²⁴と厳命し、夜間の売春行為を厳しく制限した。とりわけ河北路升平里の一带は、小港に近接しており、夜間になると船夫や外地商人が集まり、治安の混乱が頻発していたことから、この地域に対する取締が重点的に行われた。こうした規制は、その後さらに段階的に強化されていった。1939年になると、娼妓が客を宿泊させる場合

²⁰ 「糧価飛漲声中 妓楼畸形熱鬧」『青島新民報』1940年3月20日。

²¹ 林伯耀「天津の日本軍「慰安婦」供出システム——偽「天津特別市政府」警察局の公文資料から」『女性・戦争・人権』2号、1999年、109頁。

²² 1992 京都「おしえてください！『慰安婦』情報電話」報告集編集委員会編『性と侵略——「軍隊慰安所」84ヶ所元日本兵らの証言』社会評論社、1993年。

²³ 「關於餐館、妓館一律照章納稅的布告」青島檔案館、B0034-002-00221-0115。

²⁴ 「下級娼妓晚12点後不准留客人」『青島新民報』1938年6月11日。

には、楼主は警察局への届け出を義務づけられ、違反すれば処罰を受ける。例えば、平康六里のある妓楼では「私的に客を宿泊させた」ことが発覚し、警察局第四分局によって楼主が処分を受けた²⁵。このような規定によって、売春行為の発生時間と活動範囲は政府によって管理され、娼妓の行動が常に警察の監視下に置かれるようになった。

一方、公認売春の枠外で行われる私娼行為に対しても、警察局はきわめて厳格な取締りを実施するようになった。1939年12月21日、警察局は数多くの娼妓が自らを「清妓」——すなわち芸を売が身を売らないと称する娼妓（日本の「芸妓」に相当する）——と名乗り、売春税の納付や性病検査の義務を回避していることを指摘した²⁶。これに対し、警察局は、「清妓」の存在を事実上の私娼行為とみなし、翌年1月からは清妓の身分登録を義務化する方針を『青島新民報』に布告した²⁷。この措置によって、名目上は非売春である芸妓的活動も政府の管理下に取り込まれ、売春行為とかかわる周辺的な領域までが統制の対象となった。さらに、警察部は、「暗娼を禁止し、隠れた危険を除去し、健康を保護すべし。一旦発覚すれば厳罰に処す」との通達を出し、旅館、カフェ、ホテル、ダンスホールなどの女給やダンサーを「私娼行為を行う」者として常に厳しく取り締まった²⁸。1939年6月4日に実施された「全市大検査」では、警察局と日本憲兵隊が合同で妓楼、ダンスホール、旅館を抜き打ち検査し、数多くの私娼と窃盗犯を検挙した。この全市大検査では、通常の案件は警察局が処理し、事態が深刻な事例については日本憲兵隊の管轄に移されていた²⁹。ここから、政府は、売春統制の枠内に取り組みまれた娼妓を詳細に把握しつつ、その枠外に位置づけられる私娼を「危険な者」と見なし、徹底した排除と摘発を行っていたことが明らかである。売春業界全体が「管理すべき対象」と「排除すべき対象」に明確に峻別され、それによって統制秩序はいっそう強固なものとなった。

一方、とりわけ注目すべきなのは、なぜこの全市大検査で、日本憲兵隊が私娼や窃盗犯の摘発に関与したのかという点である。この背景には、一方では占領下青島において中国人娼妓を利用する日本軍人を含む在留日本人の需要が増大しつつあり、

²⁵ 「平康六里妓女留客不報 班主被處罰」『青島新民報』1939年7月12日。

²⁶ 「平康清妓名冊呈報警察局 派員抽查是否相符」『青島新民報』1940年3月。

²⁷ 「妓女不納捐 嚴加取締 明年一月開始 清妓一律登記」『青島新民報』1939年12月21日。

²⁸ 「警察部通令嚴厲查禁暗娼 杜絕隱患保護健康 一經查獲決定嚴弁」『青島新民報』1938年8月11日。

²⁹ 「憲警連合大検査捕獲暗娼窃犯 關係重者帶憲兵隊訊問」『青島新民報』1939年6月4日。

かつ性病蔓延の防止は直接的に日本軍の戦闘力維持に結びついていたことが挙げられる。他方で、日本の占領地統治において、私娼の取り締まりを含む治安維持は単なる都市行政上の警察業務ではなく、軍隊の安全保障、戦時経済の維持、情報統制を含む軍政上の領域と位置づけられていたことが挙げられる。とりわけ私娼は、性病の感染源として日本軍の戦闘力を脅かす存在であると同時に、抗日勢力との接触や諜報活動の温床になり得る危険性を常に孕んでいると判断されていた³⁰。そのため、こうした領域は都市風紀の問題として捉え、行政上の都市管理のみで対処するのではなく、占領地統治の安全保障にかかわる軍事的問題としても捉えたうえで、日本憲兵隊が介入すべき対象として扱われるに至ったと考えられる。

総じてみれば、日本の第二次青島占領期における売春統制は、単に中国側政権期の制度を引き継いで再編する、あるいは新政権の下で行政管理の措置として改めて整備するといった次元にとどまるものではなかった。妓楼組合の設立、性病検査の徹底、行動規制の強化、公娼制度の外側に位置づけられる私娼の排除などの一連の措置は、戦時下の占領地で治安維持、軍需管理、社会統制が絡み合い、一体化していく過程を端的に示す事例であり、そこには戦時体制下の占領統治の特徴が凝縮されていた。特に、日本軍人による中国人娼妓の需要の存在は、売春統制を都市管理の範囲を超えた軍事的課題へと押し上げ、娼妓の身体を日本軍の戦時体制と結びつけた管理対象へと変質させていった。特に注目すべきのは、日本軍による中国人が経営している妓楼の利用を優遇する制度が設けられたことである。1944年3月には「料理店・妓館は一律納税の件」という布告に基づいて「遊興附加税」が新設され、遊客に対する課税が強化された。同年の布告では、「軍服を着用する盟国軍人（すなわち日本軍）を除き、その他の文武官民や第三人に至るまで、すべて納税義務を負う」と明記されている。この措置は、青島の売春税の徴収が露骨な差別性を帯びていたことを示している。支配者たる日本軍人に特権を付与し、被支配者である現地住民や他国人への経済的収奪を強化する一方で、戦時体制における軍事目

³⁰ 売春女性の活動は、しばしば諜報活動と結びつくことがあった。たとえばドイツ統治期の青島では、日本政府が現地の日本人社会を利用してドイツ側の軍事情報を収集していたことが知られており、その詳細については単荷君「ドイツ統治下の青島における日本人の進出（1897～1914）」（『総研大文化科学研究』14号、2018年）を参照。また、日本敗戦後の国民政府統治期においても同様の例が見られ、日本人と長泉寺のダンサーが諜報活動に従事する可能性があると、国民政府によって禁止された事例が存在する。「青島市警察局關於取締日韓籍舞女并將弁理情形具報的訓令」青島市档案館、A0019-003-00143-0055。「嚴防間諜 警局取締日韓舞女」『青島公報』1946年3月1日。「嚴防納粹間諜活動 美軍当局禁止軍人与敵為友 市府訓令警局取締日韓舞女」『民言報』1946年3月2日。

標の優先を明確に位置づけていたのである³¹。したがって、青島の売春統制は表向きには中国側行政機構による都市管理として成立していたものの、その本質には日本側の軍事的、社会的秩序を支える植民地的統制システムとしての機能があったと言える。

第三節：国家の協力者として再編される娼妓

1、娼妓の文化・思想統制と政治動員

日本占領下の青島において、娼妓の身体と営業行為を管理する売春統制の強化と並行して、彼女たちを言語、礼儀作法、思想の面においても占領統治の枠組みに従わせようとする動きがみられた。すなわち娼妓は、一方では性病検査や行動規制の対象として厳密に把握される「管理すべき対象」であると同時に、他方では日本人客や日本軍人に対して従順かつ協力的に振る舞うことが期待され、日本側が掲げる親日的な政治観や「東亜新秩序」のイデオロギーに、言語、行動、認識の各面で適応することを求められる存在として位置づけられていたのである。

その具体的手段として最も顕著なのが、娼妓向けの女子補習学校における教育である。第四章で述べたように、女子補習学校はもともと国民政府統治時に設立された社会事業的教育機関であり、娼妓に基礎知識と生活技能を教授し、将来的には売春業からの離脱と「更生」を促すことを目的としていた。日本の再占領後、女子補習学校は一時的に閉鎖されたが、1938年7月に青島治安維持会の下で再開された。校舎は平康東里、五里、二里、三里の4か所に設けられ、各校で約30名の生徒定員が定められた³²。

再開後の女子補習学校のカリキュラムは、国語、常識、修身、算術などの基礎科目に加え、裁縫、料理といった生活技能教育が含まれていた点では、国民政府統治期の構成を一定程度引き継いでいた。しかし、その授業内容は単なる国民政府統治期の「復旧」ではなく、日本の占領統治の方針に基づいて再編されたものであった。とりわけ象徴的なのは、国民政府期において教授されていた「三民主義」の思想教育は完全に削除され、その代わりに「日本語教育」が新たに導入されたことである。日本人顧問の宇野および維持会教育科長の陳氏が女子補習学校を視察した際に、「日中親善の観点から日本語を必修科目とすべきである」と強調しており、日本

³¹ 前掲「關於餐館、妓館一律照章納稅的布告」。

³² 「妓女学校今日開学 明日正式上課」『青島新民報』1938年7月5日。

語教育の導入方針を裏付けていた。このように日本語教育の導入は、娼妓が日本人客を接待する場面が増加したことへの実務的対応として説明することができる。さらに、日本語教育が占領地における日本の文化的、思想的支配を深層にまで浸透させることを目的としていた点も重要である。

実際、日本の再占領下に置かれた青島では、小学校から中学校に至るまで、日本語教科書が配布され、日本語教員が配置されるなど、学校教育の場で日本語教育が急速に普及していった³³。これは臨時政府の文教政策の方針に沿うものであり、同政府は1938年3月、新教育の指導主旨として「一、党化抗日教育の絶滅」「二、親日満思想の徹底」「三、防共精神の普及」「四、新民主主義の養成」の四大原則を掲げた³⁴。また、臨時政府は日本語教育に関して、「言語ヲ通ジテ我国ニ対スル親和ノ情ヲ醸成スルト共ニ日本精神及日本ノ国情ヲ理解認識セシメ以テ東亜新秩序ニ協力スルノ根基ヲ培ヒ東方文化ノ発展振興ニ資セシメ日本語ヲシテ東亜新秩序建設ニ必須ナル言語タラシムコト」³⁵ことを目的としていた。この観点からすれば、女子補習学校における日本語教育の導入は、単なる娼妓が接客上の便宜を図る実務的な語学教育ではなく、占領統治の理念に沿って娼妓の行動様式や価値観に一定の方向性を与えようとする取り組みでもあり、占領地における文化的、思想的統制の一環として位置づけられていたことが明らかである。日本語教育を通じて、娼妓は日本の政治的理念や価値観を理解し、親日的な態度を持つ存在として再編されることが期待されていた。こうした点から、女子補習学校は従来の娼妓更生、職業教育の場であると同時に、日本語と日本的価値観を浸透させるための教育機関としても機能していた。

娼妓に対する日本語教育に加え、娼妓はしばしば政治儀礼や宣伝活動の場においても動員の対象とされた。日本による再占領直後の1938年には、すでに反共救国講演大会が数回にわたり開催され、娼妓の動員が本格的に始まっていた。この大会は警察部行政科の主催によって実施され、市内のすべての娼妓およびダンサーが動員の対象となった。講演では「赤化の撲滅」「大東亜共栄圏の支持」といったスローガンが繰り返され、娼妓たちは講演の内容を理解することよりも、政治的集会への参

³³ 山本一生・新保敦子「中華民国期山東省青島における日本語教育——「日支事変」を中心に」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』24号、2014年。

³⁴ 宮脇弘幸「日中戦争期日本軍占領区の文教政策」『人文社会科学論叢』30号、2021年。

³⁵ 興亜院華北連絡部「北支文教指導要領」『北支に於ける文教の現状』1941年、99頁。

加を通じて、自らの忠誠の姿勢を示すことがより重要である³⁶。このような政治動員は、戦局の推移に伴ってさらに強化されていった。1940年代初頭、日本軍の戦力は長期戦によって次第に疲弊していたと同時に、華北における中国共産党勢力の拡大が深刻な脅威と認識されていた。そのため、占領当局は軍事的制圧のみでは不十分と判断し、軍事行動と並行して思想面の治安戦を重視するようになった。そのような文脈のもと、1941年3月から1942年12月にかけて、日本軍は華北政務委員会と協力し、五回にわたる「治安強化運動」を展開した。いわゆる治安強化運動とは、共産党勢力の掃討と占領地秩序の再編を目的とする運動であり、各回ごとに異なる重点が設定され、軍事掃討戦だけでなく、行政整理、経済統制、政治宣伝、思想浸透といった多方面の施策が同時に動員される大規模な取り組みであった³⁷。1942年3月30日から6月中旬にかけて実施された第四次治安強化運動では、「東亜解放」、「剿共自衛」、「勤儉増産」が主な目標とされ、娼妓の「肅清」が運動の一環として推進された³⁸。ここから、勤儉増産を掲げた社会編成の文脈では、売春業は非生産的かつ社会不安や秩序攪乱の温床となる「治安上の問題領域」として扱われ、整理と排除の対象とされた。しかし、1942年10月8日から12月10日にかけて実施された第五回治安強化運動では、治安強化運動の目標の転換につれて、売春業の位置づけは大きく転換した。第五回治安強化運動の四大目標は、「華北建設と大東亜戦争の遂行」「共産党の掃討と思想浄化」「農産確保と物価抑制」「生活革新と民生安定」³⁹であった。売春業も、第四次治安強化運動のような「整理・排除すべき対象」から、反共、親日思想を伝達する協力者として動員することができる存在へと変化した。さらに、娼妓に治安強化運動の趣旨を徹底させるため、教育局が職員を派遣して定期的に講演を行い、娼妓が四大目標の内容を理解し、生活革新の目標に沿って行動するように指導した。娼妓たちが治安強化運動を題材に作成した作品は、女子補習学校に展示された⁴⁰。こうした展示は、娼妓が国家の指示に沿って治安強化運動に参加していることを外部に示す役割を果たし、売春業が日本占領下で求められた位置づけを象徴的に示すものであった。

³⁶ 「継続召集妓女舞女演講」『青島新民報』1938年11月28日。

³⁷ 馬場毅「治安強化運動と山東抗日根拠地について」馬場毅編『多角的視点から見た日中戦争——政治・経済・軍事・文化・民族の相克』集広舎、2015年。

³⁸ 「各旅館飯店内取締烟賭娼 員警隨時抽查」『青島大新民報』1942年5月16日。

³⁹ 「発動第五次治安強化運動」『青島大新民報』1942年9月25日。

⁴⁰ 「使平康各里妓女徹底了解治運 教局派員輪流演講」『青島大新民報』1942年10月23日。

総じてみれば、日本占領下の青島における売春統制は、単なる行政上の都市管理の課題を超え、娼妓を占領統治の文化的、思想的枠組みに組み込もうとする試みと密接に結びついていた。女子補習学校における日本語教育の導入、さらに政治儀礼・宣伝活動への動員を通して、娼妓は一方では「国家が管理すべき対象」とされ、他方では「統治秩序に協調する者」として動員され、青島における占領統治を支えていた。

2、慈善活動において展示される忠実な国民のイメージ

娼妓は、占領統治のもとで単に動員される側として従順さや協力姿勢を求められただけではなかった。彼女たちは同時に、社会的に周縁化されつつも常に社会的議論を集める者として、公共空間において「動員されうる公民」や「模範的女性像」を演出し、一般市民を動員するための媒体として利用されていった。

このことが最も顕著に表れたのが、慈善活動への娼妓の動員であり、彼女たちは「慈善模範」として道徳の表現者に仕立て上げられた。典型例として挙げられるのは、1939年度に行われた花魁の選挙というイベントである。その契機は、1939年8月に天津をはじめとする華北各地で発生した大洪水の事件である。これを受け、同年9月4日に、臨時政府は北京で「華北救災委員会」を設立し、青島を含む各地に救災委員会の分会を設けて水害を救援する義捐金を募集した⁴¹。青島では救災委員会が9月11日から、ダンスホール、妓楼、映画館、料理店などの娯楽と飲食施設に対して「娯楽の付加税」の徴収を決定したが⁴²、18日以降は方針を転換し、妓楼に対する付加税の徴収を廃止し、代わりに娼妓による募金を命じた。娼妓に募金袋を配布し、一等娼妓は10元、二等娼妓は6元、三等娼妓は3元の最低募金額が義務付けられた。そして、募金額の多寡によって「花国皇后」「皇妃」「宮妃」の称号を与え、花国皇后には「領袖芳華」と刻まれた銀盾が授与されると定めた⁴³。

娼妓が客から寄付金を募集するのは実際に極めて困難で、楼主が娼妓を同乗し、彼女の代わりに寄付金を納めたケースもあるにもかかわらず、『青島新民報』という新聞紙は、花魁選挙に関する報道の調子を弱めることはなく、募金額の大きさと選

⁴¹ 華北臨時政府「華北救災委員会組織大綱」1939年。

⁴² 「救済冀魯及本市災民募捐弁法決定娯楽附加捐十一日起実行」『青島新民報』1939年9月8日。

⁴³ 「救災委員会募捐組募足七万余元 妓楼募捐細則已決定 妓女募款最多者得鷹皇后頭銜」『青島新民報』1939年9月17日。

挙の儀礼性を繰り返し強調した⁴⁴。同紙は、「娼妓は募金を呼び掛けて被災地に支援する。大きな成果を収めた」などの見出しで何度も報道し、娼妓を社会の奉仕に積極的な女性として描き出した⁴⁵。最終的に12月までに約21万元が集められ、青島大劇院で娼妓の慰労大会が開催され、受賞者の発表とともに、「花園皇后」1名、「皇妃」2名、「宮妃」1名に対して記念品と銀盾が授与された⁴⁶。

この『青島新民報』は1938年に新民会青島特別市総会によって創刊された漢文紙であるが、実際には日本軍の管理下に置かれ、民間の新聞紙を装いながら占領政権の宣伝、宣撫の役割を担っていた。⁴⁷『青島新民報』が娼妓の慈善募金や「花園皇后」選挙を繰り返し取り上げた報道内容から見れば、同紙の狙いは単なる事実の提示にとどまらず、むしろ娼妓を社会奉仕に積極的に参加する「模範的女性」として描き出すことで、慈善行為への参加を民衆に促し、国家が求める「全民協力の風景」を作り出そうとする意図が読み取れるのである。

さらに注目に値するのは、日本占領下の青島における花魁の選挙が、従来の中国の都市に見られた花魁の選挙と本質的に異なる点である。従来、蘇州や上海など、名妓文化の盛んな都市において、花魁選挙というイベントが常に行われてきた。特に19世紀末以降、こうしたイベントは都市の娯楽文化の一形態として定着し、新聞社や文人らが参加する中で、当時の都市文化や知識人層の趣味を映し出す場となった。こうして、娼妓は「風雅な享楽を提供する者」として社会的に認知されていったのである。しかしながら、1920年代以降、国民国家的ナショナリズムの救国論の高揚とともに、娼妓に対する社会的イメージは一変していった。娼妓は常に「国家の貧弱」「民生の困窮」を象徴する存在として語られ、あるいは治安上や衛生上の問題として扱われるようになった。特に1937年に日中戦争が勃発して以来、かつての名妓文化に象徴される風雅な語りは急速に消え去り、娼妓像は「道徳の退廃」や「民族的危機」といった語りに置き換えられた⁴⁸。このような社会的雰囲気の中で、

⁴⁴ 「娯楽場所救災捐款至17日截止 妓女募捐多由班主墊補 花園皇后属誰近将決定」『青島新民報』1939年11月15日。

⁴⁵ 「妓女勸捐救災成績優良 争奪皇后位定十日截止」『青島新民報』1939年11月2日。「花魁不愧……采膺花園皇后 同情災民募捐一百元 平康各里募三千余元」『青島新民報』1939年11月15日。

⁴⁶ 「本市振災所募捐款二十一萬餘元 出力人員均擬贈予紀念品 定期舉行慰勞妓女大會」『青島新民報』1939年12月7日。

⁴⁷ 1942年4月3日付で、同紙は『青島大新民報』へと改称された。

⁴⁸ Gail Hershtatter『危險的愉悅：20世紀上海的娼妓問題与現代性』韓敏中・盛宁訳、江蘇人民出版社、2003年。

青島における花魁選挙の出現は一見すると不自然であった。というのも、青島の売春業はドイツ租借期以降、港湾部における労働者や駐屯の軍人、商人たちなど、主に実労働層と移動労働者を顧客とする市場として形成されており、上海のように娼妓と知識人層との文化的結びつきが育つ土壌は存在しなかったからである。つまり、本来名妓文化や花魁文化を自律的に生み出す社会的基盤が青島には欠けていたと言える。したがって、第二次日本占領期の青島において、突如に花魁選挙というイベントが開催されたのは、きわめて特異な現象であった。その背後にある論理は、青島の文化の隆盛ではなく、むしろ一般民衆に対して社会動員を進める意図であった。まず、娼妓を「皇后」あるいは「慈善模範」として公的に顕彰することは、人々の注目を集めるための効果的な宣伝手段で、一般市民の娯楽的な興味や好奇心を駆使し、募金活動への参加を促すことができると考えられる。一方、娼妓という社会的に周縁的な存在を「公共心をもって社会に尽くす女性」として再構成することにより、国家は「最下層の女性ですら国家の呼びかけに応えている」という物語を作り上げたのである。こうした演出は、国家が掲げる「全民協力」のイメージを視覚的かつ感情的に強化し、一般民衆に対しても同様の参加と服従を促すための示範効果を持っていた。娼妓を道徳的模範として演出し、「全民協力」の世論形成に利用した例は、青島の中国婦人会が主導した古着寄付運動にも表れている。新聞紙は、「娼妓も熱心に古着を寄付し、富豪は面子を失う」⁴⁹といった対照的な見出しで報じ、娼妓の寛大さと上層階級の吝嗇を意図的に誇張することで、娼妓が道徳的模範として、市民の慈善活動への関心を喚起する効果を狙ったものである。

慈善の場面以外でも、娼妓は日中友好の証拠として演出された。たとえば、日本憲兵隊の警務課長である鶴水兼四郎の送別会において、「多数の娼妓が送別に駆けつけた」⁵⁰と新聞が大々的に報じ、この光景は青島における市民の民心の帰附を示すものとして宣伝され、娼妓の出席は日本側にとって政治的忠誠を示す視覚的材料となった。

以上のことから、第二次日本占領期の青島における売春統制は、社会の最下層に位置づけられていた娼妓を「国家に貢献する者」へと作り替える機能を果たしていたことは明らかである。娼妓たちは、日本語の学習や反共救国講演大会への参加、

⁴⁹ 「妓女捐贈旧衣 闊佬們能不愧煞」『青島新民報』1938年11月7日。

⁵⁰ 「憲兵隊警務科長鶴水氏返日 妓女多送行」青島档案馆、D000300-00023-0009。

さらに慈善活動における模範的な演出を通して、文化的、思想的な順応が求められたと同時に、彼女たちを媒介として一般市民への宣伝効果も狙われた。しかしながら、こうした動員や演出が娼妓自身の生活環境や社会的地位の改善につながったわけではない。むしろ、娼妓の位置づけは国家の必要に応じて変動させられた。その典型的な例が、治安強化運動における扱いの落差である。第四次治安強化運動では、売春業は「勤儉増産」を妨げ、社会秩序を乱す存在として位置づけられ、娼妓は「肅清」の対象とされたが、その数か月後、第五次治安強化運動の文脈では、娼妓が一転して反共宣伝の担い手とされ、政治標語の掲示や思想的協調が求められた。また、1939年の水害救済募金においても、娼妓は「慈善模範」として動員されたが、実際には多くの娼妓が客から寄付を集めることができず、楼主が代わりに負担した例が少なくなかった。それにもかかわらず、『青島新民報』は娼妓の募金活動を大々的に称賛し、彼女たちが「公共のために尽くす女性」であるかのように描き出した。この乖離は、娼妓自身の困難や限界が無視され、国家の宣伝上の必要だけが優先されたことを如実に示している。つまり、娼妓は表面的には「国家に貢献する模範」として演出されながらも、その実態は変わらず厳しい統制下に置かれ、社会的周縁性を脱することなど許されなかった。彼女たちの位置づけは国家の都合によって配置され、切り替えられたのである。

第四節：占領末期における売春統制の極端化と崩壊

太平洋戦争の勃発以降、占領地の経済は急速に悪化し、社会の動揺が顕著となった。物価は日々高騰し、生活必需品の供給が滞り、市民の生活は困窮を極めた。さらに、通貨の乱発によるインフレーションが進行し、都市経済の基盤そのものが不安定化していった。こうした状況のなかで、占領地における傀儡政府は一方では物価高騰の抑制と通貨膨張の防止を図り、他方では戦争遂行に必要な資源を確保するため、戦時体制下における経済動員と社会統制を一層強化した。

このような社会的状況のもと、1943年3月1日、華北政務委員会は「華北物資物価処理委員会」を設立した。同委員会は、「戦時体制下における画期的な经济管理機関」と位置づけられ、「自由経済から統制経済への転換の使命を担う」こととなった⁵¹。これにより、華北全域における経済統制は新たな段階へと移行することになった

⁵¹ 「青島特別市物資物価処理委員会報告工作及管見」青島档案馆、B0023-001-01034。

のである。華北地域の各省市でも、それぞれ物資物価処理委員会が設置され、各省市公署に直属し、華北物資物価処理委員会の指導と監督を受ける体制が整えられた⁵²。5月1日には、青島において「華北物資物価処理委員会青島特別市委員会」が設立され、青島における商工業は事実上自由競争の余地を失った⁵³。鉄鋼、石炭などの戦略物資をはじめ、主要商品はすべて配給制に移行し、その他の物資についても委員会の定める統一価格に従うことが義務づけられた。値上げを行う場合は、同業組合を通じて当局の許可を得なければならず、青島の自由経済体制はここに完全な終焉を迎えたといえる。

このような経済統制の進展は、売春業を含む都市のあらゆる産業を戦時体制下の統制構造に組み込むことを意味していた。1940年代以降、青島において、深刻な物資不足と一般市民の購買力の低下により、各妓楼の実収入は急激に減少していたが、売春業も経済統制の枠組みに組み込まれていたため、営業価格を自由に改定することはできなかった。経営の悪化に直面した妓館公会是、1940年4月および1942年9月に警察局へ「現行の営業価格では経営の維持が困難である」⁵⁴として値上げを請願し、さらに1943年12月には、配給物資である石炭の供給を求める文書を提出している⁵⁵。これらの史料は、売春業がもはや最低限の営業資源すら確保できないほど逼迫した状況に置かれていたことを如実に示している。にもかかわらず、当局は売春業からの経済的収奪を一層強化した。1944年3月、「料理店・妓館一律納税の報告」に基づき、新たに「遊興飲食税」が制定され、遊客からの課税が強化された。布告では、当時が「決戦参戦の時期」であり、「前線の勝利は後方の節約と納税に支えられる」と強調されており、拒否者は警察署または財政局へ通報されることになっていた⁵⁶。つまり、当局は戦時体制のもとで、娯楽産業を国家財政を補うための資金源として動員、利用したのである。このような政策は、戦争の長期化によって深刻化した資源と財政の不足を背景に、国家が社会の最末端にまで統制の網を拡げ、経済的収奪を強化していたことを示していると言える。

⁵² 「華北各省市物資物価処理委員会組織規則」青島档案馆、B0023-001-00254。

⁵³ 「適應革新之決戰體制 安定民生確保民食 物資物價處理委會 青食糧管理局分局 明日同時成立」『青島大新民報』1943年4月30日。

⁵⁴ 「妓楼増価 俟物価低落時 仍須回復原価」『青島新民報』1940年4月14日。「妓女營業 原価不能維持 呈請酌予加価」『青島大新民報』1942年9月10日。

⁵⁵ 「關於請救濟青島妓館公会需用煤炭的呈文」『青島大新民報』1943年12月7日。

⁵⁶ 前掲「關於餐館、妓館一律照章納稅的布告」。

このような売春統制の極端化は、娼妓の身分の標識に端的に表れている。1940年、妓楼組合は娼妓の身分を明確に標識に示すために、上海から「桃花章」と呼ばれる徽章を購入した。徽章は円形で中央に桃花の図柄が嵌め込まれ、一等娼妓は赤地に白花、二等娼妓は淡青地に白花、三等娼妓は緑地に白花と色分けがなされた⁵⁷。1942年には、この娼妓の身分を示す徽章が正式に用いられ、警察局的通達によってすべての娼妓が徽章の着用を義務づけられた⁵⁸。桃花章は、娼妓を的確に識別し、警察がその身分や等級を瞬時に確認できるようにすることで、風俗取締りの効率を図るものであった。さらに、この徽章は娼妓の社会的地位を視覚的に固定化する象徴でもあり、娼妓に対して自身の職業を内面化させる役割を果たした。つまり、徽章制度は国家が娼妓の身体を直接的に監視、把握するための効率的な手段であるだけでなく、差別的な身分構造を日常的に再生産する機能も有していたのである。さらに、1944年4月以降、警察局は治安強化を掲げ、市民に対して「決戦生活」の徹底を呼びかけて、妓楼に出入りする買春客も厳しく監視した⁵⁹。このように、売春統制の強化は、単に娼妓に対する管理の強化にとどまらず、占領地社会における遊興行為の管理も通じて、戦時下の社会秩序を維持していたことを示している。

このような売春統制の極端化は、一見すると社会統制体制の強化を意味するように見えるが、実際には統治機構の疲弊と統制能力の限界を露呈するものであった。娼妓の身分標識や売春業の経済統制、さらには遊興飲食税の導入といった諸政策は、売春業を徹底的に国家の監視下に置き、そこから経済的収奪を行おうとする試みであったが、それは同時に、統治秩序が崩壊しつつあり、既存の売春統制がもはや自律的に機能し得なくなっていたことの裏返しでもあった。すなわち、売春統制の強化は、日本の占領末期における統治能力の逼迫を覆い隠すための過度の介入であり、その極点において統制の崩壊が孕まれていたのである。

統制の崩壊は、1944年における妓館公会の解散として最も端的に表れた。妓館公会は、政府の指導のもとで娼妓に対する性病検査の補助、娼妓の登録管理、業内の秩序維持、さらには娼妓の各種社会行事への動員といった事務を担い、政府の売春統制を支える行政補助機関として機能していた。1944年になると、青島妓館公会の

⁵⁷ 「妓楼組合購制桃花章 分發各妓女佩戴 輕薄桃花逐水流」『青島新民報』1940年3月。

⁵⁸ 「各等級妓女佩帶徽章 警局通知各樂戶」『青島新民報』1942年3月6日。

⁵⁹ 「厲行決戦生活 警局密查娼寮遊客」『青島大新民報』1944年5月29日。

会長王子英が辞任を申し出、4月26日に妓楼公会の各代表を集めて新会長選挙大会が開催され、沈秀章が会長に、趙天思と崔臨五が副会長に選出された⁶⁰。しかし、妓館公会が会長改選の結果を社会局に報告した際、社会局は「政府の訓令により、重要性に乏しき同業公会は、社会局の所管において順次解散を命ずるものとす。甲種営業たる妓館、娼妓および女給、乙種営業たる行商、露店商等は、従前どおり警察局において許可を発給し、その他は社会局に移管す」という方策を示し、妓館公会の解散を命じた⁶¹。

この時期に、妓館公会をはじめとする同業公会の解散理由は明確ではないが、資源の枯渇と行政機能の逼迫という戦争末期の状況を踏まえれば、これまで中間団体に委ねてきた管理権限を政府側に回収して集中させることで、占領統治の維持を図ろうとしたと考えられる。しかしながら、この政策転換は結果的に売春統制の強化にはつながらなかった。妓館公会の解体によって、政府と業界を結ぶ媒介機構が消滅し、政府は妓館公会に代わる新たな制度的枠組みを設けることができず、1944年以降、売春統制に直接関与する事例はほとんど見られなくなった。憲兵や警察による散発的な私娼の取締りは行われたものの、実質的には売春統制体制そのものが弛緩して形骸化したといえる。

⁶⁰ 「關於改選会長等情況的呈文（税票一枚）」青島檔案館、B0038-001-01119-0084。

⁶¹ 「關於妓館公会奉令解散的呈文」青島檔案館、B0038-001-01195-0096。「關於奉令解散夜市攤商妓楼等工会的訓令」青島檔案館、B0038-001-01195-0118。

第六章：売春統制の延長線上における「慰安婦」制度と接客業管理

第一節：売春統制の文脈上の「慰安婦」制度と接客業管理

売春統制は、一般的に売春業そのものを対象とする管理制度として理解されてきた。国家は売春女性に対して身分登録を行い、定期的な性病検査を課し、営業区域を限定することで、都市空間における風紀維持や衛生確保を図ろうとした。

一方で、「慰安婦」制度は、第二次世界大戦期に日本軍がアジア各地で展開した軍隊性奴隷制度として捉えられ、軍の性的需要の充足と性病防止という軍事上の目的を達成するために、売春女性のみならず、被占領地の女性を軍の性的資源として利用した制度で、しばしば軍事性暴力と戦争犯罪の枠組みで理解されることが多い。他方で、ダンサー、バーやカフェの女給といった接客女性に対する管理は、しばしば都市の娯楽産業や風俗営業の管理として位置づけられてきた。したがって、表面的にみれば、売春統制と「慰安婦」制度、接客業管理という三つの制度は異なる政治的、社会的状況のもとで実施され、対象とされた女性の範囲や政策目的、さらには執行機関も大きく異なるように見える。制度の性質も全く別のものとして理解されがちである。

しかし、青島では、これらの制度は必ずしも明確に区別されていたわけではなく、むしろ共通する特徴や連続性を多く備えていたことが明らかとなる。たとえば、女性の登録、性病検査の強制、活動空間の制限といった管理手段は、売春業に対する統制に固有のものではなく、「慰安婦」制度や接客業の管理にも共通して見られる施策であった。そのため、本章では、こうした制度の共通性に着目し、「慰安婦」制度および接客業の管理に注目し、両者がいかに売春統制の延長線上に位置づけられ得るのかを検討する。特に、両制度に共通する管理手段と統治論理を明らかにすることで、売春統制の本質をより立体的に把握することを目的とする。第二節では、1938年から1945年の日本再占領期に青島で実施された「慰安婦」制度を扱う。第三節では、1929～1938年および1945～1949年に南京国民政府が主導した接客業の管理を取り上げ、検討を行う。

第二節：第二次日本占領期の「慰安婦」制度

1、「慰安婦」制度と売春統制の関係性

1990年代以降、韓国人女性の金学順が日本軍「慰安婦」であったことを名乗り出

たことを契機として、「慰安婦」制度に関する研究は、中国、日本、韓国において急速に活性化した。その研究動向は、主に以下のようなものである。

まずは、経験者の被害経験と記憶の掘り起こしを通して、戦時下における日本の国家暴力と人権侵害の実態を明らかにしようとするものである。とりわけ中国においては、上海師範大学慰安婦研究センターの蘇智良をはじめとする研究者たちが精力的に史料の発掘と証言の記録を進め、『日本軍「慰安婦」研究』¹、『日本軍「慰安婦」問題に関する調査と研究』²（全三冊）、『抗日戦争特集研究 「慰安婦」制度研究』³など、多数の成果を公刊してきた。こうした研究は主に、日本の戦争責任や侵略行為の追及を重視する傾向が強く、国家間の加害／被害構造の枠組みの中で論じられることが多い。

しかしその一方で、中国における研究動向には、国家と女性の関係という観点から、「慰安婦」制度を日本国家による女性への性支配と搾取、あるいは構造的暴力として捉え、その統治構造を読み解こうとする研究は相対的に少ないという特徴もみられる。この点においては、むしろ日本の学界においてより多様な議論が蓄積されてきた。特に、「慰安婦」制度と公娼制度との制度的連続性に着目し、この点を解明する研究は数多く存在している。例えば、藤目ゆきは、「公娼制度はそれ自体が女性を売買して拘禁し、国家権力の監視下で日常的に女性を客や楼主の暴力にさらす国家的性奴隷制度」⁴と主張した。つまり、公娼制度が「慰安婦」制度の歴史的、社会的土台を用意し、「慰安婦」制度は、既存の公娼制度を戦時体制のもとで一層極端な形で再編したものであると論じている。藤永壮も、「平時には植民地支配のために機能している道具立てやインフラ（植民地公娼制度）が、戦時遂行をさせる手段（「慰安婦」制度）として稼働」⁵していると主張する。一方、吉見義明は、「慰安婦」制度と公娼制度の共通点に注目しつつも、両者の間には明確な違いがあると指摘している。「慰安婦」制度は、公娼制度の基本的な運用原理を受け継ぎながらも、すでに国家が売春を容認するという段階を超え、国家自らが売春を組織し、制度として運

¹ 蘇智良『日軍「慰安婦」研究』団結出版社、2015年。

² 上海師範大学中国「慰安婦」問題研究中心編、蘇智良・劉萍・陳麗菲主編『日軍「慰安婦」問題調査と研究』上海書店出版社、2020年。

³ 蘇智良『抗日戦争特集研究 慰安婦制度研究』江蘇人民出版社、2022年。

⁴ 藤目ゆき『「慰安婦」問題の解決を妨げるもの』『「慰安婦」問題の本質——公娼制度と日本人「慰安婦」の不可視化』白澤社、2015年、25—27頁。

⁵ 藤永壮『植民地公娼制度と日本軍「慰安婦」制度』早川紀代編『植民地と戦争責任』吉川弘文館、2005年、19頁。

営する段階へと移行していたという⁶。言い換えれば、軍はもはや民間の売春業を黙認、監督する立場ではなく、直接的にその運営に関与していた。

このような先行研究を踏まえた上で、売春統制と「慰安婦」制度との間には、制度的な連続性が極めて明瞭に確認できる。「慰安婦」制度は単なる戦時下の特殊な性暴力の事例ではなく、近代日本が平時において展開してきた売春女性に対する統制——すなわち国家が売春を把握し、特定の女性を性資源として管理する制度——を直接的に継承し、それを戦時体制の下で急速に軍事化、極限化させたものであった。つまり、非戦時期においてすでに国家は、売春統制を通じて、兵士の性的欲求の「管理」や性病蔓延の抑制といった軍事的、衛生的目的を達成しようとしていたが、この制度は、戦争という極限状況の中でもっとも露骨かつ極端な形を取り、国家は「軍の利益」や「国益」の名のもとに、女性の身体をより直接的に支配して搾取し、ときには買春施設の運営にも深く関与するまでに至った。こうした特徴は、日本の第二次占領期における青島でも顕著に認められる。

2、戦前期の青島における日本側の売春統制

日本の再占領以前、青島における軍隊の買春はすでに日常的に存在していた。第一次日本占領期の青島においては、港湾地区では「千代家」「蜻蛉館」など海軍御用達の料理屋が開業し、「料理店や芸妓の如きも陸軍御用にあらざれば巾が利かぬ」と言われたほど、軍隊との関係を築きながら売春産業は急速に整えられていった⁷。第一次日本占領期が終わり、青島が北洋政府へと返還された後も、青島における日本人、朝鮮人の売春女性は、日本第一次占領期の約千人から五百人前後に減少していたが、日本人居留社会の中では依然として高い比率を占めていた⁸。そして、「不況時代昨今尚一ケ年の水揚げは優に百万圓を突発してゐる」⁹と、売春業は一定の繁栄を維持していた。こうした状況は、青島に駐留していた日本第二派遣艦隊（青島附近を警備する日本海軍派遣部隊）の軍人の需要と少なからず関連していたと考えられる¹⁰。以上からわかるように、軍隊による性的サービスの需要は、戦時に突発的に生じたものではなく、すでに平時から継続的に存在していたのである。

⁶ 吉見義明『買春する帝国——日本軍『慰安婦』問題の基底』岩波書店、2019年、3頁。

⁷ 詳しくは第二章を参照。

⁸ 外務省通商局編『海外各地在留本邦人職業別人口表』1925～1930年。

⁹ 『青島案内 昭和7年版』日華社、1932年、170～171頁。

¹⁰ 前掲吉見義明『買春する帝国』、130頁。

青島における日本軍を含む日本人社会の買春需要は第一次占領期から常に存在しており、それに応じて売春業も一定の規模と活気を維持していた。こうした状況のもと、第一次日本占領期の最高行政機関であった青島軍政署は、売春業がもたらす衛生上、治安上の問題を抑制する必要性から、売春統制を導入した。この時期は憲兵隊が文官警察の任務を兼ねる「憲兵警察制」が敷かれていたため、売春統制の執行は憲兵警察によって担われ、統制措置には軍事的性格が付与されていた¹¹。ただし、この時期の憲兵警察による売春統制は、戦時中の「慰安婦」制度における軍の参与とは性質が異なり、主として植民地経営の一環として位置づけられ、性病検査の実施や売春指定地の設定を通じて、青島の衛生管理、秩序維持や都市建設の誘導といった行政上の課題を達成することが主眼であった。

1922 年 12 月に、青島は北洋政府に返還されたが、日本側は青島の自国民社会に対して依然として事実上の管轄権を維持していた。1922 年 12 月 10 日、青島の返還に伴い、在青島日本総領事館が開設し、総領事に森安三郎が着任し、領事館告示第 1 号にて「大正十一年十二月十日、在青島日本総領事館ヲ創設シ事務ヲ開始ス」と、正式に領事業務が開始された。在青島日本総領事館の開館に際しては、日本占領期の青島守備軍民政部が担っていた行政機能の一部が引き継がれ、合わせて領事館警察が配備された。領事館警察は「広ク保安、衛生、風俗、工場監督保護等各種行政警察権ヲモ事実上行使」¹²とされており、日本占領期の警察機能をほぼそのまま継承していた。とりわけ売春統制の分野では、「本市における日本人および高麗人の娼妓は、その営業および検査がすべて在青島日本総領事館警察署の管理下に置かれた」¹³という記述から、日本人と朝鮮人という日本帝国民の売春女性に対して、日本領事館の警察が売春統制を行っていたことがわかる。領事館による売春統制は、館令第 4 号「旅人宿・下宿屋・料理店・飲食店・待合貸席・芸妓屋取締規則」と館令第 5 号「芸妓酌婦雇婦女取締規則」に基づいて実施された¹⁴。これらの館令において、青島領事館令が施行される以前に公布された青島軍政署第一号「旅館、料理店、飲食店、下宿屋、待合、貸席、芸妓屋営業取締規則」と青島軍政署令第二号「芸妓酌婦取締規

¹¹ 詳しくは第二章を参照。

¹² 「青島行政還付後二於ケル警察官組織充実ノ件」『外務省警察史』第 38 卷、不二出版、2000 年、167 頁。

¹³ 駱金銘『青島警察沿革』青島興華印書局、1934 年、第十類 21 頁。

¹⁴ 「創設経緯」前掲『外務省警察史』第 38 卷、173 頁。

則」により許可を得て営業している営業者と売春婦は「総テ本令ニ依リ許可ヲ得タルモノト看做ス」¹⁵と記され、日本占領期の売春統制体制が存続されていたことが確認できる。

総じていえば、第一次日本占領期の青島においては、青島軍政署が日本人と朝鮮人の芸妓、酌婦に対し、性病検査の実施や売春指定地の設定といった措置を含む売春統制を導入した。この売春統制は日本の青島撤退によって消滅したわけではなく、在青島日本総領事館による売春統制へと受け継がれた。表面的には、売春統制は国家が中立的な行政主体として売春業を「管理」するための措置として理解されてきた。しかし、これまで繰り返し論じてきたように、売春統制そのものは、国家が自らの統治上の諸目的を達成するために、売春女性の身体と労働を国家の管理下に組み込み、利用する仕組みそのものであった。例えば、青島では第一次占領期以来、日本軍を含む日本人社会の買春需要が恒常的に存在し、北洋政府と南京国民政府統治期を通じて日本人、朝鮮人の売春業が一定の規模を維持していたことを踏まえると、売春統制は平時から、日本人社会の衛生維持の一環として機能していたと言える。戦時期における「慰安婦」制度は、このような既存の売春統制を軍事的要請のもとで極端化したものであり、その本質的連続性を理解することが可能となる。

3、「慰安婦」制度への転換

「慰安婦」制度を、第一次日本占領期の青島軍政署および、その後の中国統治期に在青島日本総領事館が担った売春統制と比較すると、両者の間には形式上の断絶があるようにみえる。しかし、その統治の在り方には明確な連続性と同時に重要な質的変容が見られる。戦前の青島における売春統制は、売春女性に対する登録、身体検査、営業区域の設定といった行政的措置によって講じられ、一見すると、国家が中立的な行政主体として売春業を「管理」する行為にとどまっていたかのように見える。しかし、戦時期にはこの枠組みが大きく転換する。国家は単に売春を「中立的に管理」するだけでなく、女性を軍の需要に応じて動員し、移動させ、配置し、必要数を補充するための体系的な仕組みを構築した。

この変容は、とりわけ売春女性の渡航に関する国家の取り扱いに最も端的に表れた。本来、日本政府は日中戦争の拡大に際し、戦時の混乱に乗じて儲けようとする

¹⁵ 外務省東亜局第三課『領事館令集』1938～1939年、169－173頁。

者たち、いわゆる「一旗組」や「娘子軍」という人々の中国渡航を防ぐため、それを厳しく制限していた。1937年8月に外務省が「不良分子ノ渡支取締方ニ関スル件」および「支那渡航取扱手続」という通達を各省庁に行った¹⁶。これらの通達では、「残留セル邦人ヲ煽動シテ事ヲ為サントシ或ハ混乱ニ紛レテ一儲セントスル等ノ無頼不良ノ徒ノ支那渡航ハ此際厳ニ之ヲ取締ルノ必要アリ」とされ、「業務上又ハ家庭上其ノ他正当ナル目的ノ為至急渡支ヲ必要トスル者ノ外ハ此際可成自発的ニ渡支ヲ差控ヘシムル」ようにという方針が示され、いわゆる「不良分子」の中国渡航を厳しく取り締まることが伝達された。だが、この厳格な渡航の取り締まり政策の裏で、売春業関係者には特例が認められていた。1938年2月28日付で外務大臣廣田弘毅が在支各公館長宛に送った1938年2月23日付の内務省警保局長が発した件名「支那渡航婦女ノ取扱ニ関スル件」の文書に、「婦女ノ渡航ハ現地ニ於ケル實情ニ鑑ミルトキハ蓋シ必要已ムヲ得ザルモノアリ警察當局ニ於テモ特殊ノ考慮ヲ拂ヒ實情ニ即スル措置ヲ講スルノ要アリト認メラルルモ」と記述し、そして、「醜業ヲ目的トスル婦女ノ渡航ハ現在内地ニ於テ娼妓其ノ他事實上醜業ヲ営ミ満二十一歳以上且花柳病其ノ他傳染性疾患ナキ者ニシテ北支、中支方面ニ向フ者ニ限り當分ノ間之ヲ黙認スルコトトシ昭和十二年八月米三機密合第三七七六號外務次官通牒ニ依ル身分證明書ヲ發給スルコト」と指示している¹⁷。このような売春女性に対する渡航の例外的措置は、国家が売春女性を戦時の秩序維持の「必要資源」として容認していたことを示し、もはや平時の売春統制の枠組みでは説明できない。

国家はこうした売春女性の「供給」を円滑に進めるため、情報の把握と調整を行っていた。外務省は各地領事館に対して、管轄区域内の売春女性の実数と分布を調査するよう命じた。1938年5月、外務省は「機密第七二三号」を通達し、現地の「特殊婦女」に関する統計を作成するよう指令した。これに応じて、同年6月29日、青島総領事館館長大鷹正内次郎は外務大臣宇垣一成宛に「支那渡航婦女ノ取締ニ関スル件」という文書を提出した。それによれば、当時青島には芸妓219名、酌婦243名、カフェー女給236名、ダンサー118名、合計816名がいたとされる。また報告には軍の具体的要求も記されており、そこには「海軍側ハ陸戦隊並第四艦隊乗組兵員數ヲ考量シ藝酌婦合計百五十名位増加ヲ希望シ居リ陸軍側ハ兵員七十名ニ對シ一名

¹⁶ 「支那渡航取扱手続に関する件」アジア歴史資料センター、C01004338500。

¹⁷ 「支那渡航婦女の取扱に関する件（庁府県）」アジア歴史資料センター、A05032040800。

位ノ酌婦ヲ要スル意嚮ナルカ當地ハ警備軍ノ移動頻繁ニシテ所要特殊婦女數ノ算定困難ナリトノコトナルモ当業者等ノ希望ヲ参酌シ今後更ニ芸妓四十名酌婦五十名（内鮮妓十五名）位新規渡航ヲ御許可相成支ナキモノト思料セラル」と書かれている¹⁸。

これらの資料から、外務省、内務省、領事館、軍が相互に連絡を取り、売春女性の移動と配置を組織的に進めていたことが明らかである。特に、青島総領事館は戦前には売春業の取り締まりを担当していたが、戦時には軍の需要に応じて女性を「配置」する役割を担うよう転換していた。領事館は現地の売春女性の状況を掌握し、その情報を外務省へ報告し、それに軍の要求に応じて日本本土と朝鮮から女性を送り出す調整役を務めていた。このように、「慰安婦」制度は売春女性の管理を超え、「供給」と「配置」にまで踏み込む国家の関与によって支えられていたことが明らかになる。

一方、日本の陸海軍が直接設置、運営した軍用慰安所の存在は、「慰安婦」制度における国家の関与をより明確に示している。これらの慰安所は、一般の民営妓楼とは性質が異なり、軍隊が直接管理する施設として運営されていた青島の慰安所に関する公式文書は極めて少ないが、戦後の日本兵の回想や供述、さらに軍属や関係者の証言が複数残されている。これらの証言はいずれも、戦時下の青島に軍が直接に管理する慰安所が複数存在したことを共通して示している。

現存する証言から判断すると、青島には複数の慰安所が設置され、その配置は比較的広範である。京都第十六師団に所属していた一名の上等兵は次のように回想している。「昭和 18 年ごろやね。ぼくは『恵隊』というてね。北支に行きましたよ… …ぼくらは北支の青島というてね、もう戦争の終わった所へ。ぼくらは学校出やから、従軍守備隊ぐらいて行っておってね。それでも3年ほどしたら帰ってきました。……私が遊んだおなごはね。……（どこの慰安所ですか？）青島のどこかです。（軍人専用ですか？）そうそう。軍票で50 銭のうち、おなごに20 銭の利益があるということや。……（青島の慰安所の人数は？）3 か所くらいあったかな。それで、ピーさんが60 人くらいおったかな。多かったよ。」¹⁹この証言から、軍隊専用の慰安所が軍

¹⁸ 「社会問題諮問委員会関係一件 第二巻／分割3」アジア歴史資料センター、B06050090800。

¹⁹ 1992 京都「おしえてください！『慰安婦』情報電話」報告集編集委員会編『性と侵略——「軍隊慰安所」84ヶ所元日本兵らの証言』社会評論社、1993 年、96—98 頁。

のすぐ近くに複数配置され、女性たちは軍隊の需要に応じて性的サービスを提供していたことが読み取れる。また、海軍に所属していた水野靖夫の回想は、青島の海軍慰安所の内部と運営の実態をさらに具体的に示している。「上陸した私たちは、群れをなして慰安所に向かった。そこは、病院の中の安ぶしんの大部屋のようであった。一本の廊下をはさんで左右にカーテンがはりめぐらされ、中にはうなぎの寝床よろしく、50 台ほどのベッドがずらりとならんでいた。その上に女たちが体を横たえてまっていた。カーテンの前に、兵隊たちは列をつくってならんだ。ところどころのカーテンには、赤い印がついていた。中の女が、病気もちであることを示しているのであった。ひとり当たり 15、6 分の時間がわりあてられた……青島の慰安所は、レッキとした日本海軍直営の店だったのである。」水野の証言は、日本海軍が慰安所を直接運営していた事実を明確に示した。

さらに、この証言は、慰安所内部の構造や運営方式を非常に具体的に伝えている。広い部屋が細かい区画に仕切られ、女性たちはその狭い区画から出る自由がほとんどなかった。カーテンに付された赤印は性病感染の有無を示すための目印であり、彼女たちの身体は軍隊の衛生管理の対象として分類されていた。そして、兵士は決められた時間内で順番に慰安所を利用する仕組みであり、全体の運営はきわめて機械的で、慰安婦の身体と時間の管理が徹底されていた。こうした証言から、慰安婦たちが軍の規律と衛生管理の枠組みに組み込まれ、必要に応じて自由を奪われた「資源」として一方的に利用される存在へと置き換えられていたことが読み取れるが、ここには、戦前の売春統制が本来有していた、女性の身体を国家目的の達成のために利用する仕組みが、戦時下においていっそう露骨な形で現れている点が端的に示されている。すなわち、日常的な売春統制においては、たとえば第一次日本占領期の青島のように、売春女性に性病検査を実施して日本人社会の衛生を維持しようとする統治論理が働いていたが、この論理は戦時体制の下で極端化し、女性の身体が国家の軍事的要求に直接応じるかたちで再編された制度へと転化したのである。

一方、とりわけ注意すべきなのは、こうして売春女性が「慰安婦」制度に組み込まれていく過程において、彼女たち自身の意思や境遇はほとんど顧みられず、ただ軍の要請に応じて利用される「資源」として扱われていた点である。この点は、他の証言からも読み取ることができる。春風亭柳昇（本名・秋本安雄）という日本軍

兵士の証言によれば、負傷して青島に移送された日本兵が軍医に、「今夜慰安所に泊って、機能が完全かどうか調べてこいといわれたであります」と告げられた²⁰。兵士が慰安所で女性と性交することによって自身の「機能」を確認するという行為は、軍内部ではあたかも日常的な冗談のように語られていた。しかし、女性の意思とは無関係に、これが当然の手続きとして受け止められていたという事実は、軍内部において買春がどれほど日常化し、女性が「軍の性的需要のための道具」として扱われていたかを示している。そこで、慰安婦たちは、人格をもつ行為者としてではなく、軍の必要に応じて利用される対象と見なされ、その身体は「軍需」の一部として組み込まれていたのである。

こうした徹底した女性の道具化は、戦前から続いてきた売春統制の論理が戦時において極端化した結果である。第一次日本占領期には、治安維持や都市開発の名の下で、売春女性は売春指定地に隔離され、また国家の衛生維持の要請に応じて性病検査の制度へと組み込まれていた。戦時にはこの売春統制の統治論理が極端化し、女性が軍の需要に応じて軍内の性的資源として利用されるようになり、その管理も一層厳格かつ苛酷なものへと変質した。したがって、売春統制と「慰安婦」制度のあいだには制度的な断絶はなく、戦前からの「女性の身体を国家目的のために管理し、利用する」という統治の発想こそが両者を貫く連続性を形づくっていたと言える。すなわち、売春統制の本質とは性そのものの管理ではなく、国家の必要に応じて女性の身体を資源化し、それを統治の道具として組み込む仕組みにほかならなかったのである。

4、民間の売春体制の「慰安婦」制度への参与

複数の国家機関が売春女性の動員や配置に関与し、さらに軍が慰安所を経営することは、確かに「慰安婦」制度の重要な特徴である。しかし同時に、戦前から存在していた民間の売春業がそのまま制度の中に取り込まれ、軍需に応じて利用されていた側面も見逃せず、こうした点こそが「慰安婦」制度と売春統制の間に連続性があったことをいっそう明確に示している。

まず、慰安婦の募集と管理は、多くの場合に民間の売春業者によって担われていた。ある船会社に所属していた軍属は、戦争中に徴用船で大連や青島、台湾、上海

²⁰ 春風亭柳昇『陸軍落語兵』立風書房、1987年、165頁、176頁。

などの各港を往復した経験を回想し、「戦時中はね、軍用船に乗ってまして。徴用船にね。それでも、ずうっと各港を歩いたらね、慰安婦の人、みんなお金で買われて」と語っている²¹。この証言から、各港に配置されていた慰安婦の多くが、金銭取引によって移動させられていたことがうかがえる。また、日本軍兵士の石津功は次のように証言している。「本隊より、慰安婦が巡回に来るとの連絡が入った。2 日後、2 名の女性がトラックに乗って着いた。その晩の夕食は会食（小宴会）になった。」

「彼女等を連れてきたのは日本人（民間人）で、彼女等を雇っていると聞く……その夜は文字通り、入れ替わり立ち替わりである。給料を全部使った者もいた。」²²こうした証言からは、戦時期の「慰安婦」制度が、多くの場合、すでに存在していた民間の売春業を基盤として成立し、それを軍需に合わせて利用していた側面が明確に読み取れる。

他方、こうした民間の売春業による軍への性的サービス提供は、個々の業者の行動にとどまるものではなく、三業組合や青島居留民団といった民間団体も積極的に関与し、軍への売春女性の供給を担っていた。第二章で述べたように、第一次日本占領期には、芸妓屋、料理屋、待合からなる「三業組合」が結成され、業者間の調整や官庁の売春統制に協力していた。また、青島帰還後の 1923 年 3 月には、青島居留民団は外務省告示第 13 号を以て成立され、領事館警察の下で課金徴収や営業状況の把握に協力し、売春統制の一翼を担っていた²³。

戦時期に入ると、三業組合や青島居留民団のような民間団体は、「慰安婦」制度の運営にも直接関与するようになった。例えば、1939 年には、青島居留民団が「陸軍クラブ」の建設を決議し²⁴、1940 年 9 月にその施設が完成した²⁵。この陸軍クラブは、一方で軍官の社交施設として機能し、拳闘大会や美術展などの各種行事が開催される場であったが²⁶、他方で性取引の拠点としても利用され、「青島市の妓女を順繰り

²¹ 前掲『性と侵略——「軍隊慰安所」84ヶ所元日本兵らの証言』93 頁。

²² 石津功『実録第二次世界大戦戦記 降り坂滑る右に石あり』文芸社、2003 年、81－82 頁。

²³ 「大正十四年度青島居留民団歳入歳出決算書」を例にとると、青島居留民団が売春統制において果たしていた役割がより明確になる。1915 年、青島居留民団が徴収した民団課金は 184858.94 円であった。その中に、戸別課金は 152439.70 円で、雑種課金は 1245 円で、遊興課金は 31174.24 円であり、遊興課金は民団課金の 17%に占めた。この資料から、青島居留民団は名目上は民間団体でありながら、売春業に対する課金の徴収に関与することで、実質的に在青島日本総領事館による売春統制の一端を担っていたことが読み取れる。「会計検査関係雑件／在支補助団体実施検査復命書 第一巻／5. 青島居留民団」アジア歴史資料センター、B05015109100。

²⁴ 「民団集資建築陸軍俱樂部 昨日開会討論」『青島新民報』1939 年 7 月 27 日。

²⁵ 「陸軍俱樂部举行落成式 各界代表致詞」『青島新民報』1940 年 9 月 20 日。

²⁶ 「慰軍斗拳大会 今日在陸軍俱樂部举行」『青島新民報』1943 年 4 月 11 日。「新民会主弁美術展覽会

に送り込んだ」と報告されている²⁷。こうした事例は、戦時下において民間団体が軍の性サービス供給体制に組み込まれていたことを示している。

戦争末期になると、このような民間組織の関与はより直接的な動員へと拡大した。戦争犯罪人でもある北沢藤一郎の供述によれば、1944 年 5 月、第十二軍司令官内山英太郎は、済南、天津、北京、青島などにあった日本人売春業同業組合に対して、日本人および朝鮮人女性計 200 名を河南前線へ送るよう命じた。慰安所の過度な使用と劣悪な環境により、多くの女性が許昌周辺で負傷や病倒に追い込まれたとされる²⁸。この事例は、慰安婦の徴用、集結、輸送が単に軍の命令だけで実現したのではなく、実際には、各地に存在する売春業者や同業組合、居留民社会が軍の指示に従い、組織的に動員された結果として成立していたことを明確に示している。以上の事例からわかるように、青島では民間の日本人、朝鮮人の売春業者を通じて女性の募集、輸送、配置が行われ、戦前から存在した売春業の仕組みが戦時中の軍の需要に合わせて組み替えていた。民間の売春体系と軍の性的需要がこのように結びついた結果、国家側は露骨に売春女性の徴用命令を打ち出すことなく、「慰安婦」制度を短期間で広範に整備、運用することが可能となったのである。

他方で、注意すべきなのは、このような民間の売春業が戦時の日本軍に性的サービスを提供したことは、日本人や朝鮮人の売春業に限られていたわけではなく、青島の中国人売春業もまた、この供給体系に組み込まれていた点である。第五章で述べたように、日本占領下の青島市政府は妓楼や料理店に「遊興飲食税」の納付を義務づける一方で、「軍服着用 of 日本軍官兵は免税」と明記していた。つまり、日本占領下において、中国側の傀儡政権も日本軍による中国の民間妓楼の利用を事実上容認し、制度的な便宜を提供していた。

最後に強調すべきなのは、既存の民間売春業を利用したことにより、「慰安婦」制度があたかも通常の民間の売買春取引であるかのように理解されやすくなり、国家との結びつきが巧妙に覆い隠された点である。だが、外形上は民間の自主的な性取引の形式を保っていたとしても、その背後では女性の募集、移送、配置のすべてが日本軍の需要によって左右されており、国家機関による関与を否定することはでき

十一月一日起 在陸軍俱樂部」『青島新民報』1940 年 10 月 30 日。

²⁷ 林伯耀「天津の日本軍「慰安婦」供出システム——偽「天津特別市政府」警察局の公文資料から」『女性・戦争・人権』2 号、1999 年、109 頁。

²⁸ 中央檔案館編『中央檔案館蔵日本侵華戦犯筆供選編』第 2 輯第 100 冊、中華書局、2017 年、249 頁。

ない。ただ、従来通りの「民間営業」という外観が維持された結果、軍隊による統制や動員の実態は不可視化され、まるで個々の業者や女性の判断によって成立しているかのような装いが与えられたのである。しかも、このような国家の「不可視化」は戦前からの売春統制を踏襲したものであった。例えば、第一次日本占領期には、三業組合のような民間の同業組合に一部の管理権限を委任することによって、国家が前面に現れない形で売春統制を実施する仕組みがすでに形成されていた。「慰安婦」制度における民間業者の利用は、まさにこの戦前の構造を拡張したものである。

さらに、しばしば「国家が関与したとはいえ、売春行為そのものは女性の自発的な参加であり、国家は民間の売買春取引に利用しただけにすぎない」といった見解も存在する。しかし実際には、慰安婦たちは自由に行動できず、軍の命令によって強く拘束された状態に置かれていた。彼女たちは軍需に応じて移動させられ、必要に応じて配置換えされるなど、国家の要求に合わせて一方的に動員される存在であった。この点においても、「慰安婦」制度は戦前の売春統制と深く結びついている。戦前の国家はけっして中立的に売春女性を「管理」していたわけではなく、衛生、治安、財政など自らの目的達成のために売春統制を活用していたのである。統制下に置かれた娼妓たちもまた、定期的な性病検査を強制され、営業区域に厳しく囲い込まれていた。つまり、女性の身体と生活が国家の統治目的に従属させられる構造は、すでに戦前の段階で成立していたのである。以上の点を踏まえると、「慰安婦」制度は戦前の売春統制の単なる継承で、その戦時的な極限化として理解すべきである。国家が自らの目的達成のために女性の身体と労働を動員し、資源として扱うという統治の論理は、戦前の売春統制にすでに内在していたが、戦時にはそれがはるかに露骨な形で顕在化した。「慰安婦」制度は、国家が売春管理を通じて統治上の諸要請を実現し、その過程で女性を道具化していくという売春統制の本質を鮮明に示す事例にはかならない。

第三節：南京国民政府統治期の接客業管理

1、売春統制の接客女性への拡張

売春統制は一般に、売春業に従事する女性、すなわち「娼妓」を対象とし、彼女たちに対する登録、営業区域の設定、性病検査などを通じて管理する制度として理解されてきた。そして、この売春統制の枠組みに組み込まれた者は公娼、そうでな

いは私娼として区別されてきた。こうした理解は、一見するとごく自然なものに見える。

しかし、制度運用の実態に目を向けると、売春統制の射程は「娼妓」という範疇をはるかに超えていたことがわかる。例えば日本では、芸妓や酌婦は名目上、芸能や接待を行う職種であり、「娼妓」には分類されなかった。それにもかかわらず、国家は彼女たちの売春行為を「黙認」し、彼女たちに性病検査や営業地域の制限など、娼妓と同質の統制措置を直接適用していた。日本第一次青島占領期においても、統治当局は日本人と朝鮮人「娼妓」の存在を公式には認めなかったものの、芸妓や酌婦に対しては売春統制を適用していた。

日本の先行研究では、しばしばこれらの芸妓、酌婦を「公娼」と位置づけ、公娼制度の枠組みの中で論じる傾向が見られた。これに対して寺沢は、より丁寧な理解を示している²⁹。彼女は、名目上認められた公娼の外側に、「公に認められた公娼（娼妓）の外に公には認められていないが、性病検査などを条件に黙認された準公娼（芸妓・酌婦）」という重層的な体制ができていたことを指摘し、「膨張型公娼制度」の存在を主張した。この整理は、芸妓・酌婦を単純に公娼制度に含める従来の理解を補正し、売春統制そのものが当初から広い範囲に適用されうる柔軟な制度として、可塑性と拡張性を備えていたことを示している。すなわち、国家は女性を公許売春の範疇に正式に編入する必要すらなく、売春統制の技術を売春行為を行う女性に適用することが可能であった。

このような売春統制のあり方は、近代の中国においても確認でき、かつ日本の場合により複雑さを帯びていた。例えば、第四章で述べたように、南京国民政府は中国全国を統一した後、全国的に禁娼政策を推進し、公娼制度を名目上廃止し、公式的には「合法的な娼妓」は消滅したのに見える。しかし実際には、禁娼によって売春業が消えたわけではなく、私娼が増加していた。それにより、性病の蔓延や治安の悪化、社会秩序の混乱が深刻化した。1929 年 4 月に、首都の南京市政府は、公私娼妓の禁止を再確認するとともに『私娼取締章程』を公布し、私娼に対して衛生局での身分登録と健康診断などの措置を取った³⁰。これらの措置は、国家が売春業の合法性を否定しながらも、売春に関わる問題を自らの管理の枠内に取り込み、実際に

²⁹ 寺沢優『戦前日本の私娼・性風俗産業と大衆社会：売買春・恋愛の近現代史』有志舎、2022 年。

³⁰ 「南京特別市市政府取締私娼章程」『首都市政公報』第 29 期、1929 年、4—5 頁。

売春していた女性に対して売春統制を継続していたことを示している。

さらに、1930年代以降、都市娯楽業の拡大に伴い、ダンサー、バーやカフェの女給といった新たな接客業に従事する女性が登場し、売春統制がこうした新興職種にも広がった。彼女たちは名目上「娯楽業の従事者」として区分され、先行研究でも都市消費文化との関係から論じられてきた。しかし、国家の管理実践を見ると、彼女たちはしばしば衛生面や治安面、道德面で娼妓と同様のリスクを有する存在として把握されていた。男性客との身体接触は疾病伝播の可能性とし、夜間の活動は治安悪化の要因とし、また職業的脆弱性は売春への移行可能性として理解されたため、女性の身分登録や営業区域の制限、性病検査といった売春統制の中核的手法が適用された。とりわけ注目すべきは、国家が言説上「ダンサーの売春統制は禁止される」と、娼妓との間に明確に区別を設けながら、ダンサー管理の実務においては娼妓と同等の管理手法を課していた点である。ダンサーにこのような「売春者身分の否認」と実際の売春統制の適用は、売春統制の対象が法律上の「娼妓」身分によってではなく、国家が判断する「売春の可能性」によって決定されていたことを端的に示す。国家にとって重要なのは、彼女たちが実際に売春行為に関わっているかではなく、売春に結びつく可能性そのものであった。

以上の点から明らかなように、売春統制は売春業それ自体の身を対象とする固定的な制度ではなく、きわめて柔軟で拡張性の高い統治技術であった。その適用対象は、娼妓から芸妓・酌婦、私娼、さらにはダンサーなどの接客女性へと広がり、国家の統治需要に応じて柔軟に変化した。本章では、こうした問題意識の下、ダンサーの取り締まりがどのようにして売春統制の拡張と再編の典型例として位置づけられるのかを検討する。

2、南京国民政府統治期の青島における接客業管理

青島では、ドイツ租借期にはすでにバー、カフェ、ダンスホールといった欧米式の公共娯楽施設が導入されていた。1922年に、中国側に返還された青島も、避暑地としての都市的性格や、アメリカ艦隊の定期寄港によって形成された国際的な社交文化が継続し、西洋風娯楽施設は青島の都市文化として定着し、近代都市が生み出した新しい消費様式と社交空間を象徴する存在となっていた。これらの娯楽施設で働く女性は、ロシア人をはじめ、中国人、日本人、朝鮮人など出自が多様であり、

バーやカフェの女給、ダンスホールのダンサーとして雇われていた。彼女たちは、近代的職業婦人としての一面を持ちつつも、男性客と直接かかわる接客労働の性質から、しばしば娼妓と同一視され、道徳や公衆衛生、風紀などに関する議論の中心に置かれることが多かった。当時の新聞記事や文芸作品には、ダンスホールを「風紀紊乱の温床」と描写し、ダンサーの身体を「汗に濡れた」「不潔な流れ」といった生理的嫌悪を喚起する言葉で描く例は散見される。こうした言説は、ダンサーといった接客女性を、売春と密接に結びついたリスクを抱える存在として社会が捉えていたことを示している。

しかし、1930年代に入るまで、中国政府はこれらの娯楽空間やそこで働く女性に対して明確な法的区分を設けず、本格的に管理したわけではなかった。状況が大きく変化するののは、南京国民政府の成立であった。青島市政府が1930年に「青島市警察局長管理簡則」³¹、1932年に「青島市ダンスホール管理簡則」³²を公布し、これらの規則に盛り込まれた統制手段には、娼妓に対して用いられてきた売春統制の諸手法とほぼ同質の内容が確認できる。例えば、ダンサーに対して警察局長への身分登録と所属ダンスホールの届出を義務づけ、さらに娼妓との兼業も禁止された。また、ダンサーは定期的に医師の健康診断を受け、妊娠の有無を確認されることが求められた。これらの措置は、表向きには「娯楽産業の健全化」や「ダンサーといった接客女性と娼妓の職業的区分の明確化」を目的とするものとして導入されたが、ダンサーに課された登録と身体検査の措置は、国家が娼妓に対して行ってきた統制方法と本質的に変わらなかった。すなわち、この時点で国家はダンサーを名目上は娼妓とは異なる職業と位置づけつつも、ダンサーの身体的接触や就業形態が「売春へと接近しうる領域」にあると判断し、売春統制に用いられてきた管理技術をすでに部分的に適用しはじめていたのである。

1945年に日本の再占領が終わり、青島が再び南京国民政府の統治下に戻ると、ダンサーに対する統制は一段と強化されたのみならず、その内容は売春統制にいつそう近づいており、娼妓に適用されてきたものとほぼ同じ水準にまで引き上げられた。

社会局長と警察局長が相次いで「青島市政府警察局長ダンスホール取締規則」³³「青島市

³¹ 「青島市公安局管理舞女簡則」『民国史料叢刊続編』第134冊、大象出版社、2012年、18—19頁。

³² 「青島市管理跳舞場簡則」『民国史料叢刊続編』第136冊、大象出版社、2012年、316—317頁。

³³ 「青島市政府警察局長取締舞場規則草案」青島档案馆、B0032-001-01071-0133。

社会局が制定したダンスホール・バー・カフェー暫行規則」³⁴「中西レストラン・バー・ダンスホール営業検査暫行弁法」³⁵「青島市警察局ダンサー管理規則」³⁶「バーの女給管理弁法」³⁷などを公布し、娯楽産業に対する管理を進めた。こうした規定に盛り込まれた統制手段の多くは、戦前から売春統制の典型的な方法と重なっていた。

例えば、1946 年に青島市政府はバーとダンスホールをいずれも「公共娯楽場所」と位置づけ、「客層が雑多で不良事件を誘発しやすく、深夜の喧騒が市街の秩序を乱す恐れがある」として、営業区域を指定する方針を決定した。警察会の会議での議決を経て、冠県路と滄口路をダンスホールの営業区域として、夏津路、高唐路、聊城路、臨清路、清平路周辺をバーの営業区域として定め、一か月以内に移転するように命じた。期限までに移転しない場合は営業停止とされた³⁸。同時に、これらの娯楽場所で働く接客女性に対しては、身分登録、売春行為の禁止、定期的な健康診断の実施など管理が強化された。

とりわけ注目されるのは、ダンサーに対する身体検査の基準は、娼妓と同じ水準へと引き上げられた点である。1946 年 5 月 13 日、青島市衛生局は警察会に対し、ダンサーを娼妓と同様に性病検査の対象とするよう請求した。1948 年 1 月になると、ダンサー及び女給に対する身体検査の 9 項目を規定した。彼女たちに対する身体検査の内容を血液検査、膣検査、細胞塗抹検査など、従来娼妓にのみ実施されていた項目にまで拡大した³⁹。これらの措置は、戦後の青島において、ダンサーが名目上は「娯楽業従事者」であっても、売春に接近しうる存在として把握され、行政実務上すでに娼妓と同じ統制枠組みに位置づけられつつあったことを示している。娼妓に適用してきた身分登録、身体検査、営業区域の制限、登録といった売春統制の基本技術を、そのままダンサーに適用していたのである。

しかし、ダンサーたちは自らが娼妓と同一視される国家の管理に強い不満を抱き、とりわけ身体検査の実施に対してはしばしば抵抗を示した。1948 年 1 月 20 日、青島市立病院が第一旅社ダンスホールでダンサーに対して身体検査を実施した際、陳春

³⁴ 「青島市社会局制訂舞厅酒吧咖啡館暫行規則」 青島档案馆、B0021-003-00666-0014。

³⁵ 「検査中西餐館酒吧舞厅営業暫行弁法」 青島档案馆、A0019-001-00900-0191。

³⁶ 「青島市警察局管理舞女規則」 青島档案馆、B0024-001-00888-0159。

³⁷ 「管理酒吧女侍弁法」 青島档案馆、A0021-001-00557-0130。

³⁸ 「警局将实施戸口総清查 対戸籍人員定期講習 擬定舞厅酒吧営業地点」『平民報』1946 年 4 月 25 日。

³⁹ 「為規定検査舞女及女侍弁法九項令仰遵照由」 青島档案馆、B0028-001-00804-0006-0008。

好ら 25 名のダンサーは膣検査の受診を拒否した。その結果、衛生局と警察局は「検査拒否」を理由に同ダンスホールの営業許可を没収し、停業処分を下した⁴⁰。この点にこそ、ダンサーが制度上は「娯楽業従事者」と位置づけられていたにもかかわらず、行政実務においては娼妓とほぼ同列の対象として扱われていた事実が最も端的に示されている。つまり、青島のダンサー取締においては、国家がダンサーを実際の売春の有無によってではなく、「売春に移行する可能性」と「衛生・治安のリスク」を基準として統制対象に組み入れていた。こうした判断基準は、売春統制が本来備えていた柔軟性と膨張性を体現しており、統制の射程が娼妓からダンサーといった接客業の女性へと広がっていく過程を示した。

つまり、青島におけるダンサーの取り締まりは「都市の娯楽業管理」として理解されるだけでは不十分で、むしろそれは、売春統制に用いられてきた管理手法が娼妓以外の女性へと拡張されるプロセスを示すことで、ダンサーといった接客女性は国家の統治論理の中で、売春統制の延長線上に位置づけられていったと言える。

3、戦後青島のアメリカ軍と接客業管理のかかわり

前節で述べたように、ダンサーといった接客女性は「娯楽業従業者」と位置づけられていたにもかかわらず、行政実務においては売春統制の延長線上に組み込まれ、娼妓と同質の身分登録、身体検査といった管理を受けていた。しかし、より注目すべきなのは、彼女たちに対する取り締まりの方向性や強度は、彼女たちの職業固有の属性や実際の売春行為に基づくものではなく、むしろ国家がその時々抱えていた統治上の課題に応じて左右されていた。このことは、戦後青島においてアメリカ軍が娯楽業を利用する過程で、いっそう明確に示された。

日中戦争の終結後、蒋介石の率いる南京国民政府が対米関係の強化を図り、軍事協力を通じてアメリカ軍の駐留を受け入れた。それにより、アメリカは「日軍の受降と俘虜送還の支援」を名目として部隊を青島に上陸させたのである。アメリカ軍は 1945 年 9 月 16 日に艦隊を初めて青島へ入港させ、10 月末までに上陸した兵力はすでに 2 万人に達した。当時青島には、第七艦隊司令部、海兵隊部隊、海軍憲兵隊、巡邏隊など十一もの部隊が配置され、青島は戦後初期の西太平洋で最も重要なアメリカ海軍基地の一つとなった。アメリカ軍の進駐は、青島のバー、ダンスホール、

⁴⁰ 同上史料。

カフェーといった娯楽業の再建と拡大を直接的に後押しした。1945 年 10 月 13 日付の『青島公報』は次のように報じている。「盟邦アメリカ海軍陸戦隊陸が続々と上陸。商会は盟軍将兵の娯楽便宜のため、市内の休業中のカフェー、ダンスホールを再開させ、休業中のダンサーに対しては商会での登録手続きを求む」。この記述からは、青島商会がアメリカ軍の需要に合わせて娯楽産業の再開に積極的に動いたことが読み取れる。その結果、アメリカ軍の進駐以降、青島のカフェー、バー、ダンスホールは短期間のうちに急速に活況を呈した。

しかし一方で、日中戦争の勝利によって南京国民政府は形式上全国統一を回復したものの、実際には長期戦による財政破綻、深刻なインフレーション、行政機構の弛緩、そして流民、失業者の大量流入による都市秩序の動揺などの問題に直面していた。このような状況の下、南京国民政府は 1947 年 8 月に、「節約」を名目に『嚴行節約消費弁法綱要』を公布した。その最も象徴的な措置の一つとして、都市的享楽や奢侈の象徴とする「ダンス」を禁止する策を打ち出した⁴¹。

しかし青島では、この中央の方針がそのまま適用されることはなかった。市政府は駐留アメリカ軍からの要請を受け、中央政府に対して「アメリカ軍将兵から再三、ダンスホールを確保してほしいとの要求がある。これを全面的に禁止すれば、兵士の不満や酒乱によるトラブル発生が懸念される」と、一部のダンスホールの営業継続を認めるよう上申した。最終的に中央政府は青島市政府の要請を容認し、「市中心部から離れ、設備と管理が比較的に良好なダンスホール」として聯合飯店、凱歌埤、第一舞廳、大青島の 4 軒を「盟軍専用」の場として営業継続させる決定を認めた⁴²。青島市政府はこれに合わせ、1947 年 10 月 1 日以降、この 4 軒のほかのダンスホールを全面的に閉鎖する一方、特許を与えられたダンスホールについては「中国人の入場を厳禁とする」と定め、利用者をアメリカ軍に限定する措置をとった⁴³。ここから、「ダンス」が一方では奢侈の象徴として禁止対象とされながら、他方では国家が駐留アメリカ軍との関係維持という対外的な配慮を優先する局面において、営業容認へと転換し得る。そのため、青島における娯楽業統制の基準は、娯楽業自体に内在するとされる固有の特質ではなく、むしろ国家が当該時期に何を優先的課題として

⁴¹ 馬軍「1948 年上海舞潮案中の舞業同業公会」『近代史研究』2002 年第 2 期、184—210 頁。

⁴² 「1947 年 10 月 9 日為准函行政院節約督導委員會關於禁止營業性跳舞場經過情形案」青島檔案館、A0019-001-00905。

⁴³ 同上史料。

捉えたかによって規定されていたことがわかる。

このことは、ダンサーやバーで働く女給といった接客女性に対する管理にも同様に確認できる。1948 年に入ると、中国は名目上依然としてダンス禁止策が継続していたものの、その実効性は急速に失われつつあった。とりわけ青島では、駐留米軍の存在により、ダンスホールやバーをはじめとする娯楽産業が再び活況を呈するようになった。このような状況の下、接客女性をめぐる管理方針も、駐留アメリカ軍の要求に直接的に左右されるのがいっそう顕著となり、とりわけ身体検査の実施に関しては、米軍が直接介入するかたちで管理が調整されていった。

1948 年 5 月 17 日、中米双方は青島市衛生局の主催で衛生座談会を開き、バーやダンスホールの衛生問題をめぐり協議を行った。会議には、米海軍のカス艦長をはじめとするアメリカ軍関係者と、青島洋食業公会の理事長奚恒如らが出席した。この席上で、アメリカ軍代表は「本市には六十余軒のバーがあり、私娼はアメリカ軍兵士を誘引、公然で売春が見られ、性病罹患者も多く、中米双方の衛生に深刻な影響を及ぼしている」と指摘したうえで、バーの女給に対する定期的な健康検査の実施を強く要求した。さらに、アメリカ軍側は「バーに直接介入する権限はない」としつつも、「美兵の出入りを禁止する権力はある」と明言し、青島市政府に対して実質的に管理強化を迫る姿勢を示した⁴⁴。アメリカ軍の要求を受けて、青島市政府は再び協議会を開き、バーの女給に対する身体検査の実施方法を協議した。その結果、女給を対象とした定期的な身体検査を実施し、さらに中米双方が協力して健康証の未所持者や治療未了のまま就業を続ける者を厳格に取り締まる方針が決定された⁴⁵。したがって、バーの女給に対する身体検査の強化は、これらの女性は実際にどれほど売春に関与していたかに基づいていたのではなく、国家が米軍の判断といった外交的要請や国家の都合に応じて、彼女たちを「管理すべき対象」と位置づけた結果にすぎなかった。

このような接客女性に対する身体検査の特質は、1946 年 11 月初旬に発生した具体的な事例によっていっそう明確に裏付けられる。同月初め、青島市立病院皮膚科のペーカー医師は、駐青島アメリカ軍参謀部から「花柳病に罹患したダンサーの治療の依頼」との照会を受け、直ちに青島市衛生局へ協力を求めた。青島市衛生局は、

⁴⁴ 「中美衛生座談会美当局要検査酒吧女侍」『青報』1948 年 5 月 18 日。

⁴⁵ 「整飭酒吧統一管制洋酒 中美開座談会」『光華日報』1948 年 8 月 12 日。

そのうちの 3 人のダンサーの身分と所在を確認できず、市警察局に対し、ダンサーの身元および居所の調査を要請した。それに対し、警察局は「ダンサーの登録名簿に李保華、Susie、Louise の 3 名は存在しない」と回答し、追跡は難航した。衛生局はやむなく市立病院に対し、アメリカ軍側から当該 3 名の正確な住所を再度確認するよう依頼し、さらに警察局にも重ねて調査協力を求めた⁴⁶。この事例が示しているのは、1946 年当時、青島市においてダンサーに対する性病管理はまだ体系化されていなかったにもかかわらず、青島市衛生局、警察局、市立病院、さらにはアメリカ軍までもが連結し、3 名のダンサーの所在を把握し、治療を実施するために、幾度も文書を往復させながら精密な追跡を行っていたという点である。

ここからは、ダンサーが「売春に従事していた可能性がある存在」とみなし、性病検査に義務付けられたことが読み取れるが、より重要なのは、こうした徹底した追跡と検査実施が、ダンサー自身が客観的に重大な衛生危険を形成していたからではない、という点である。実際には、青島市政府そのものは一貫して舞女管理に強い関心を払っていたわけではなく、この件に限って異例の周到さを見せている。したがって、問題の核心は、ダンサーが「売春の可能性をもつ」から恒常的に精密検査の対象とされた、という単純な構図にはない。むしろ、この事例が明瞭に示しているのは、ダンサーが「危険」と見なされるかどうか、そして性病検査がどの程度の強度で適用されるかは、彼女たちの行動や職業的特質ではなく、売春統制を実施する国家側の判断と需要によって可変的に決定されていたという点である。

総じていえば、1948 年のバーの女給の事例と 1946 年におけるダンサーの事例の追跡は、アメリカ軍がこれらの接客女性を駐留軍の衛生状態に影響しうる存在として位置づけ、その判断が青島の売春統制の実際の運用を直接方向づけたために生じたものであった。国家が接客女性を売春統制の対象として扱うか否か、またどの程度の厳格さで統制するかは、接客女性の実際の行為よりも、その時々の方が置かれている状況や異なる統治の目的に依存していたのである。

⁴⁶ 宋喆「近代青島舞女群体研究」聊城大学大学院修士論文、2011 年。

終章

第一節：繰り返し青島に導入された売春統制

本研究は、近代青島において各政権が行った売春統制の重点と差異を明らかにするものであった。これにより、売春統制が単なる売春業の管理にとどまらず、政権ごとに異なる統治目標を実現する統治装置として機能していたこと、したがって、政権交替のたびに再文脈化され、新たな意味を付与されながら運用されてきたことを論証してきた。以下では、これまでの議論を踏まえて、各時期において売春統制がどのような統治上の課題に取り組むものであったのか、そして売春統制にどのような役割が当てられてきたのかを改めて整理しながら「比較」の手法を用いて分析する。

ドイツ占領期（1898年から1914年まで）の売春統制は、駐屯軍の性病感染を防ぐための衛生上の措置が重要な役割とされた。そのため、娼妓に対する性病検査が売春統制の中心に据えられ、軍事拠点としての青島を運営する上で欠かせない統制措置となった。一方、売春統制を支える衛生観は人種観念と密接に結びついており、ドイツ占領期の売春統制の性質を特徴づけるものであった。ドイツ当局は、人種的な基準にもとづいて「清潔」と判断した女性を公娼として選別し、ヨーロッパ人用の妓楼と中国人用の妓楼を分離するなど、衛生の確保を図った。このように、売春統制は単なる軍隊の衛生対策として機能していただけでなく、青島における白人社会を守り、占領下で人種秩序を維持するという側面も併せ持っていたのである。

第一次日本占領期（1914年から1922年まで）の売春統制は、帝国日本の勢力圏の各地から移住者が急増した状況に応じて形成されたものであった。この時期には、日本本土や他の植民地で採用されていた売春統制の仕組みが青島にも導入され、青島における日本人社会の衛生と秩序を維持するための重要な基盤として機能した。また、この時期の売春統制には、単なる秩序維持のための空間配置にとどまらず、売春指定地の整備を通じて都市建設の方向性を牽引し、経済活動の展開を支える一要素として位置づけられていたという特徴がある。

青島はドイツと日本によって立て続けに占領支配を受け、いずれの時期にも「植民地公娼制度」と言える売春統制が導入された。ドイツと日本の占領下では売春統制の制度の枠組みが似てはいても、その実際の運用は大きく異なっていた。この違

いを理解するためには、両者の統治目標と社会的背景を踏まえて考察する必要がある。ドイツ占領期において、青島は大規模なドイツ人社会を形成することはなく、人口の大半は依然として中国人であった。そのため、統治の中心課題は駐屯軍を含むドイツ人社会を守り、植民地社会の階層的秩序を維持すること、および「模範的植民地」を作ることであった。こうした状況のもとで、売春統制は軍隊の衛生管理を支える手段として重視され、性病検査が統制の中心的役割を果たした一方、娼妓の選別と隔離という措置を通して、植民地社会において明確に人種的境界を描き出すことが重要であった。これに対し、第一次日本占領期の青島は、帝国日本のネットワークに急速に組み込まれ、日本人や朝鮮人の移住者が増加し、青島において大規模な移民社会が形成された。日本の植民当局が直面した主要な課題は、青島に居住する日本人の移民社会の衛生、治安、生活秩序を維持するとともに、商工業の経済活動を発展させ、青島における日本人勢力の基盤を強めることであった。そのため、売春統制は青島における日本人社会に向けた行政管理として運用され、日本人の移民社会の日常生活を管理する側面が強くみられた。他方で、売春業は都市建設や経済活動の展開にも利用され、売春指定地の整備は都市の構造を整えるとともに、商業活動を支える役割を果たしていた。したがって、第一次日本占領期の売春統制は、ドイツのような人種的隔離を中心とした制度運用ではなく、都市空間の形成や経済発展にも関わる施策としても展開されていたのである。以上のように、植民者の性格や植民地経営の理念、社会的背景と社会構造の違いによって、ドイツと日本統治下の青島における売春統制は異なる姿を示した。ドイツでは売春統制が「衛生」と「人種」の二つの軸に沿って運用されたのに対し、日本の場合は帝国臣民の管理を中心に据え、都市建設と経済の発展にも関わる制度として用いられていたのである。しかし、両者の違いにもかかわらず、植民地期の売春統制には、統治者側の必要に応じて売春女性という特定の女性集団を管理し、軍事、衛生、経済などの統治目的に従わせるという共通の特徴が見られる。このように、売春統制は植民地統治を支える装置として機能しており、その根底には、「植民者の利益」を守るという発想があったことがわかる。

このような植民地の売春統制の性格は、第二次日本占領期（1938年から1945年まで）にはさらに鮮明に表れた。この時期、青島の傀儡政権は日本の直接的な指導の

下で売春統制を戦時体制に組み込み、占領秩序の維持と軍需の確保という文脈の下で行ったのである。娼妓の管理は性病防止や治安維持にとどまらず、中日友好行事への参加や慈善活動への動員などのように政治的な宣伝や社会的動員も含むようになり、女性たちの身体と労働は戦時社会を支える要素として扱われた。さらに、この時期には日本軍が主導する「慰安婦」制度も併存していた。「慰安婦」制度は、売春統制を極端にする仕組みとして位置づけられ、軍隊の需要に応じて女性の身体を軍需資源として扱う点に特徴がある。傀儡政権による売春統制と日本軍主導の「慰安婦」制度は、運用の主体や制度の形式が異なるものの、いずれも女性の身体を管理、動員し、戦時の統治を維持するために利用したという点で共通している。そして、まさに戦時という状況の下で、国家が支配者として女性を国家の統治目的に奉仕させる存在として扱い、その身体を利用するという売春統制の性格は一層鮮明となった。

一方、中国統治期には、北洋政府統治期の売春統制（1922年から1929年まで）は、政権内部の不安定と行政能力の弱さが原因となり、売春税の徴収を除けば、制度としては形骸化していた。とくに直隸系軍閥の統治時期には、売春統制に関する布告が出されたものの、実際の行政力が乏しく、売春統制はほとんど形だけにとどまっていた。他方、奉系軍閥の統治時期には、売春税の徴収権をめぐって軍と警察の間で対立が生じ、売春業が両者の財源として扱われる傾向がいつそう明確になった。こうした状況を踏まえると、この時期の売春統制は、実質的には税収を確保するための手段として運用されていたことがうかがえる。

南京国民政府統治期（1929年から1937年まで）には、売春統制が国民国家建設の文脈の中に位置づけられた。青島市政府は売春業を国家の統治下に組み込もうとする意図を明確に示す一方で、売春統制を通して自らの統治能力を社会に示そうとした。特に、娼妓の救済や教化といった措置を通じて、娼妓を新国民として育成しようとする取り組みも、国民国家建設の一環として進められていた。

中国統治期の青島においても、北洋政府統治期と南京国民政府統治期の売春統制の様相は大きく異なっていた。そうした違いは、両政権の性質や行政能力、統治の重点が根本的に異なっていたことに由来している。北洋政府統治期は軍閥割拠の時代で、政権内部で対立や交代が繰り返される不安定な状況にあった。青島の政治状

況も安定を欠き、市政運営は常に揺れ動いていた。このような社会的背景のもとで、売春業は国家が実際に管理できる対象とはならず、売春統制の機能は財源の確保にほぼ限定されていた。これに対し、南京国民政府が青島を接收した後は、国家の統一と建設を目指し、地方行政の整理と統治能力の強化が図られた。したがって、売春統制は単なる地方財政の手段ではなく、娼妓の登録、性病検査、売春指定地の設定、さらに娼妓の救済と教化といった措置は、国家が社会に關与して整えるための施策であると同時に、国家の統治能力を示す手段としても機能していた。一方で、南京国民政府統治期には、政府は売春業そのものだけでなく、ダンサーやバーの女給といった接客に関わるより広い範囲の女性を対象として、売春統制と同質の管理を行うようになった。これは、売春統制の境界が固定的なものではなく、国家が「売春業と関係するリスクがある」と判断した相手に対し、その統制を拡張していく性格を有していたことを示している。ただし、この統制は、接客女性自身に固有の「売春参加の可能性」に基づくものではなく、その範囲や強度はつねに国家側の必要に応じて変動し、調整されていた点に特徴があった。この傾向は第二次南京国民政府統治期（1945年から1949年まで）にいっそう顕著であり、とりわけ接客女性に対する取り締りが、駐留米軍の需要に合わせて変化した事例によく表れている。

南京国民政府期の売春統制は、ドイツや日本の植民地期と比べると、その特徴がいっそう明確に表れていた。植民地期の売春統制は、いずれの政権においても植民者の利益を中心に据え、売春女性という特定の女性集団に、軍事や衛生、治安、経済の目的に応じて取り締まりを行うという性格を共通して備えていた。これに対し、南京国民政府統治期の売春統制は、技術的には娼妓登録や性病検査、指定地の設定といった植民地期の売春統制の措置を引き継ぎながらも、その背景にある政治的意図や統治の方向性は大きく異なっていた。南京国民政府は娼妓の救済と教化を含む売春統制を、「国民国家の建設」や「国民の再編」という枠組みに位置づけ、売春女性を社会の周縁から国民社会へと再編成する対象として扱い、同時に国家の統治を都市下層へ浸透させる手段として用いたのである。このように、売春統制を社会改良や国民化政策と結びつけ、国家の統治能力を示す装置として積極的に位置づけた点にこそ、植民地期には見られない南京国民政府期の独自性が認められる。

しかしながら、総合的にみると、近代青島において、どのような政権のもとであ

っても、政権の性質や統治目標が大きく異なっていたにもかかわらず、売春統制は常に繰り返し利用され、必要に応じてその範囲や形態を変えながら継続してきた。戦時には「慰安婦」制度のような極端な形態に発展し、平時にはダンサーやバーの女給にまで対象が拡張されるなど、売春統制は状況に応じて絶えず再定義され、統治の論理に組み込まれていったのである。つまり、売春統制は政権交代のたびに偶然に持ち込まれた制度ではなく、近代青島を貫く持続的な技術として機能していた。ここから、本研究が最終的に答えるべき核心的な問いが浮かび上がる。すなわち、なぜ国家は「売春統制」を自らの統治目的を実現するための入り口として繰り返し採用してきたのか、なぜ売春女性が常に統制の対象として取り上げられてきたのか、という問題である。

この問いに答えるためには、近代国家が置かれていた歴史的状況、すなわち国家が行政力を強化し、社会をより細かく把握し、日常生活の各領域にまで統治を及ぼしていく過程に目を向ける必要がある。近代国家の形成は、秩序や衛生、文明をもたらす進歩的過程として理解されがちであるが、同時にそれは、人口の分類、個人情報記録の記録、統計の作成、都市空間の区分、身体の医学的検査といった科学的で制度化された管理手法を通じて、社会を国家にとって「統治可能な対象」として再編成していく過程でもあった。

このような近代国家の統治の展開において、国家はあらゆる領域に均等に介入したわけではない。むしろ、国家が比較的介入しやすく、介入の結果が外部から確認しやすく、しかも統治に要する負担が小さい領域が、まず国家による統制の対象となる。売春業はそのような条件を備えた対象であった。

まず、娼妓が常に「家族から切り離された者」として位置づけられていた。伝統社会において、一般の女性の身体や生活は、夫や父親といった家族によって日常的に管理され、家族は女性を私的領域の内部に組み込む主要な支配単位として機能していた。それに対し、娼妓は家族との結びつきが弱く、親族による関与からも離れた状態に置かれ、国家が直接介入しやすい位置にあった。また、売春女性は長い間「扱われる側」としてみなされ、加えて、社会は彼女たちに強い否定的イメージを重ねており、このことも国家の介入を正当化しやすくしていた。したがって、国家が娼妓を取り締まり、ひいてはその身体を利用したとしても、社会的な反発は弱く、

多くの場合ほとんど問題視されなかったのである。こうした点から、売春業は行政的な介入を受けやすい産業であったといえる。

さらに重要なのは、売春業には、身体と性、疾病、金銭の取引、夜間の活動、流動人口の出入り、そして都市空間の利用といった複数の要素が集中するという特徴がある。そのため、国家が何らかの管理目的を達成しようとする際、その目的に適した側面が売春女性に付与され、それが統治の根拠として用いられたのである。たとえば、国家が性病の蔓延を抑えようとする場合、娼妓は「性病の感染源」とみなされ、衛生政策の対象とされた。戦時に軍紀の維持や兵士の情緒の安定が求められる場合では、売春女性は「性の供給源」とみなされた。また、国家が社会秩序の回復や「風紀の改善」を示そうとする際には、娼妓や、彼女たちと似た位置に置かれがちなダンサー、バーの女給といった女性たちは、強い社会的烙印を押され、しばしば都市秩序や風紀の管理の対象とされた。この点からみれば、国家が売春統制を導入してきた理由は、売春業そのものへの関心にあったというよりも、むしろ売春統制を媒介として社会へ介入し、社会を把握・管理することにあったと考えられる。つまり、各政権は、それぞれの時点における統治上の重点——すなわち衛生の維持、秩序の確保、財政補充、さらには国家像の提示といった課題——に応じて売春統制を用い、その運用を通じて社会全体を可視化して管理を行い、統治の実効性を確保しようとしてきたのである。

したがって、ここで重要なのは、植民地政権や軍閥政権が娼妓を利用したのに対し国民政府の娼妓管理と救済、教化がより「善良」であった、といった価値判断ではない。むしろ注目すべきは、いずれの政権においても、売春統制という同種の制度を通じて、国家が社会へと入り込み、身体、衛生、空間、人口などを把握し、自らの統治目的を実現しようとしたという点である。売春統制の連続性は各政権の目的の差異にあるのではなく、近代国家が社会を統治する際に用いる方法の共通性の中に見いだされるべきなのである。

第二節：現代中国の売春統制の変容

近代青島の事例が示すように、国家は売春統制を自らの統治目的を実現するための手段として位置づけており、そのため売春統制のあり方は、各政権の統治目標に合わせて再編され続けていた。では、旧政権とは決定的に異なると自らを位置づけ、

「娼妓問題を根本的に解決した」と強調してきた 1949 年以後の中華人民共和国において、売春統制は本当に姿を消したのか。それとも、社会形態が大きく変わったにもかかわらず、売春統制が別の形で持続しており、機能していくのか。本節は、この点を明らかにすることを目的とする。

1949 年に中華人民共和国が成立すると、中国大陸では全面的な廃娼政策が進められた。この時期の廃娼は、新政権が旧社会との断絶を示す象徴的な取り組みとして強い政治的意味を付与され、「旧社会の残滓を一掃し、新しい秩序を築く」ための重要な施策と位置づけられた。このため、廃娼は新政府の正統性を支える物語の一部としても語られてきた。

しかし、国家の強い意志に基づくこの全面的な廃娼は、売春そのものを根絶することにはつながらなかった。1978 年以前の中国では、計画経済のもとで人口移動や都市への流入が厳しく制限され、都市のサービス産業も極めて限定的であったため、大規模な売春業が成立しにくい社会構造にあった。このため、廃娼政策は一定の効果を保持しているように見えた。ところが、改革開放以降、経済の自由化と市場経済の進展により、都市ではサービス業が急速に拡大し、大量の農村出身者が就労を求めて都市へ流入した。新しい都市空間の形成、所得格差の拡大、雇用の不安定化などが重なり、売春業が再生しやすい条件が整っていったのである。このような状況の下で、売春業は再び姿を現し、各地で急速に広がっていった。その形態は、かつての妓館や赤線地帯とは大きく異なっていた。ダンスホール、カラオケ、理髪店、浴場、各種の娯楽施設に加え、インターネット空間や私人の居室まで、性取引の場は都市のさまざまな場所に分散し、より隠れた形で展開された。つまり、売春は特定の地域に集中するのではなく、都市生活のさまざまな領域に溶け込み、把握しにくい、複雑な様相を呈するようになったのである。

売春業が改革開放以降に再び拡大する中で、中国政府は法律上「売淫・買春は違法である」との立場を明確に維持し続けているが、実際の統治において、その姿勢が恒常に全面的な禁止を実行していたわけではなく、国家の判断によって常に調整されていたのである。ある時期には、大規模な取り締まりが断行されている。たとえば、1990 年代初頭には「社会風紀の乱れ」が問題視され、大都市を中心に徹底的な売春掃討が実施された。また、2010 年代には広東省東莞市では、風俗産業の拡大

が国内外で注目され、大規模な「打黄掃非」運動が展開され、国家の「社会浄化」の姿勢を全国的に示した。国際会議や大型イベントが予定されている時期には、開催を控えて売春取り締まりが大幅に強化され、短期間に一気に「社会の浄化」が進められる例も多い。一方で、ある時期には取締りが緩み、売春活動が再び広がるという状況が繰り返された。このように、中国政府の売春対策は、強い取り締まりと一定の緩和が交互に現れるという対応は、とくに改革開放以降次第に定着した。さらに、地域ごとの取り締まりの強度に大きな差が見られる。たとえば、首都北京の天安門周辺のように、政治的な注目度が高く、治安維持が重視される地域では、売春の取り締まりは常に厳しく行われる。これに対して、都市の周縁部などでは、日常的な取り締まりは比較的緩やかで、外見上の秩序を保つための最低限の対応にとどまる場合が少なくない。地方政府は、過度の取り締まりによって零細サービス業や賃貸住宅経営に影響が出ることを避けるため、状況が目立ちすぎない範囲で、ある程度の売春行為を黙認することがある。すなわち、国家は法的には売春を明確に禁止しつつも、地域の事情や経済的背景を踏まえて介入の強さを調整し、禁止と黙認のあいだを往復するような形で統治を進めてきたのである。

このような柔軟で揺れ動く対応が採られる背景には、単に国家の取り締まり能力の限界があるわけではなく、むしろ売春が都市社会において「危険性」と「機能性」の双方を併せ持つためである。一方では、売春は性病の感染拡大、治安の悪化、人口流動の不安定化、風紀の乱れといった問題と結びつけられ、都市管理上の「潜在的な危険」として扱われる。国家が本格的な掃討を行う際には、まさにこうした危険性が強調され、取り締まりの正当性として前面に出される。他方で、現実の都市生活において、性サービス産業は賃貸住宅市場、零細なサービス業、夜間経済、流動労働など、多様な経済活動と結びつき、地域経済の一部に組み込まれている場合がある。

このため、国家は売春問題に対処する際、表向きには強硬な禁止姿勢を保ちながら、実際の取り締まりでは状況に応じて柔軟に対応してきた。このような運用のあり方にこそ、近代の売春統制との連続性が見て取れる。

管理の外観を見れば、現代中国はもはや娼妓の登録や、売春指定地の設置、定期的な性病検査といった近代的売春統制の仕組みは存在していないが、より分散的で

日常化した行政措置を通じて統制が行われている。

まず、「娼妓登録」に相当する仕組みとして、ホテルの実名登録制度、娯楽施設の営業許可や備案手続き、賃貸住宅の届け出、さらには流動人口の管理を通じて、売春に関わる可能性のある女性の身元や移動が日常的に把握されている。これらの制度は、公娼制度における娼妓名簿ほど直接的ではないものの、対象を識別して管理するという点で、実質的には同様の機能を果たしている。次に、空間管理の面では、表向きには「売春指定地」は存在しないものの、娯楽施設の種類や所在地によって政府監督の強さを調整し、ホテルや賃貸住宅に対する重点的な巡回を行うなど、結果として「事実上の空間区分」が形成されている。どの区域で厳格に取り締まり、どの区域では一定の黙認を行うかという判断基準は、近代における売春指定地の設定と同じ発想に基づいている。さらに、衛生管理の面についても、売春女性に対する強制的な定期検査は行われなくなったものの、性病対策やエイズ予防に関する活動の多くは、性取引に関わる可能性の高い女性を主な対象としている。地方政府や疾病予防機関が特定地域で実施する講習・宣伝活動は、公衆衛生を名目としながらも、対象女性を特定し、その行動を把握する点で、近代の「衛生」を理由とした売春統制と深い連続性をもつ。最後に、娼妓の「隔離」や「教化」に該当する仕組みとして、1990年代から実施された売春女性に対する「収容教育」制度がある。この制度は、売春に従事した女性を拘束し、一定期間隔離したうえで「教育」を施す仕組みであり、その強制性や身体管理という点で、近代の娼妓救済と教養機関と共通する側面を持っていた。

総じていえば、今日の中国では、近代の売春統制が形式としては消滅したように見えても、国家が売春女性を把握し、管理下に置こうとする統治の論理そのものは現在まで続いている。むしろ、かつてのように管理対象が明確な売春統制が姿を消え、統治の技術はより広範で、不可視化かつ日常化した形へと変化した。売春統制はもはや独立した分野ではなく、治安、公衆衛生、流動人口の管理、都市空間の運営など、日常の行政措置と結びつきながら運用され、監視の対象も特定の「売春女性」から、「一般住民のすべての行為」へと拡張されている。したがって、売春統制の形式的な消滅は、国家が売春行為の管理から離れたことを意味するのではなく、統治が社会全体に浸透し、日常生活を対象とする仕組みへと転化したことを示して

いる。

参考文献

一、新聞

日本語

『朝日新聞』

『大阪朝日新聞』

『時事新報』

『青島新報』

『読売新聞』

中国語

『大公報』

『時事新報』

『光華日報』

『膠澳公報』

『民言報』

『平民報』

『青報』

『青島大新民報』

『青島時報』

『青島市市政公報』

『青島新民報』

『青島正報』

『申報』

二、史料

日本語

石津功『実録第二次世界大戦戦記 降り坂滑る右に石あり』文芸社、2003 年。

小野謙一『満蒙策論』1915 年。

上仲尚明『膠州湾詳誌』1914 年。

外務省通商局編『海外各地在留本邦人職業別人口表』1925～1930 年。

外務省編『外務省警察史』第38巻、不二出版、2000年。

外務省東亜局第三課『領事館令集』1938～1939年。

興亜院華北連絡部『北支に於ける文教の現状』1941年。

参謀本部編『大正三年日独戦史』上巻、東京偕行社、1916年。

支那研究会『山東の富源』活人社、1914年。

城西隠士『新聞社の屑籠』八木沢由次郎、1914年。

春風亭柳昇『陸軍落語兵』立風書房、1987年。

高橋源太郎『青島案内：附・山東鉄道沿線小記』久松閣、1921年。

田原天南『膠州湾』満州日日新聞社、1914年。

青島軍政署『青島軍政一周年記念』1915年。

青島軍政署『青島軍政の概況』1915年。

青島民政署編『青島要覧』巖松堂書店、1918年。

青島守備軍司令部『青島守備軍統計年報』第1～5回、1917－1921年。

青島興信所『山東日支人信用秘録』1926年。

日華社『青島案内 昭和7年版』1932年。

松浦厚『青島游記』1915年。

明治大正昭和新聞研究会『新聞集成大正編年史 大正3年度版 下』1980年。

陸軍軍醫團『軍医団雑誌』第47号、1913年。

陸軍省『青島軍政史』第1巻、第2巻、1927年。

中国語

胡存約『海雲堂随記』青島市博物館・中国第一歴史档案館・青島市社会科学院

編『德国侵占胶州湾史料選編（1897—1898）』山東人民出版社、1986年。

膠澳商埠局『膠澳商埠現行法令彙纂』1926年。

魏鏡『青島指南』、平原書局、1933年。

駱金銘『青島風光』光華印刷局、1935年。

駱金銘『青島警察沿革』青島興華印書局、1934年。

青島市档案館編『青島開埠十七年——「膠澳發展備忘録」全訳』中国档案出版社、2007年。

青島市档案館・中国第一歴史档案館編『膠州湾事件档案史料彙編』青島出版社、

2011 年。

青島市档案馆編『膠澳商埠档案史料選編（一）』青島出版社、2015 年

青島市档案馆編『膠澳商埠档案史料選編（二）』青島出版社、2015 年

青島特別市財政局編『青島特別市稅務關係規則類集』1940 年。

青島市社會局『青島市社會局業務特刊：二十一年七月至十二月』、1933 年。

青島治安維持会『青島治安維持会行政紀要彙編』、1939 年。

張研・孫燕京主編『民国史料叢刊』第 58 冊、大象出版社、2009 年。

張研・孫燕京主編『民国史料叢刊続編』第 134 冊、第 136 冊、第 137 冊、大象出版社、2012 年。

趙琪修・袁榮叟『膠澳志』文海出版社、2011 年。

中央檔案館編『中央檔案館藏日本侵華戰犯筆供選編』、中華書局、2017 年。

ドイツ語

Hans Podesti, “Entwicklung und Gestaltung der gesundheitlichen Verhältnisse bei den Besatzungstruppen des Kiautschou-Gebietes...,” Deutsche Militärische Zeitung 38, no. 4, 1909.

Walther Uthemann & Ernst Fürth, *Tsingtau. Ein kolonialhygienischer Rückblick auf die Entwicklung des Deutschen Kiautschougebietes*, Beihefte zum Archiv für Schiffs und Tropenhygiene, 1911.

三、研究書

日本語

1992 京都「おしえてください！『慰安婦』情報電話」報告集編集委員会編『性と侵略——「軍隊慰安所」84ヶ所元日本兵らの証言』社会評論社、1993 年。

ヴォルフガング・パウワー『植民都市・青島 1914－1931：日・独・中政治経済の結節点』大津留厚監訳、昭和堂、2007 年。

可児弘明『近代中国の苦力と「猪花」』岩波書店、1979 年。

金富子・金栄『植民地遊郭：日本の軍隊と朝鮮半島』吉川弘文館、2018 年。

宋連玉『植民地「公娼制」に帝国の性政治をみる：釜山から上海まで』有志舎、2023 年。

寺澤優『戦前日本の私娼・性風俗産業と大衆社会：売買春・恋愛の近現代史』有志舎、2022年。

林葉子『性を管理する帝国：公娼制度下の「衛生」問題と廃娼運動』大阪大学出版会、2017年。

藤目ゆき『性の歴史学：公娼制度・堕胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版、1997年。

藤野豊『性の国家管理：買売春の近現代史』不二出版、2001年。

水戸部由枝『近代ドイツ史にみるセクシュアリティと政治：性道徳をめぐる葛藤と挑戦』昭和堂、2022年。

吉見義明『買春する帝国：日本軍「慰安婦」問題の基底』岩波書店、2019年。

中国語

Gail Hershatte『危険的愉悅：20世紀上海的娼妓問題与現代性』韓敏中・盛宁訳、江蘇人民出版社、2003年。

Klaus Mühlhahn『在「模範殖民地」膠州湾的統治与抵抗』孫立新編訳、山東大学出版社、2005年。

Prasenjit Duara『文化、権力与国家：1900～1942年の華北農村』王福明訳、江蘇人民出版社、2003年。

郭謙『轉型期城市社会治理研究：民国山東城市下層社会調控透視』江蘇人民出版社、2021年。

邵雍『中国近代妓女史』上海人民出版社、2005年。

蘇智良『日軍「慰安婦」研究』團結出版社、2015年。

蘇智良・劉萍・陳麗菲主編、上海師範大学中国「慰安婦」問題研究中心編『日軍「慰安婦」問題調査与研究』上海書店出版社、2020年。

蘇智良『抗日戦争特集研究 慰安婦制度研究』江蘇人民出版社、2022年。

孫高杰『1902—1937年北京的婦女救済——以官方善業為研究中心』厦門大学出版社、2014年。

武舟『中国妓女生活史』湖南文芸出版社、1990年。

武舟『中国妓女文化史』東方出版中心、2006年。

趙勇『近代中国城市管理法制研究——以上海、南京為中心』河南人民出版社、2020

年。

庄維民・劉大可『日本工商資本与近代山東』社会科学文献出版社、2005 年。

英語・ドイツ語

Daniel J. Walther, *Sex and Control: Venereal Disease, Colonial Physicians, and Indigenous Agency in German Colonialism, 1884-1914*, Berghahn Books, 2015.
Wolfgang U. Eckhart, *Deutsche Ärzte in China 1897-1914*, Urban & Fischer, Mchn, 1989.

四、研究論文

日本語

浅田進史『膠州湾租借地におけるドイツ植民地統治と社会秩序（1897—1914）』千葉大学大学院博士論文、2007 年。

浅田進史「植民地権力と越境のポリティクス：膠州湾租借地におけるドイツ統治を再考する」『境界研究』第 3 号、2012 年。

浅田進史「ドイツ植民地に模範的労働者階級を創造する——青島の事例を中心に」

浅田進史・榎一江・竹田泉編『グローバル経済史にジェンダー視点を接続する』日本経済評論社、2020 年。

郭琿「青島日本人居留民社会の形成と展開 1914～1945 年——帝国主義下の社会変容と対外関係の分析を中心に」早稲田大学大学院博士論文、2020 年。

許娟姫「韓国券番成立過程の導入期に関する研究——日本の公娼制度との関係を中心に」『人間文化論叢』第 8 巻、2005 年。

田村雲供「女性人身売買問題と東・西ユダヤ女性——19・20 世紀転換期における『性』・『人種』・『階級』」『社会科学』第 48 号、1992 年。

単荷君「ドイツ統治下の青島における日本人の進出（1897～1914）——経済活動と情報収集活動を中心に」『総研大文化科学研究』14 号、2018 年。

単荷君「日本第一次占領期における青島軍政署の都市開発政策——日本人新市街「新町」の形成を中心に」大里浩秋・内田青蔵・孫安石編著『東アジアにおける租界研究 その成立と展開』東方書店、2020 年。

高峰・山根周・趙冲・角野幸博「ドイツ統治期の中国・青島市・大鮑島地域におけ

る里院街区の形成と変容に関する考察」『日本建築学会計画系論文集』88 巻 813 号、2023 年。

馬場毅「治安強化運動と山東抗日根拠地について」馬場毅編『多角的視点から見た日中戦争—政治・経済・軍事・文化・民族の相克』集広舎、2015 年。

藤永壮「日露戦争と日本による「満州」への公娼制度移植」『快楽と規制——近代における娯楽の行方』大阪産業大学産業研究所、1998 年。

藤永壮「植民地朝鮮における公娼制度の確立過程——1910 年代のソウルを中心に」『二十世紀研究』第 5 号、2004 年。

藤永壮「植民地公娼制度と日本軍『慰安婦』制度」早川紀代編『植民地と戦争責任』吉川弘文館、2005 年。

藤目ゆき「『慰安婦』問題の解決を妨げるもの」『「慰安婦」問題の本質——公娼制度と日本人「慰安婦」の不可視化』白澤社、2015 年。

人見佐知子「娼妓からみた近代日本の公娼制度——周旋業者・借金・梅毒」『民俗文化』34 号、2022 年。

本庄比佐子「膠州湾租借地内外における日本の占領地統治」本庄比佐子編纂『日本の青島占領と山東の社会経済 1914—22 年』東洋文庫、2006 年。

宮脇弘幸「日中戦争期日本軍占領区の文教政策」『人文社会科学論叢』30 号、2021 年。

山本一生・新保敦子「中華民国期山東省青島における日本語教育——「日支事変」を中心に」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』24 号、2014 年。

林伯耀「天津の日本軍「慰安婦」供出システム——偽「天津特別市政府」警察局の公文資料から」『女性・戦争・人権』2 号、1999 年。

渡辺達朗・山崎万緋「戦前・戦時下における組合制度の変遷と政策目的——出版・書籍流通と東京の古書籍商の事例を中心に」『専修ビジネス・レビュー』20 期 1 号、2025 年。

中国語

曹瑞冬「清末民初広東の花捐包徴与政商関係」『財政監督』2020 年第 6 期。

陳蘊茜・劉煒「秦淮空間重構中的国家権力与大众文化」『史林』2006 年第 6 期。

董良保『二三十年代青島城市發展研究（1922—1937）』南京大学大学院博士論文、2001 年。

李常宝「秩序的騷動与都市公共空間被侵害後の社会回応」『福建論壇』2010年第7期。

馬軍「1948年上海舞潮案中的舞業同業公会」『近代史研究』2002年第2期

齊冬冬・劉夢奇「近代犹太人在青島生活狀況研究」『現代教育論壇』第2卷第8期、2019年。

齊小林「昔日的進步：清末北京公娼制度緣起考略」『“性・性別与社会”跨学科学術研討会論文集』2017年。

秦曉梅『近代山東娼妓業的興衰』『中華女子学院山東分院學報』2007年第2期。

宋明軍「南京国民政府戰前首都禁娼初探」『民国档案』2004年第2期。

宋喆「近代青島舞女群体研究」聊城大学大学院修士論文、2011年。

王琦・蔡勤禹「民国時期的青島濟良所」『濟寧学院學報』2011年第2期。

王允雪「20世紀上半叶哈爾濱犹太婦女研究」西北大学大学院修士論文、2016年。

魏文享「工商团体与南京政府時期之營業稅包徵制」『近代史研究』2007年第6期。

夏嫣然『近代青島娼妓業研究』青島大学大学院修士論文、2022年。

徐振江「1928—1932年南京国民政府管轄青島的政治策略及其成因——一項政治地理学研究」中国海洋大学大学院修士論文、2009年。

葉揚兵「日偽統治時期南京的娼妓業」『學海』2010年第6期。

袁瑋蔓「19—20世紀初期德帝国擴張与医学研究：以德国膠澳軍医医学報告為中心的探討」『自然弁証法通信』第43卷第9期、2021年。

張侃・劉偉彦「略論近代中国花捐的開徵与演化及其財政・社会形態」『近代史學刊』第20輯、2018年。

趙秀寧「抗日戰爭時期的青島特別市偽政權（1938.1～1945.8）」北京大学大学院博士論文、2018年。

周紅「女性為自我言說——『婦女共鳴』（1929—1944）的性別論述」『厦大史學』第4輯、2013年。

ドイツ語

Klaus Mühlhahn, “Prostitution in der Musterkolonie Kiautschou,” Bechhaus-Gerst, Marianne and Leutner, Mechthild, *Frauen in den deutschen Kolonien*, Links Druck Verl, 2009.

謝辞

本論文の完成にあたり、主査の近藤和敬先生、副査の木村凉子先生、三好恵真子先生に心より御礼申し上げます。先生方には丁寧かつ的確なご指導を賜り、本研究を最後まで進めることができました。ここに深く感謝申し上げます。また、座古勝先生にも厚く御礼申し上げます。研究と生活の両面において最も困難な時期に、座古先生から多大なるご支援をいただき、研究環境を立て直し、学業を継続することができました。

そして、チューターの高柳瞭太さんに感謝申し上げます。日本語表現の推敲や論証上の課題について繰り返し助言をいただきました。また、李青凌さん、趙婧さんにも心より御礼申し上げます。最も困難な時期に互いに支え合い、共に戦う経験は、私にとってかけがえのないものであり、大きな支えとなりました。

さらに、本研究の出発点となった私の出身地である青島、そしてそこで生活する性産業に関わる人々にも、ここに記して感謝の意を表したいと思います。本論文において個々の具体的な経験を直接描くことはできませんでしたが、彼女たちとの出会いは、本研究の問題関心を形成するうえで重要な契機となりました。

また、西安電子科技大学の凌昊先生にも深く感謝申し上げます。凌先生の励ましにより、日本留学の機会を得ることができ、現在に至る研究の道を歩むこととなりました。

俞健奇さんに心より感謝申し上げます。学術面においては、常に論文の構想について共に考え、議論を重ね、文献や史料の読解をともに行いながら、研究の視野を広げてくださいました。また、研究の迷いの時期にも寄り添い続けてくださいました。生活面においても、多くの困難を共に乗り越え、惜しみない支えと尽力をいただきました。あなたの存在は、私がより勇気をもって歩むための大きな支えとなりました。

最後に、家族にも心から感謝申し上げます。長期にわたる海外での研究生活を温かく見守り、支え続けてくれたことが、本研究を完成させるうえで大きな力となりました。